厚岸町
都市計画マスタープラン

令和６年３月
北海道 厚岸町

目次

序章　計画の役割と位置づけ 3
1 計画の役割と位置づけ 3
1. 計画の役割 3
2. 計画見直しの背景 4
3. 計画の位置づけ 4
2 計画の期間と構成 5
1. 計画の期間 5
2. 計画の構成 5
第1章 全体構想 6
第1節 基本方針 6
1 厚岸町の概況 6
1. 位置･地勢 6
2. 気候 7
3. 人口･世帯数 8
4. 年齢別の人口構成 9
5. 地区別の人口･世帯数 10
6. 産業別の就業構成 11
7. 産業の概況 12
2 都市整備の状況 15
1. 幹線道路の整備状況 15
2. 公園･緑地の整備状況 15
3. 下水道の整備状況 16
4. 土地利用の状況 16
3 まちづくりの課題と基本方向 20
1. まちづくりの課題 20
2. まちづくりの基本方向 22
4 まちづくりの理念と将来像 24
1. まちづくりの理念 24
2. 将来像 25
3. 人口フレーム 25
4. 将来像の実現をめざして 26
5 将来都市構造 27
1. 地域･軸･拠点の設定 27
2. 将来都市構造図と全体構想との関係 28
第2節 分野別方針 32
1 土地利用の方針 32
1－1. 骨格的な土地利用の方針 32
1－2. 自然的土地利用地域の方針 34
1－3. 都市的土地利用地域の方針 40

2 交通の方針 46
2－1. 道路交通網の方針 46
2－2. 公共交通の方針 48
3 水と河川の方針 52
3－1. 河川づくりの方針 52
3－2. 上水道の整備 54
4 衛生処理施設の方針 56
4－1. ごみ処理等の方針 56
4－2. 汚水処理（し尿処理）の方針 57
5 生活環境づくりの方針 58
5－1. 福祉・子育て支援の環境づくり 58
5－2. 地区環境づくり 59
5－3. 住宅・住環境づくり 59
5－4. 公園緑地の緑づくり 60
5－5. 景観づくり 64
6 防災環境づくりの方針 68
7 産業環境づくりの方針 74
7－1. 水産業 74
7－2. 農業 75
7－3. 林業 76
7－4. 商工業 77
7－5. 観光 78
第2章 地域別構想 80
1 中心市街地域 80
1. 地域の発展経緯 80
2. 地域づくりに向けた住民の声 81
3. 地域づくりの方針 82
2 農村地域 90
1. 地域の発展経緯 90
2. 地域づくりに向けた住民の声 91
3. 地域づくりの方針 92
3 漁村地域 96
1. 地域の発展経緯 96
2. 地域づくりに向けた住民の声 97
3. 地域づくりの方針 98
第3章 計画の実現に向けて 102
1 計画の進行管理 102
2 町民へのまちづくり情報の提供 103
3 協働のしくみづくり 103

序章　計画の役割と位置づけ

1 計画の役割と位置づけ

1. 計画の役割

厚岸町都市計画マスタープランは、厚岸のまちづくりを進めていくにあたり、都市計画の骨格となる基本的な方針を示すものです。

具体的には、次の役割を担います。

(1)まちや地域の将来像を示す

厚岸町都市計画マスタープランは、「第6期厚岸町総合計画」を上位計画とし、総合計画で示された都市計画に係る事項について、具体的な方針を定めるものです。

本計画は、「第6期厚岸町総合計画」並びに北海道が定める「厚岸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、まちや地域の将来のあるべき姿や都市整備の基本的な方向性を示すものです。

そのため、本計画は、財政的に裏付けされた個別具体の事業や施策を細かく定めるものではなく、まちや地域の将来像を示し、それを町民・事業者・行政で共有することで、協働のまちづくりを進めていくことをめざすものです。

(2)総合的・一体的なまちづくりを実現する

今日のまちづくりに係る社会的な課題(環境負荷の低減や地域内資源の循環活用、都市の防災性の向上、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型の都市構造の実現、SDGs達成への貢献等)は多岐に渡るため、環境や防災、福祉など様々な分野との連携・調整が不可欠となっています。

特に、今後の社会動向として人口減少が進み、高齢者のさらなる増加が見込まれる中では、コンパクトなまちづくり[1]を進めることが重要となっています。町の個性を発揮しながら、施策を効果的に展開するためにも、関連分野・関係部局との連携による総合的・一体的なまちづくりのための指針としての役割を担います。

[1] コンパクトなまちづくり:町の中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めて、住みやすいまちづくりをめざした都市の形態。

2. 計画見直しの背景

厚岸町では、平成16年3月に「厚岸町都市計画マスタープラン」を策定した後、令和元年7月に見直しを行い、これに沿ってまちづくりを進めてきました。その後の人口減少・少子高齢社会のさらなる進展、地球環境問題の高まり、経済・社会情勢の変化に伴う地方財政切迫、北海道横断自動車道根室線　厚岸IC(仮)の整備決定など都市をとりまく状況の変化への対応、及び第6期厚岸町総合計画との整合性を図るために、このたび厚岸町都市計画マスタープランの見直しを行いました。

3. 計画の位置づけ

厚岸町都市計画マスタープランは、「第6期厚岸町総合計画」を上位計画とし、北海道が定める「厚岸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、他の部門計画や構想との整合を図り、策定します。

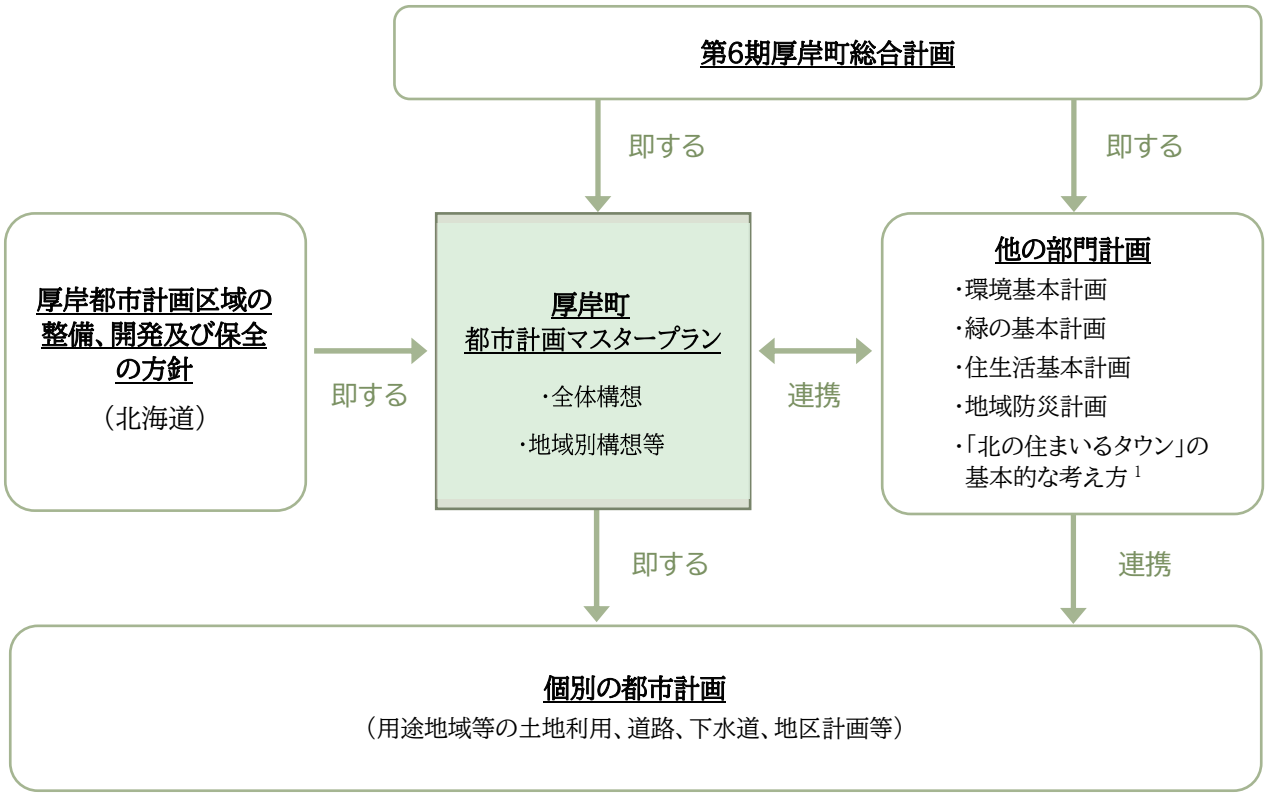

[1]「北の住まいるタウン」の基本的な考え方：北海道では平成25年3月に「次世代北方型居住空間モデル構想」を策定し、コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環などの取組を推進してきたところであり、これまでの取組を併せて、買い物支援などの生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域を目指す「北の住まいるタウン」を推進していくために、平成 28 年7月に策定され、令和4年11月に改訂された基本的な考え方。

2 計画の期間と構成

1. 計画の期間

都市計画マスタープランの計画期間は、概ね20年後を見据えた長期的なものとし、当初計画では平成16年度（2004年度）から平成35年度（2023年度）までを目標年次としていました。

本計画は第2期の計画として、当初計画の計画期間の考え方を踏襲し、令和6年度（2024年度）から令和25年度（2043年度）までを目標期間とします。

また、時代とともに変遷していくまちの実状に即して、本計画も柔軟な対応を図る必要があることから、状況に応じた見直しを行っていくものとします。

2. 計画の構成

都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」「地域別構想」「計画の実現に向けて」の3つで構成されています。

「全体構想」は、まちづくりの基本方向・理念・将来像と将来都市構造を示す「基本方針」、及び土地利用・交通・水と河川などの分野ごとに方針を示す「分野別方針」により構成し、町全体のまちづくりの方針を示します。

「地域別構想」は、町内を大きく3つの地域に分けて、地域ごとのまちづくりの方針を示します。

「計画の実現に向けて」は、都市計画マスタープランがめざすまちの将来像を実現するための取組・手法等の考え方を示します。

■計画の構成

章	構成	区分・分野	
第1章	全体構想	基本方針	まちづくりの基本方向
			まちづくりの理念
			将来像
			将来都市構造
		分野別構想	土地利用の方針
			交通の方針
			水と河川の方針
			衛生処理施設の方針
			生活環境づくりの方針
			防災環境づくりの方針
			産業環境づくりの方針
第2章	地域別構想	中心市街地域	湖南地区
			湖北地区
		農村地域	
		漁村地域	
第3章	計画の実現に向けて		

第1章 全体構想

第1節 基本方針

1 厚岸町の概況

1. 位置・地勢

厚岸町は、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しています。

東西35.5km、南北45.1km、総面積739.27㎢の広さとなっています。

地勢としては根釧原野の一部であり、町北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されています。また、厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が点在しています。

東経　145°00’～144°34’
北緯　43°21’～42°56’
面積　739.27 ㎢
南北　45.1 ㎞
東西　35.5 ㎞

東京→釧路	［飛行機］	約1時間40分
札幌→釧路	［飛行機］	約45分
	［JR］	約4時間
釧路→厚岸	［JR］	約60分
	［車］	約50分

2. 気候

気候は、年間を通じて冷涼で、特に春から夏にかけては海霧の影響を受けるため日照時間が短く、秋は降水量も少なく晴天が続き、冬は比較的晴れの日が多いものの厳寒期の凍結が著しい気候条件にあります。

■月別平均気温（令和2年）　（℃）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
厚岸（太田）	-4.9	-5.3	0.7	3.4	9.2	13.8	15.8	19.1	16.1	11.1	4.8	-3.8
札幌	-2.3	-2.1	3.3	6.8	13.7	18.3	21.2	23.3	20.1	13.1	6.3	-1.6

資料：気象庁

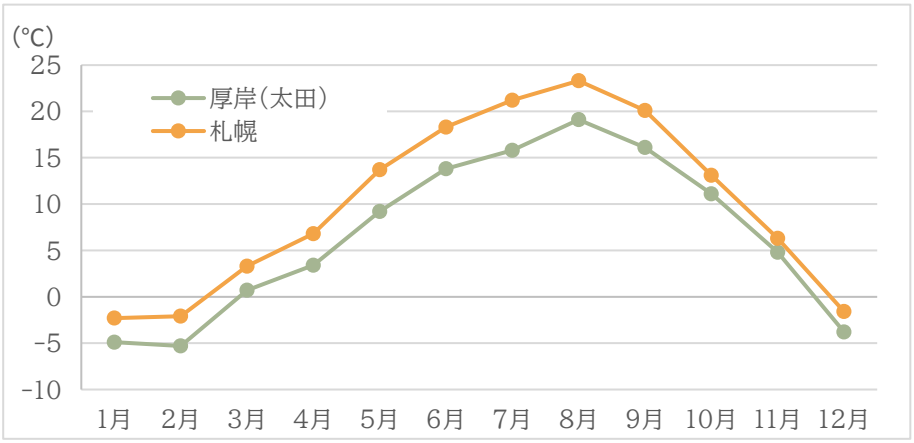

3. 人口・世帯数

厚岸町の人口は、国勢調査によると令和2年は8,892人となっており、昭和35年の20,185人をピークに減少傾向が続いています。

世帯数は、人口が減少に転じてからも緩やかに増え続け、平成になってからは横ばいが続きましたが、平成22年からは減少傾向にあります。

■人口・世帯数の推移　　（人口：人、世帯数：世帯）

	昭和						平成						令和
	35年	40年	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年
人口	20,185	19,039	18,114	16,778	15,940	15,417	14,093	13,076	12,307	11,525	10,630	9,778	8,892
世帯数	3,934	4,218	4,466	4,469	4,608	4,631	4,399	4,341	4,320	4,325	4,278	4,115	4,021

資料：国勢調査

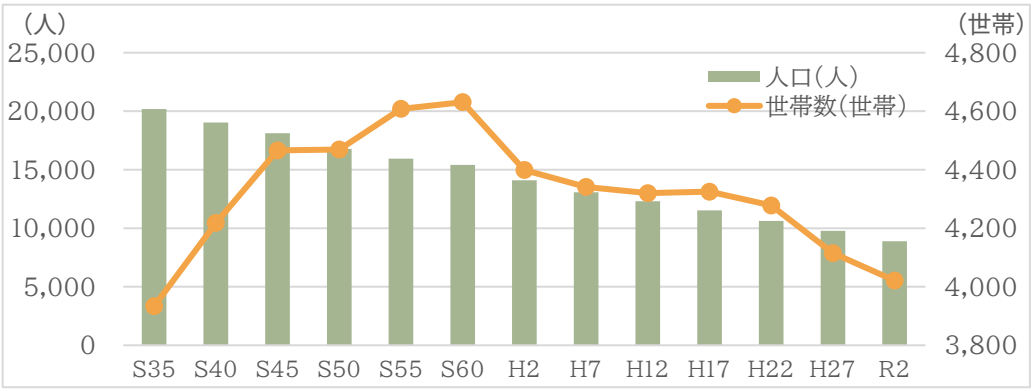

4. 年齢別の人口構成

令和2年国勢調査の総人口8,891人に対して、年少人口（0～14歳）が900人（10.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が4,809人（54.1%）、老年人口（65歳以上）が3,182人（35.8%）となっており、超高齢社会[1]に突入した以降も高齢化率の上昇が続いています。

■年齢別の人口構成

区分	総数		男（人）	女（人）
	実数（人）	構成比（%）		
0歳～4歳	234		107	127
5歳～9歳	320		179	141
10歳～14歳	346		172	174
小計	900	10.1	458	442
15歳～19歳	326		164	162
20歳～24歳	344		160	184
25歳～29歳	402		205	197
30歳～34歳	391		202	189
35歳～39歳	429		208	221
40歳～44歳	473		249	224
45歳～49歳	599		297	302
50歳～54歳	579		288	291
55歳～59歳	628		298	330
60歳～64歳	638		311	327
小計	4,809	54.1	2,382	2,427
65歳～69歳	771		369	402
70歳～74歳	713		317	396
75歳～79歳	575		229	346
80歳～84歳	553		207	346
85歳以上	570		210	360
小計	3,182	35.8	1,332	1,850
総数	8,891	100.0	4,172	4,719

資料：国勢調査（令和２年10月１日現在）　※年齢不詳1名を除く

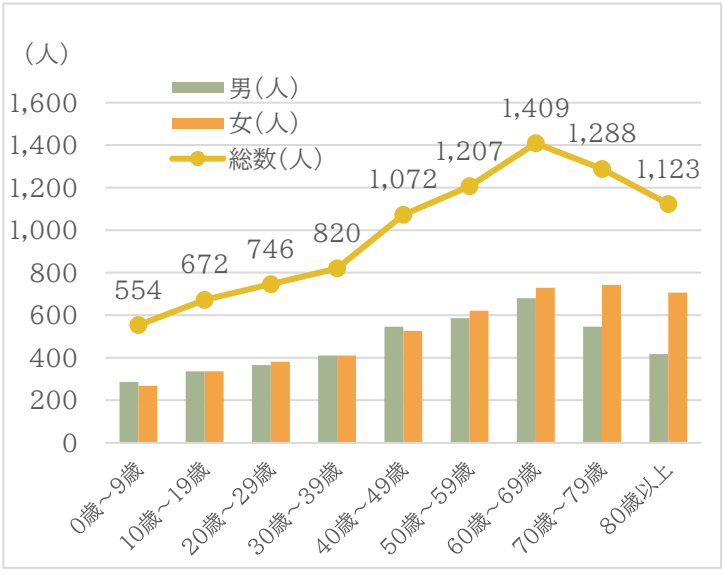

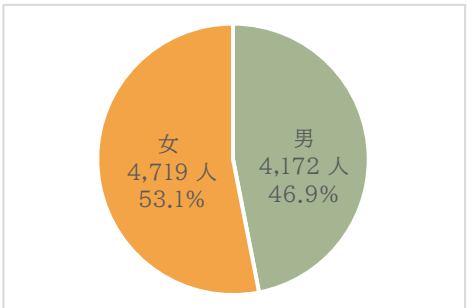

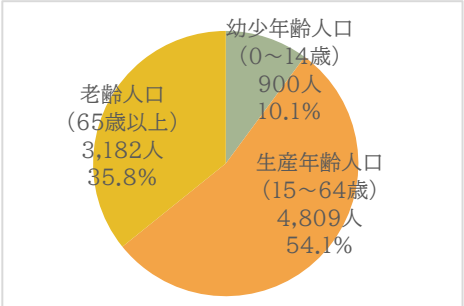

[1] 超高齢社会：高齢化率（65 歳以上の総人口に占める割合）が 21%を超えた社会。14%を超える社会を「高齢社会」、7%を超える社会を「高齢化社会」とした。

5. 地区別の人口・世帯数

町内を大きく湖南地区と湖北地区に分けると、令和3年12月末の総人口9,242人（住民基本台帳）に対して、湖南地区の人口が3,263人（35.3％）、湖北地区の人口が5,979人（64.7％）となっており、湖北地区に6割以上が居住しています。

■地区別の人口・世帯数

地区名		世帯数（世帯）	人口（人）		
			総数	男	女
厚岸町総数		4,387	9,242	4,371	4,871
	湾　　月	236	540	257	283
	有　　明	58	111	53	58
	若　　竹	219	459	211	248
	松　　葉	188	354	150	204
	梅　　香	182	359	165	194
	奔　　渡	386	938	446	492
	筑　紫　恋	26	64	27	37
	床　　潭	147	401	197	204
	末　　広	19	37	15	22
	小　　島	—	—	—	—
湖南地区合計		1,461	3,263	1,521	1,742
	港　　町	287	514	242	272
	真　　栄	275	504	253	251
	宮　　園	559	1,175	555	620
	白　　浜	392	723	311	412
	住　の　江	324	625	317	308
	山　の　手	176	415	203	212
	門　　静	184	420	199	221
	太　　田	150	335	156	179
	片　無　去	52	131	64	67
	糸　魚　沢	32	63	30	33
	若　　松	30	75	38	37
	トライベツ	16	37	16	21
	尾　　幌	120	249	110	139
	上　尾　幌	83	145	65	80
	苫　　多	22	55	32	23
	光　　栄	224	513	259	254
湖北地区合計		2,926	5,979	2,850	3,129

資料：住民基本台帳（令和3年 12 月末現在）

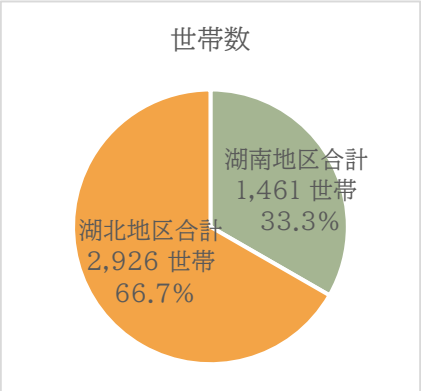

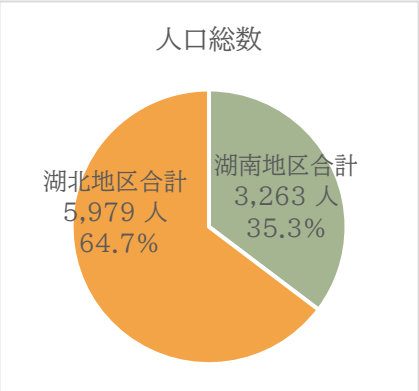

6. 産業別の就業構成

就業者数は、令和2年国勢調査によると5,159人で、15歳以上人口（年齢不詳を除く）の62.7%となっています。

産業別にみると、第1次産業が30.3%、第2次産業が20.6%、第3次産業が49.0%となっています。

■産業別就業者数（15歳以上）

区分	実数（人）	構成比（%）
就業者総数	5,159	100.0
第1次産業	1,565	30.3
農業	420	8.1
漁業	1,117	21.7
林業	28	0.5
第2次産業	1,061	20.6
鉱業、採石業、砂利採取業	20	0.4
建設業	356	6.9
製造業	685	13.3
第3次産業	2,527	49.0
電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.4
情報通信業	6	0.1
運輸・郵便業	190	3.7
卸売・小売業	666	12.9
金融・保険業	53	1.0
不動産業・物品賃貸業	20	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	58	1.1
宿泊業、飲食サービス業	211	4.1
生活関連サービス業、娯楽業	87	1.7
教育、学習支援業	176	3.4
医療、福祉	400	7.8
複合サービス事業	144	2.8
サービス業（他に分類されないもの）	217	4.2
公務（他に分類されるものを除く）	280	5.4
分類不能の産業	6	0.1

資料：令和2年国勢調査

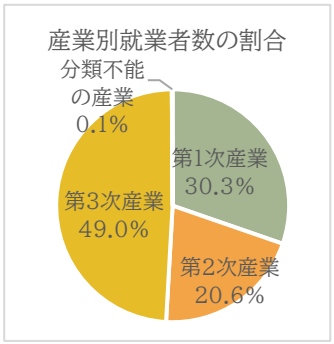

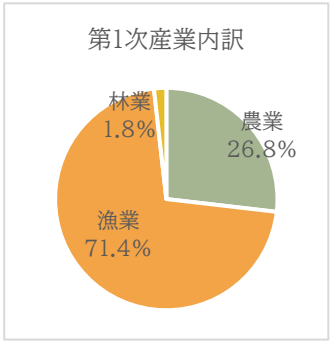

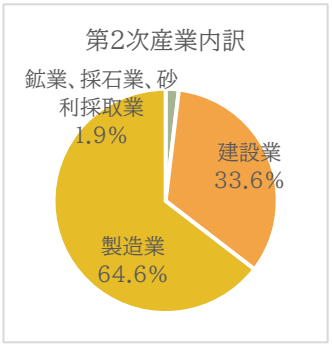

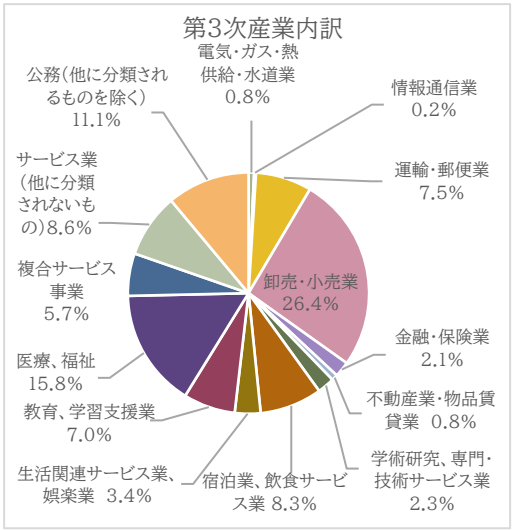

7. 産業の概況

産業別の就業者数の推移は以下の通りであり、平成27年国勢調査と比較すると、第1次～第3次産業ともに就業者数が減少しています。

■産業別の就業者数の推移

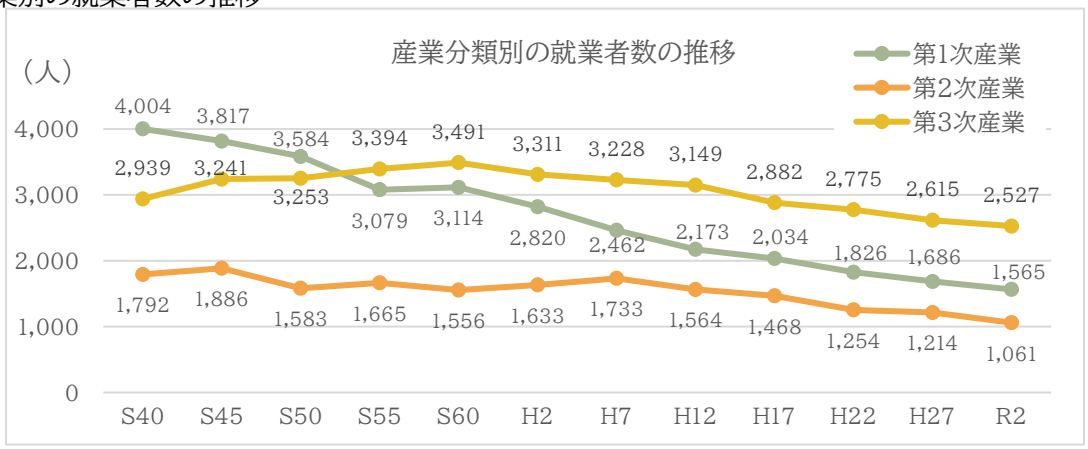

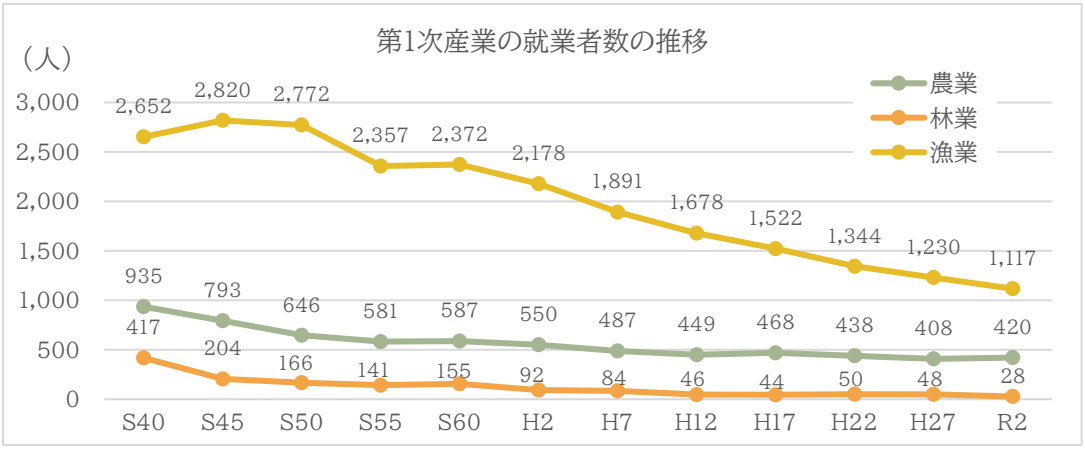

資料：国勢調査

(1)農業

農家戸数は減少傾向にあり、平成7年の農家戸数202戸が、令和2年には101戸と50%減となりました。農業就業者数は平成7年の487人から、令和2年には420人と14%減少となっていますが、平成27年の408人からは増加しています。また、農業生産額は、平成7年度（48億2千万円）から令和元年度（64億6千万円）まで増加傾向（27%増）にあります。

■農家数・農業生産額の推移

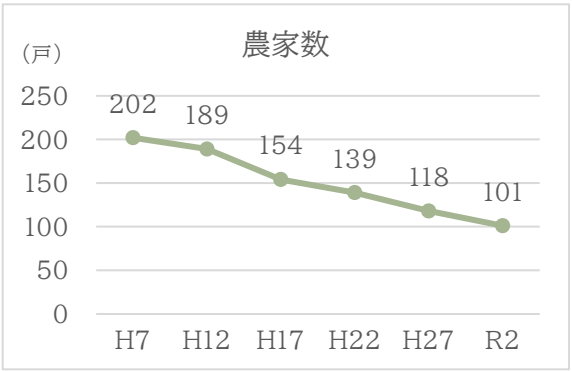

資料：令和3年度版厚岸町統計書
（各年２月１日現在）

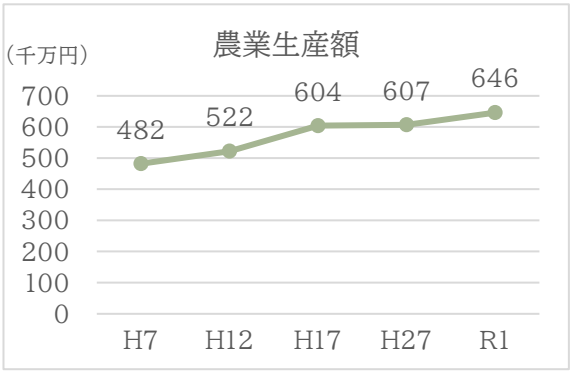

資料：生産農業所得統計、水産農政課

(2)漁業

漁業経営体数は昭和53年以降減少しており、平成30年には346戸となっています。

漁業従事者数も昭和60年以降減少を続け、令和２年には1,117人になっています。

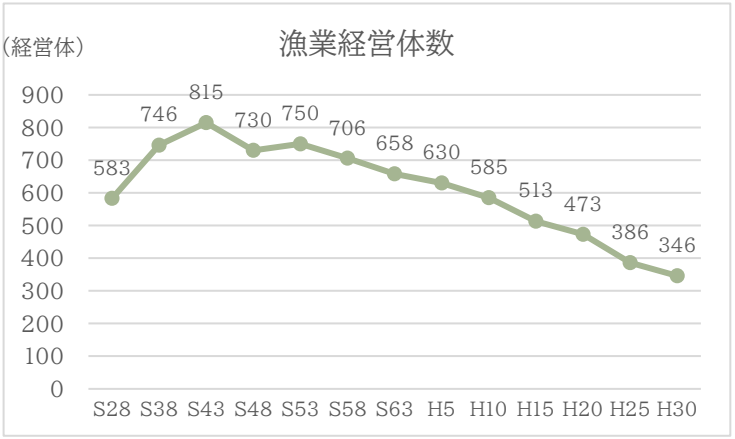

資料：北海道統計課「漁業センサス」

漁業生産高は、平成26年の69億円をピークに令和2年は44億円まで減少しています。

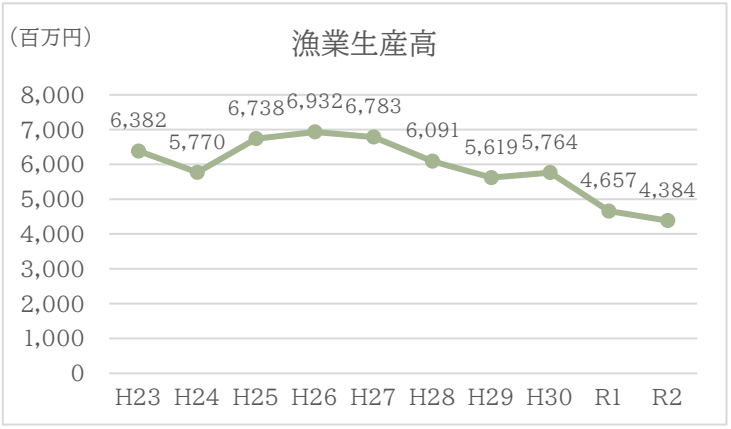

資料：水産農政課・北海道「港勢調査」

(3)林業

林業従事者数は近年微増傾向にありましたが、令和2年は28人まで減少しています。

林業面積は平成17年の41,745haから令和2年の42,508haまで微増傾向となっています。

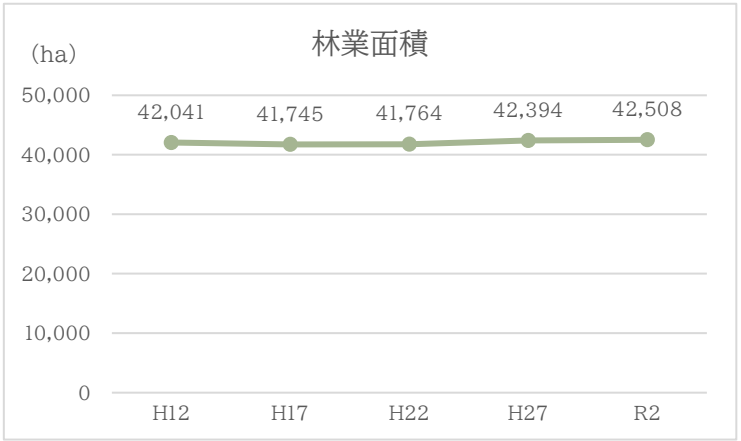

資料：北海道林業統計

(4)商業

卸・小売業の店舗数は概ね減少傾向にあり、平成3年に240店だったのが平成28年には136店(43%減)となっています。

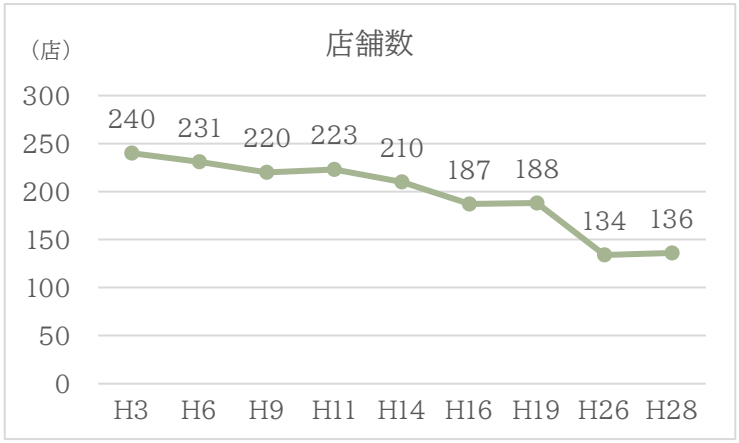

資料:北海道統計、釧路総合振興局「商業統計調査」、
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(5)観光

観光入込客数は平成23年に312,200人にまで減少した後、平成24年から増加傾向に転じ、令和元年には445,200人と回復傾向を見せていましたが、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しています。

観光入込客数に占める道外客の割合は平成23年までは概ね9～17%でしたが、平成24年からは25～29%程度になっています。

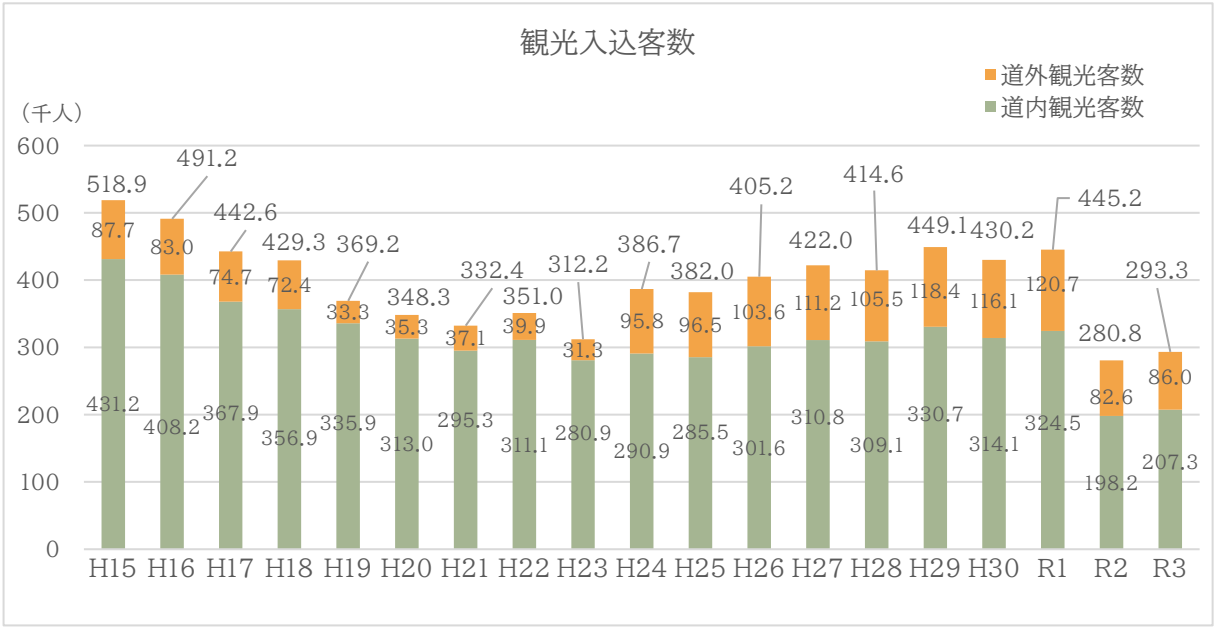

資料:観光商工課「観光入込客数調査」

2 都市整備の状況

1. 幹線道路の整備状況

幹線道路である都市計画道路は全13路線であり、この内の5路線は整備済みとなっています。そのほかの8路線は部分的な整備にとどまるか、あるいは未着手となっています。

■都市計画道路の概要

種別	街路番号			名称	延長(m)	主な幅員(m)	改良済		舗装済	
	等級	種別	番号				延長(m)	改良率(%)	延長(m)	改良率(%)
国道	3	4	2	山手通	3,790	20	—	—	—	—
道道	3	4	3	港通	1,100	20	1,100	100.0	1,100	100.0
	3	4	4	駅前通	80	18	80	100.0	80	100.0
	3	4	5	厚岸大橋通	3,560	16	1,740	48.9	1,740	48.9
	3	4	9	白浜通	2,310	20	2,310	100.0	2,310	100.0
町道	3	4	1	真栄住の江通	950	16	350	36.8	350	36.8
	3	4	4	駅前通	20	18	20	100.0	20	100.0
	3	4	5	厚岸大橋通	770	16	770	100.0	770	100.0
	3	4	6	松葉通	3,760	16	1,510	40.2	1,510	40.2
	3	4	7	桜通	1,340	16	1,340	100.0	1,340	100.0
	3	4	8	真竜3条通	1,400	16	1,400	100.0	1,400	100.0
	3	4	10	太田南通	1,680	16	—	—	—	—
	3	4	11	白浜北通	850	16	—	—	—	—
	3	3	12	白浜中央通	800	23	—	—	—	—
	3	4	13	白浜西通	1,170	16	—	—	—	—
合 計					23,580	—	10,620	45.0	10,620	45.0

2. 公園・緑地の整備状況

都市公園の整備状況は令和4年3月末現在で合計43haです。大規模な公園としては都市計画決定を受けた宮園公園、その他の都市公園である子野日公園が供用されています。

■都市公園の概況

種別			名称	所在地	都市計画決定面積	供用開始年月日	面積(ha)
都市公園	都市計画公園等	街区公園	港町１号公園	厚岸町港町１丁目	0.47	S48.10.8	0.47
			港町２号公園	厚岸町港町３丁目	0.21	S45.11.10	0.21
			梅香町児童公園	厚岸町梅香１丁目	0.24	S46.9.10	0.24
			湾月町児童公園	厚岸町湾月２丁目	0.23	S47.10.20	0.23
			住の江公園	厚岸町住の江町１丁目	0.15	S49.10.28	0.15
			若竹公園	厚岸町若竹４丁目	0.10	S50.10.4	0.10
			白浜公園	厚岸町白浜１丁目	0.41	S51.10.14	0.41
			奔渡公園	厚岸町奔渡６丁目	0.18	S53.12.25	0.18
		近隣公園	住の江丘陵公園	厚岸町住の江町４丁目	2.0	H8.7.20	2.0
		運動公園	宮園公園	厚岸町宮園３丁目	51.8	S55.12.27	19.3
		墓　園	厚岸霊園	厚岸町奔渡6丁目及び有明2丁目	6.0	S14.12.28	2.5
		小　計	１１公園		61.8	—	25.8
	都市計画公園以外	街区公園	宮園１号遊園地	厚岸町宮園３丁目	—	S46.11.24	0.08
			宮園丘陵公園	厚岸町宮園２丁目	—	H8.9.17	0.18
			宮園高台公園	厚岸町宮園２丁目	—	H8.9.17	0.05
			白浜団地公園	厚岸町白浜４丁目	—	H8.9.17	1.10
		総合公園	子野日公園	厚岸町奔渡６丁目	—	H16.11.20	15.8
		小　計	５公園		—	—	17.2
	合　計				—	—	43.0

3. 下水道の整備状況

厚岸町の下水道は平成8年より供用開始となり、その後処理区域を広げ、令和3年度末現在の整備面積は330.4haで、普及率は77.0%、整備率は61.8%となっています。

■下水道の整備状況　　（単位：人、ha、%）

年度	行政区域内人口	供用開始区域内人口	普及率	水洗化人口	水洗化率	計画面積	整備面積	整備率
平成10	12,782	2,466	19.3	1,227	49.8	595	63.3	10.6
平成11	12,632	3,003	23.8	1,499	49.9	595	78.8	13.2
平成12	12,548	3,337	26.6	1,835	55.0	595	108.5	18.2
平成13	12,395	4,612	37.2	2,231	48.4	595	142.5	23.9
平成14	12,234	5,114	41.8	2,793	54.6	595	150.7	25.3
平成15	12,103	5,152	42.6	3,036	58.9	595	155.2	26.1
平成16	11,870	5,141	43.3	3,362	65.4	595	166.4	28.0
平成17	11,679	5,564	47.6	3,816	68.6	595	171.2	28.8
平成18	11,517	6,915	60.0	4,018	58.1	595	248.6	41.8
平成19	11,219	7,052	62.9	4,670	66.2	595	250.9	42.2
平成20	11,014	7,085	64.3	4,912	69.3	595	258.9	43.5
平成21	10,894	7,112	65.3	4,849	68.2	595	267.1	44.9
平成22	10,654	7,241	68.0	5,122	70.7	563	274.3	48.7
平成23	10,510	7,233	68.8	5,170	71.5	563	286.0	50.8
平成24	10,364	7,200	69.5	5,204	72.3	563	298.1	52.9
平成25	10,226	7,394	72.3	5,273	71.3	563	305.4	54.2
平成26	10,100	7,515	74.4	5,462	72.7	563	314.6	55.9
平成27	9,907	7,474	75.4	5,589	74.8	563	317.6	56.4
平成28	9,741	7,365	75.6	5,643	76.6	563	317.6	56.4
平成29	9,524	7,241	76.0	5,641	77.9	535	317.6	59.4
平成30	9,265	7,061	76.2	5,562	78.8	535	327.8	61.3
令和元	9,151	7,032	76.8	5,614	79.8	535	329.1	61.5
令和2	8,951	6,894	77.0	5,568	80.8	535	329.1	61.5
令和3	8,702	6,697	77.0	5,513	82.3	535	330.4	61.8

資料：水道課（各年度末現在）

4. 土地利用の状況

厚岸町では都市計画法に基づき、昭和51年に「用途地域」を指定し、その後、市街化の動向を踏まえて数回の変更を経ながら、建物の用途及び形態に関わる適正な規制・誘導を行っています。

■土地利用の状況

系統別分類	用途種別	面積（ha）	構成比（%）
住居系	第１種中高層住居専用地域	123	23.7
	第２種中高層住居専用地域	18	3.5
	第１種住居地域	71	13.7
	第２種住居地域	22	4.3
商業系	商業地域	13	2.5
工業系	準工業地域	271	52.3
合計		518	100.0

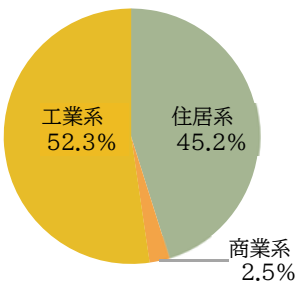

（空白ページ）

厚 岸 都 市 計
平成十六年五月作成
住の江町
宮園町
太田東
太田南
白浜町
太田宝陽
門静
宮園公園
白浜公園
住の江丘陵公園
3.4.4 駅 前 通
W=18m L=100m
3.4.13 白 浜 西 通
W=16m L=1,170m
3.4.10 太 田 南 通
W=16m L=1,680m
厚岸都市計画街路一覧表
厚岸都市計画公園・墓園一覧表
都市計画決定
株式会社シン技術コンサル調製
1:10,000

都 市 計 画 図

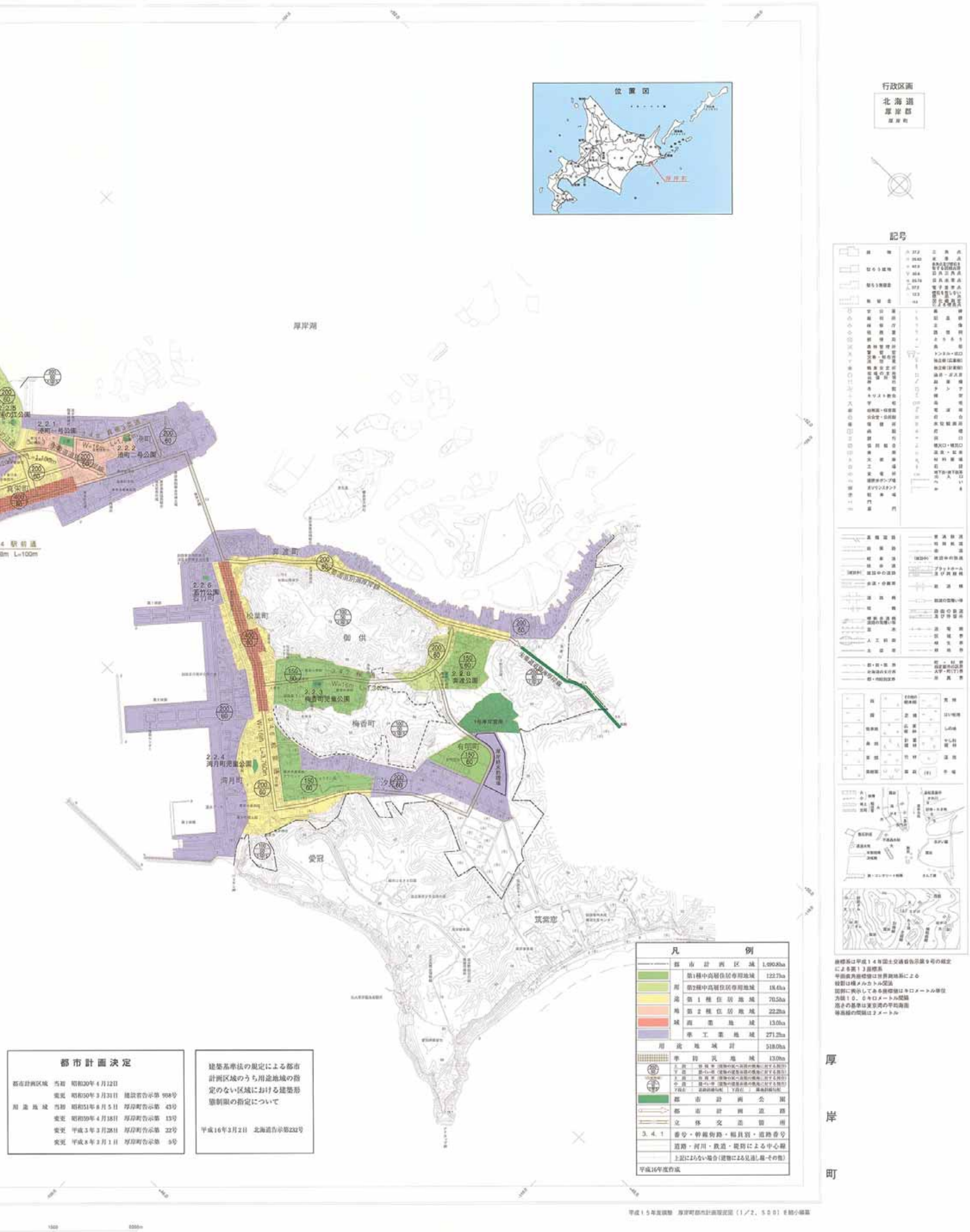
位置図
行政区画
北海道
厚岸郡
厚岸町
記号
厚岸湖
御供
梅香町
有明町
松葉町
湾月町
汐見町
愛冠
筑紫恋
凡例
都市計画区域 1,490.8ha
用途地域
第1種中高層住居専用地域 122.7ha
第2種中高層住居専用地域 18.4ha
第1種住居地域 70.5ha
第2種住居地域 22.2ha
商業地域 13.0ha
準工業地域 271.2ha
用途地域計 518.0ha
準防災地域 13.0ha
都市計画公園
都市計画道路
立体交差箇所
3. 4. 1 番号・幹線街路・幅員別・道路番号
道路・河川・鉄道・堤防による中心線
上記によらない場合（建物による見通し線-その他）
平成16年度作成
都市計画決定
都市計画区域 当初 昭和30年4月12日
変更 昭和50年3月31日 建設省告示第958号
用途地域 当初 昭和51年8月5日 厚岸町告示第43号
変更 昭和59年4月18日 厚岸町告示第13号
変更 平成3年3月28日 厚岸町告示第22号
変更 平成8年3月1日 厚岸町告示第9号
建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定について
平成16年3月2日 北海道告示第232号
平成15年度調整 厚岸町都市計画現況図（1／2，500）を縮小編纂

厚
岸
町

3 まちづくりの課題と基本方向

1. まちづくりの課題

本計画の見直しにあたり、町民アンケート調査を実施して、多くの町民の声・意見等の把握を進めてきました。ここでは、寄せられた意見等をまちづくりの課題として5つの項目にまとめます。

(1)厚岸らしい[1]まちづくりの必要性

①市街地・地区(集落)それぞれの特徴に応じた土地利用と環境整備が必要
②自然環境、歴史、地場産業、食などを活かした厚岸らしい取組が必要
③市街地・地区(集落)それぞれにおける空き家・空き地対策が必要
④廃校した旧校舎、既存公共施設の有効活用が必要
⑤町民・企業・行政のみんなで考え、創る協働のまちづくりが必要

(2)環境に配慮したまちづくりの必要性

①健全で豊かな自然環境の保全と育成が必要
②森林・湿原・河川・湖・湾とつながる一体的・総合的な自然環境の保全が必要
③資源循環型のまちづくり[2]と良好な景観づくりが必要

(3)災害に強いまちづくりの必要性

①地震・津波対策の強化が必要
②避難場所・避難路、緊急輸送道路の点検と整備が必要
③災害に強い岸壁等の整備が必要
④災害発生後に湖南地区・湖北地区を結ぶ、厚岸大橋の代替機能の確保が必要
⑤水害や土砂による被害防止対策が必要

(4)産業を育むまちづくりの必要性

【水産業】 ①漁業環境の保全・育成が必要
②厚岸漁業協同組合地方卸売市場移転後の跡地活用の検討が必要

【農業】 ①農業振興のための環境整備が必要
②農村地域における安全性・快適性の確保に向けた道路整備が必要
③自然環境との調和、環境負荷低減に配慮した農業環境づくりが必要

【林業】 ①森林の有する公益的機能の維持・増進と持続的な林業資源の確保が必要
②エゾシカ被害対策などの森林保全が必要

【商工業】 ①少子高齢社会に対応した魅力ある商業環境づくりが必要
②厚岸漁業協同組合地方卸売市場・衛生管理型漁港施設と連携した商業等機能の検討が必要

[1] 厚岸らしい:牡蠣などの食や、厚岸湾・厚岸湖に代表される独特な地形など厚岸の特徴をまちづくりに活かす概念を示している。
[2] 資源循環型のまちづくり:資源の循環的な再利用、消費エネルギーの低減などにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させるまちづくり。

【観光】　①自然環境と地場産業が共生する活力のある観光地づくりが必要
②地域の資源である自然環境、歴史、食、体験を活かした観光振興が必要
③広域連携による体験型・滞在型の観光推進が必要

【人材・後継者】①各産業の持続的な発展や振興を支える人材・後継者等の確保と育成が必要

(5)安全・安心・住み良いまちづくりの必要性

①既存の社会資本基盤(インフラ)[1]ストックの有効活用が必要
②安全で利便性が高い道路交通網の効果的な整備が必要
③生活排水処理施設の整備推進と、低地帯における浸水対策が必要
④子どもから高齢者・障がい者まで、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりが必要
⑤子育てに配慮したまちづくりが必要
⑥高齢者や障がい者などに配慮した歩道空間整備と公共施設等周辺でのバリアフリー化が必要
⑦コミュニティを育む公園・広場等の整備が必要
⑧管理不全の空き家等の対策が必要

[1] 社会資本基盤(インフラ):道路・港湾・上下水道・公園・公共建物など、産業や生活の基盤となる公共の施設。

2. まちづくりの基本方向

ここでは、前項で整理した5つのまちづくりの課題と社会動向などを踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本方向をまとめます。

(1)厚岸らしいまちづくり

①市街地・地区(集落)それぞれの特徴に応じた土地利用と環境整備の推進
②自然環境、歴史、地場産業、食などを活かした厚岸らしいまちづくりの推進
③住みやすいまちづくりやコミュニティ再生に向けたコンパクトシティ[1]の推進
④空き家・空き店舗・空き地の有効活用と、まちなか居住の推進
⑤廃校した旧校舎、既存公共施設の有効活用の推進
⑥町民が誇りをもてる厚岸町に向けた、町民との協働によるまちづくりの推進

(2)環境に配慮したまちづくり

①健全で豊かな自然環境の保全・育成と賢明な利用(ワイズユース)[2]の推進
②森林・湿原・河川・湖・湾とつながる陸域も含めた一体的な環境の保全・育成の推進
③資源循環型のまちづくりと良好な景観づくりの推進
④住民理解のもとでの厚岸霧多布昆布森国定公園の利活用の推進

(3)災害に強いまちづくり

①自助・共助・公助[3]による防災・災害対策の強化
②防災拠点・防災関連施設の整備推進
③避難場所・避難路、緊急輸送道路の点検と整備推進
④災害に強く、災害発生後の緊急輸送に資する大型緊急輸送船を考慮した耐震岸壁の整備推進・検討
⑤災害発生後に湖南地区・湖北地区を結ぶ、厚岸大橋の代替機能の確保の推進
⑥水害や土砂による被害防止対策の推進

---

[1] コンパクトシティ:「コンパクトなまちづくり」と同義。町の中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めて、住みやすいまちづくりをめざした都市の形態。

[2] 賢明な利用(ワイズユース):生態系を維持しつつ、人類の利益のために自然を持続的に利用すること。

[3] 自助・共助・公助:防災・災害対策を進める上での考え方(概念)。自助とは、自ら(家族も含む)の命を自ら守ること、またその備え。共助とは、近隣住民同士が互いに助け合って地域を守ること、またその備え。公助とは、行政をはじめ警察、消防、電気・ガス・水道・電話等の公共公益設備に係る企業による応急・復旧対策活動のこと。

(4)産業を育むまちづくり

【水産業】 ①漁業環境の保全・育成の推進
②厚岸漁業協同組合地方卸売市場・衛生管理型漁港施設の有効活用と維持

【農業】 ①農業振興のための環境整備の推進
②農村地域における安全性・快適性の確保に向けた道路整備の推進
③家畜ふん尿の適正処理と有機資源としての活用による環境負荷低減対策による、環境や生態系に配慮した農村環境づくりの推進

【林業】 ①森林の有する公益的機能の維持・増進と持続的な林業資源の確保の推進
②エゾシカ被害対策などの森林保全の推進

【商工業】 ①少子高齢社会に対応した、地域に根ざした魅力ある商業環境づくりの推進
②厚岸漁業協同組合地方卸売市場・衛生管理型漁港施設と連携した商業等機能の推進

【観光】 ①自然環境と地場産業が共生する活力のある観光地づくりの推進
②自然環境、歴史、食、体験を活かした個性ある観光の振興
③広域連携による体験型・滞在型観光の推進

【人材・後継者】 ①各産業の持続的な発展や振興を支える人材・後継者等の確保と育成の推進

(5)安全・安心・住み良いまちづくり

①既存の社会資本基盤(インフラ)ストックの有効活用と長寿命化の推進
②安全で利便性が高く、地域の活性化を支える道路交通網の効果的な整備の推進
③地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設の整備推進と、低地帯における浸水対策の推進
④子どもから高齢者・障がい者まで、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりの推進
⑤子育てに配慮したまちづくりの推進
⑥高齢者や障がい者などに配慮した歩道空間の整備と公共施設等周辺でのバリアフリー化の推進
⑦町民と推進する、やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園・広場づくりの推進
⑧管理不全の空き家等の対策による安全な環境づくりの推進

4 まちづくりの理念と将来像

1. まちづくりの理念

厚岸町は別寒辺牛川水系を軸に上流域の森林等の自然と下流域の厚岸湖が繋がれる地勢的な特徴をもっています。上流域の森の栄養分が厚岸湖に注がれ、カキをはじめとする豊かな水産物を育んできました。そして、天然の良港である特徴もあわせ、道内でも早くから開かれたまちでもあります。

現在の町は主に、水産業と明治以降の屯田兵入植が基礎となって発展してきた酪農業が地域の牽引力となって成長を遂げてきました。

市街地は産業の発展と共に厚岸湖及び厚岸湾の沿岸に中心市街地域が展開するとともに、各産業地域に複数の生活拠点が形成されました。これらの地区は経済・社会情勢の変化にあわせながら都市基盤等の整備が着実に進められ、現在に至っています。

さらに、別寒辺牛川をはじめ上流域の豊かな森と厚岸湖がラムサール条約登録や厚岸霧多布昆布森国定公園の指定を受けるなど、貴重な自然が引き継がれてきた町でもあります。

現在の厚岸町は早くからの歴史と地域ならではの産業を背景とした地区ごとの特徴、及び豊かな自然がまちを特徴づけています。

2つの基幹産業の発展と共に成長してきた町であるとともに、河川によって繋がれた上流域と下流域のそれぞれの特徴が明確な町の構造により、自然環境と農業・漁業との調和が図られてきました。

町内の多くの河川の上流域は酪農地域を流れており、陸域から流入する栄養塩類（窒素・リン等）が異常に増大すると厚岸湖内の富栄養化が進行し、環境悪化による漁業への影響が懸念されるため、森林・湿原・河川・湖・海とつながる自然環境と農業・漁業との調和をはかる総体的なまちづくりが重要となっています。

人口減少や少子高齢社会のさらなる進展、地球環境問題への対応の必要性、経済・社会情勢の変化に伴う地方財政の切迫など、時代が大きく変化しています。そのような中、都市環境においては、分散する地区における買い物・通院など日常生活の利便性の確保、地区それぞれの特徴を活かした地域づくり、既存の都市基盤を有効活用したコンパクトなまちづくりなど、町民誰もが安心・安全に暮らし続けられる環境づくりを、町民・企業・行政が協働して取り組んでいくまちづくりが不可欠となっています。

第6期厚岸町総合計画が掲げるまちの将来像『みんなの“あっけし”　新時代の創造に向かって』を、都市づくりの観点から推進し、これまでの拡大・成長を前提とした開発型のまちづくりを見直して、社会基盤等の既存ストックを有効活用する「まちづかい」や環境への負荷が少ない持続可能なまちづくりを行うとともに、町民・企業・行政が協働するまちづくりに取り組んでいくことを、本計画の理念とします。

2. 将来像

第6期厚岸町総合計画を上位計画として、まちづくりの基本方向を踏まえ、厚岸町都市計画マスタープランがめざすまちの将来像を、以下のように設定します。

めざすまちの姿　【第6期厚岸町総合計画より】

1『めざすまちの姿』

みんなの“あっけし”
新時代の創造に向かって

2　基本姿勢

①先見性と積極性を基本に、たゆむことなく挑戦する
②厚岸町の特性や強みを最大限に活かし、将来世代につなげる
③多様な主体との共創・協働で厚岸町の未来を切り拓く

3『めざすまちの姿』の実現に向けた５つの将来像

①自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち
②多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち
③みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち
④未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち
⑤多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち

厚岸町都市計画マスタープランの将来像

○豊かな自然環境と調和した、活気ある産業を営むまち
○安全・安心で、心豊かに暮らせるまち
○町の資源を活かした、交流のまち
○次の時代に向けて、多様な主体が協働してつくるまち

3. 人口フレーム

厚岸町人口ビジョン（令和2年3月改訂）では、第1次産業と関連産業の活性化ならびに生活環境整備など定住促進施策により社会減の漸減を目指していることから、本計画では目標年次の令和25（2043）年度の想定都市規模を人口ビジョンによる将来人口に基づくものとします。

	国勢調査　実績					厚岸町人口ビジョン（国立社会保障・人口問題研究所）における令和25（2043）年推計値※	
	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）	人口ビジョン	社人研
人口（人）	12,307	11,525	10,630	9,778	8,892	6,151	5,336

※令和25（2043）年における人口推計値は、令和22（2040）年と令和27（2045）年の推計値を按分して算出しました。

4. 将来像の実現をめざして

将来像の実現に向けて、豊かな自然環境と生活環境、産業環境の調和を図る適正な土地利用コントロールのあり方などを設定する「土地利用の方針」をはじめとして、以下に示す7つの分野別方針を設定します。

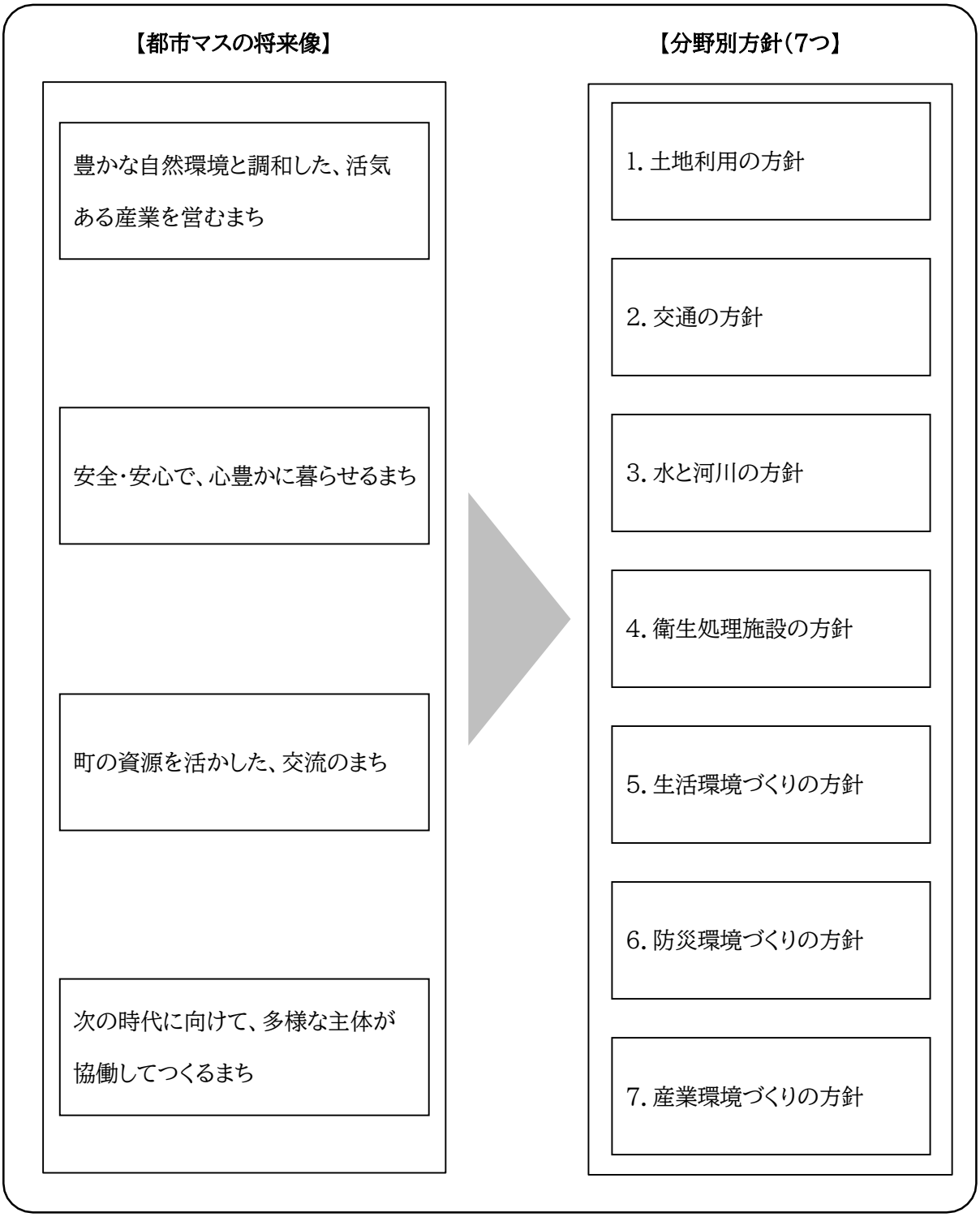

5 将来都市構造

1. 地域･軸･拠点の設定

将来像の実現に向けた7つの分野別方針を定めるにあたり、その基本となる都市の全体骨格を明確にするために、まちづくりの理念等を踏まえて、将来の都市構造を設定します。

将来都市構造を、以下の3つで位置づけします。

①保全･育成と活用などの土地利用の骨格となる『地域』

②町民の生活にとってかかせない地区間や都市間などの移動や連携を図る『軸』

③自然環境や産業等の地域が広がる厚岸町において無秩序な開発を避け、町民の生活環境の充実を図る生活の拠点、観光･交流や産業にとって重要な場所を『拠点』

なお、「地域」･「軸」･「拠点」の詳細なまちづくり方針については、次節の分野別方針にて設定します。

地域	**■町内の土地利用を大きく保全・育成と活用を図る地域に区分**
	◇自然的土地利用地域→産業環境地域と自然環境地域の２つを設定 ・産業環境地域：酪農地域と漁業地域 ・自然環境地域：森林と湿原、海岸等の自然地域
	◇都市的土地利用地域 ・都市的土地利用地域：「都市計画区域内の用途地域」を保全・育成と活用の調和を図る地域として設定

軸	**■町民の生活環境に係る軸と、河川等の自然を守る軸の２つを設定**
	◇生活環境軸→生活連携軸と産業連携軸、都市間連携軸の３つを設定 ・生活連携軸：主に町内の地区間を結ぶ軸 ・産業連携軸：町内の産業環境地域間を結ぶ軸 ・都市間連携軸：他町村間を結ぶ軸
	◇自然環境軸 ・河川環境軸：町内を流れる、保全と育成を図る河川

拠点	**■町民の生活環境の充実を図る生活の拠点、観光・交流や産業にとって重要な場所を拠点として設定**
	◇まちの拠点：都市拠点と農業拠点、漁業拠点の３つを設定 ・都市拠点：都市計画区域内の湖南・湖北の両地区 ・農業拠点：農業地域内の生活拠点 ・漁業拠点：漁業地域内の生活拠点
	◇交流の拠点：拠点エリアと商業エリア、公園緑地エリアの３つを設定 ・拠点エリア：ＪＲ駅と役場周辺、コンキリエ、水産流通の今後の核などの町内の主要な場所 ・商業エリア：湖南・湖北の両地区の沿道の商業地 ・公園緑地エリア：町民等の憩いの場である公園緑地

2. 将来都市構造図と全体構想との関係

ここで設定した将来都市構造図の「地域」・「軸」・「拠点」のそれぞれの具体的な内容は、以下に示す全体構想の分野別方針にて設定します。

【将来都市構造】			【対象となる分野別方針】
地域	自然的土地利用地域	自然環境地域（酪農・漁業）（都市計画区域外、白地）	・各地域の具体的な方針は「土地利用の方針」で設定 ・産業振興に向けた環境づくりについては「産業環境づくりの方針」で設定
		産業環境地域（森林・湿原・海岸）（都市計画区域外、白地）	
	都市的土地利用地域	都市計画区域内の用途地域	
軸	生活環境軸	生活連携軸（町内地区間）	・各軸の具体的な方針は「交通の方針」で設定
		産業連携軸（町内産業環境地域間）	
		都市間連携軸（他町村間）	
	自然環境軸	河川環境軸	・具体的な方針は「水と河川の方針」で設定
拠点	生活の拠点	都市拠点（都市計画区域）	・生活の拠点を「衛生処理施設の方針」、「生活環境づくりの方針」、「防災環境づくりの方針」の設定対象とする
		農業拠点	
		漁業拠点	
	交流の拠点	産業・交流拠点エリア	・産業・交流拠点エリア、商業拠点エリアの方針は「土地利用の方針」で設定 ・公園緑地拠点エリアの方針は「生活環境づくりの方針」にて詳細に設定
		商業拠点エリア	
		公園緑地拠点エリア	

□ 将来都市構造図（全町）

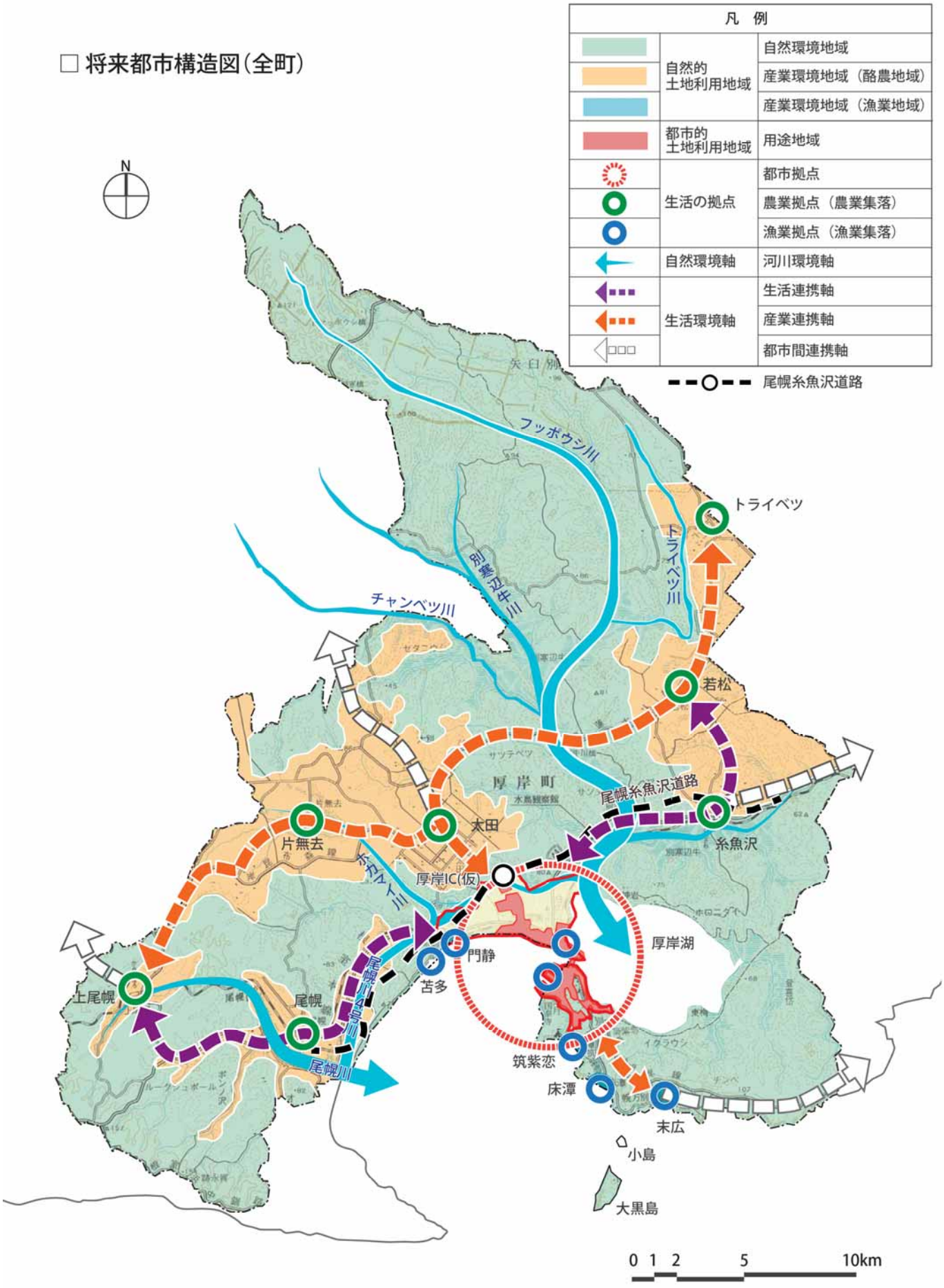
凡　例
自然的土地利用地域
自然環境地域
産業環境地域（酪農地域）
産業環境地域（漁業地域）
都市的土地利用地域
用途地域
生活の拠点
都市拠点
農業拠点（農業集落）
漁業拠点（漁業集落）
自然環境軸
河川環境軸
生活環境軸
生活連携軸
産業連携軸
都市間連携軸
尾幌糸魚沢道路
N
フッポウシ川
トライベツ川
チャンベツ川
明豊辺牛川
トライベツ
若松
厚岸町
尾幌糸魚沢道路
太田
片無去
糸魚沢
厚岸IC(仮)
厚岸湖
門静
苫多
尾幌
尾幌川
筑紫恋
床潭
末広
小島
大黒島
0 1 2 5 10km

□将来都市構造図（都市計画区域）

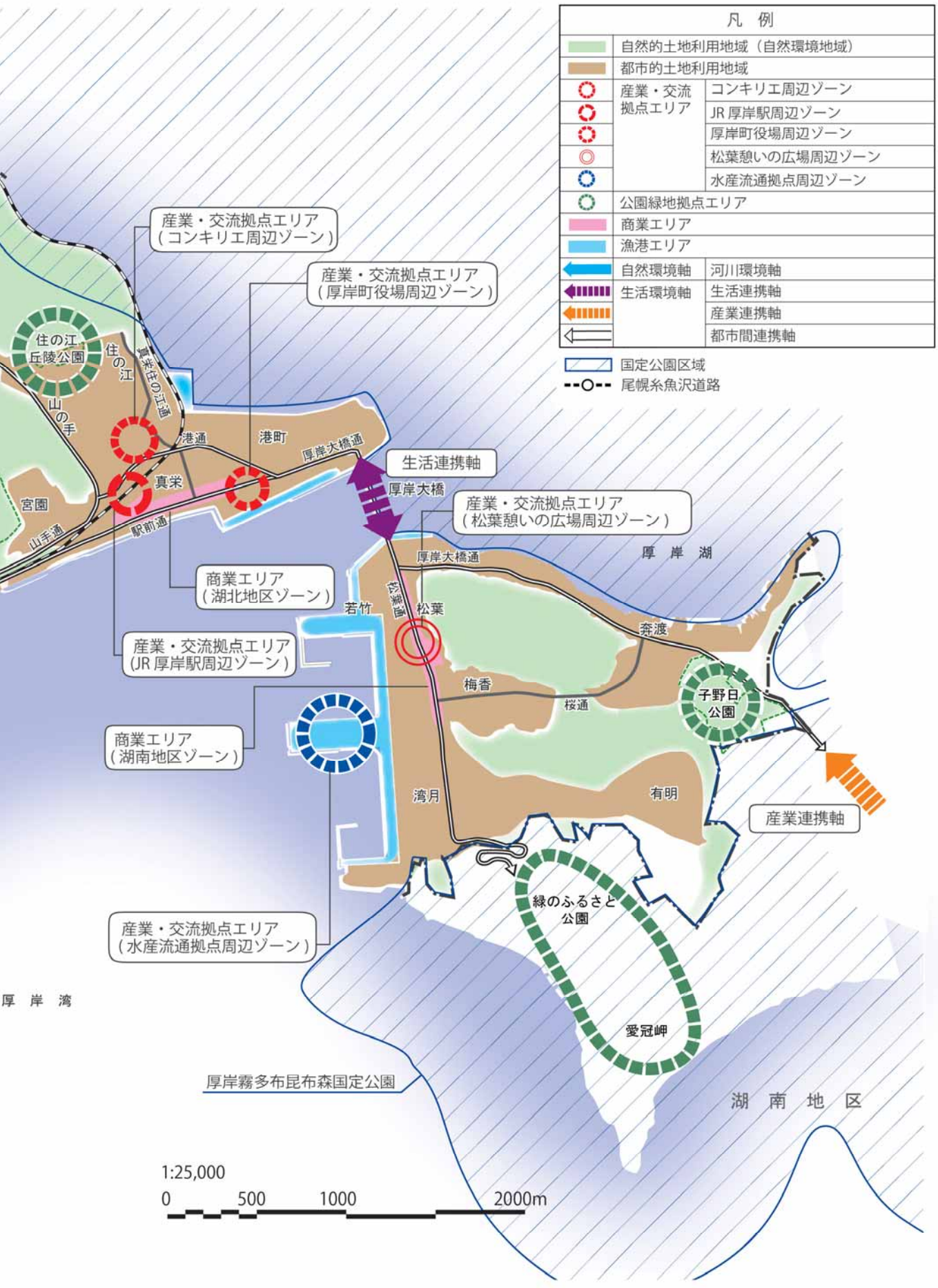
凡　例
自然的土地利用地域（自然環境地域）
都市的土地利用地域
産業・交流拠点エリア
コンキリエ周辺ゾーン
JR 厚岸駅周辺ゾーン
厚岸町役場周辺ゾーン
松葉憩いの広場周辺ゾーン
水産流通拠点周辺ゾーン
公園緑地拠点エリア
商業エリア
漁港エリア
自然環境軸
河川環境軸
生活環境軸
生活連携軸
産業連携軸
都市間連携軸
国定公園区域
尾幌糸魚沢道路
産業・交流拠点エリア（コンキリエ周辺ゾーン）
産業・交流拠点エリア（厚岸町役場周辺ゾーン）
住の江丘陵公園
住の江
真栄住の江通
山の手
港通
港町
厚岸大橋通
真栄
宮園
山手通
駅前通
生活連携軸
厚岸大橋
産業・交流拠点エリア（松葉憩いの広場周辺ゾーン）
厚岸大橋通
厚　岸　湖
商業エリア（湖北地区ゾーン）
若竹
松葉
奔渡
産業・交流拠点エリア（JR 厚岸駅周辺ゾーン）
梅香
桜通
子野日公園
商業エリア（湖南地区ゾーン）
湾月
有明
産業連携軸
緑のふるさと公園
産業・交流拠点エリア（水産流通拠点周辺ゾーン）
厚　岸　湾
愛冠岬
厚岸霧多布昆布森国定公園
湖　南　地　区
1:25,000
0　500　1000　2000m

第2節 分野別方針

1 土地利用の方針

1－1. 骨格的な土地利用の方針

◆基本的な考え方

別寒辺牛川水系の河川を軸として、上流域の自然地域及び酪農地域と下流域の市街地地域と漁村地域がつながっている都市構造から、都市環境と自然環境の調和を図りながら厚岸らしいまちの発展をめざし、全町的な土地利用コントロールによる、自然と生活、産業が共存できるまちをつくります。

◆基本方針

(1)土地利用区分

前記の基本的な考え方を受け、自然環境の保全とともに適正に都市の充実を図っていくための土地利用として、厚岸町の行政区域を、以下のように区分します。

各地域の方針については、「自然的土地利用地域の方針」・「都市的土地利用地域の方針」にて設定します。

<table>
<tr><td rowspan="2">保全と育成を図る地域
『自然的土地利用地域』</td><td rowspan="2">都市計画区域外</td><td colspan="2">自然環境地域</td><td>自然公園区域や保安林区域を含む、森林や湿原、海岸地域等の地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業環境地域</td><td>主に農業振興地域等に指定された酪農業地域や、都市計画区域外の漁業地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調和と活用を図る地域
『都市的土地利用地域』</td><td rowspan="6">都市計画区域内</td><td rowspan="2">白地地域</td><td>自然環境地域</td><td rowspan="2">都市計画区域内の用途指定地域周辺の自然や産業地域</td></tr>
<tr><td>その他の土地利用地域</td></tr>
<tr><td rowspan="4">用途地域</td><td>居住エリア</td><td rowspan="4">都市計画区域内の用途地域</td></tr>
<tr><td>商業エリア</td></tr>
<tr><td>産業エリア</td></tr>
<tr><td>拠点エリア</td></tr>
</table>

(2)都市計画区域の方針

都市計画区域は既存の都市基盤を有効活用したコンパクトな内部充実型のまちづくり、及び農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境と景観の保全に努める都市づくりを基本とし、現在の区域を維持します。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向から急激かつ無秩序な市街化の動向は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから非線引き都市としてきました。

現在、人口は減少傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測されます。

これらに加え、市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととします。

□ 土地利用区分図

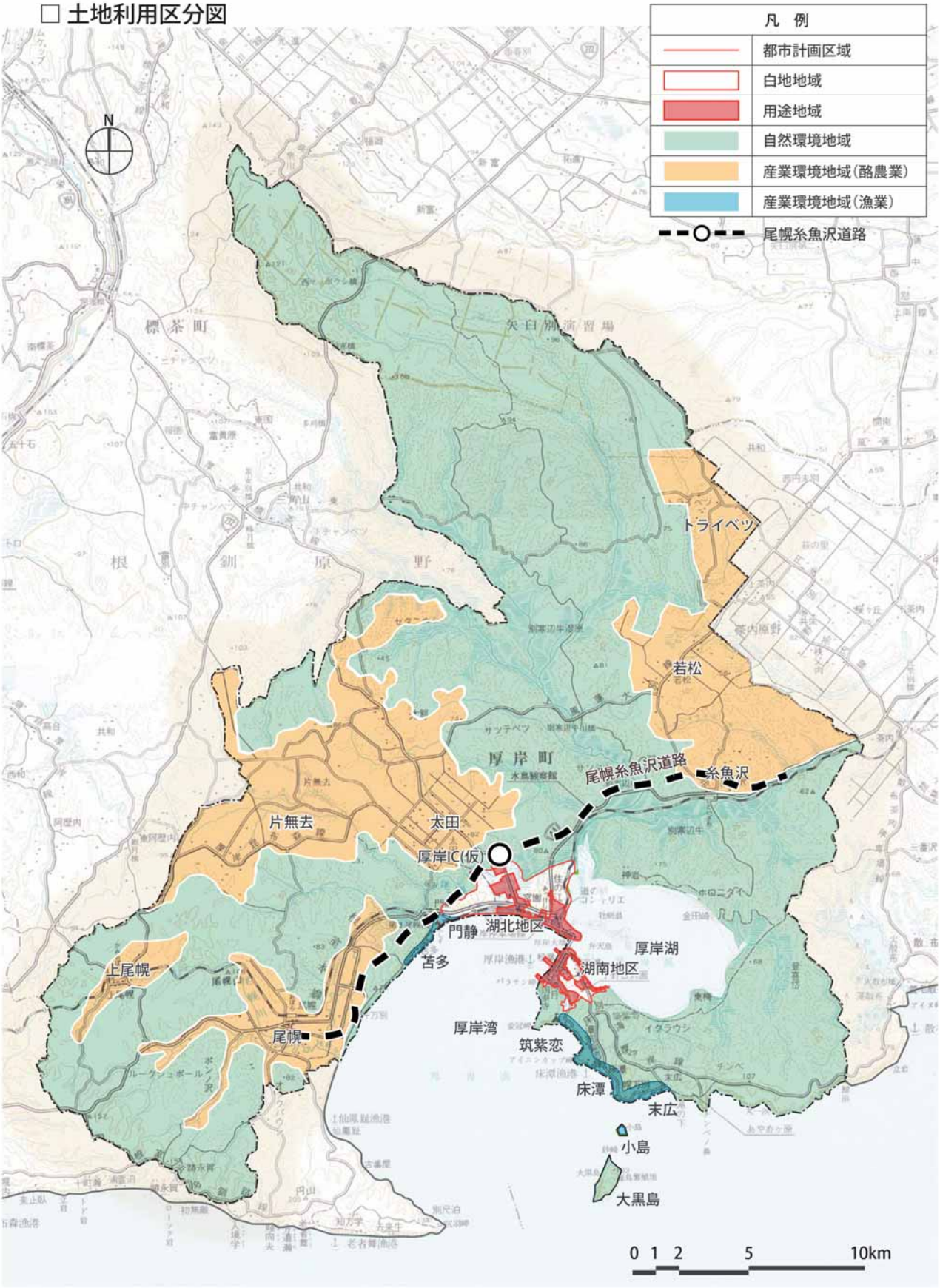
凡　例
都市計画区域
白地地域
用途地域
自然環境地域
産業環境地域(酪農業)
産業環境地域(漁業)
尾幌糸魚沢道路
N
標茶町
矢臼別演習場
根釧原野
トライベツ
若松
厚岸町
尾幌糸魚沢道路
糸魚沢
片無去
太田
厚岸IC(仮)
門静
湖北地区
苫多
厚岸湖
湖南地区
上尾幌
尾幌
厚岸湾
筑紫恋
床潭
末広
小島
大黒島
0 1 2 5 10km

白地地域の既存居住エリアにおいては、周辺環境の保全や調和を図るため、特定用途制限地域の指定について検討するなど、土地利用の整序に努めます。また、白地地域内の自然環境地域においては、各エリアの状況に応じた自然環境の保全の方針を設定します。（白地地域内の自然環境地域については「自然的土地利用地域」の方針にて詳細に設定します）

用途地域については、土地利用動向と公共施設等の整備状況を踏まえ、計画的な土地利用の誘導と市街地の将来像に対応した見直しの検討を行います。

1－2. 自然的土地利用地域の方針

◆基本的な考え方

自然的土地利用地域は自然環境の保全と育成を図ると共に、郊外型居住エリアでは自然と調和した土地利用を図る地域として、都市計画区域外の土地の状況に応じて自然環境地域と産業環境地域に区分し、方針設定を行います。

また、都市計画区域内で用途の指定がされていない白地地域は、市街地の拡大を抑制し身近な自然環境としても重要な地域であるため、都市計画区域外の地域と同様に自然的土地利用地域の対象とします。

1－2－1. 都市計画区域外の方針

◆基本方針

(1)自然環境地域

自然環境地域は国有林を含む森林地域や別寒辺牛川水系下流域の湿原地域を指します。この地域は「道立自然公園」や「ラムサール条約」等にも指定・登録されている貴重な自然地域を含み、さらに河川を通じて漁業等の地域産業を育む自然としても重要な地域であることから、自然環境地域の特性に応じた以下の区分により保全と育成を図ります。

厚岸町の豊かな森林を将来の世代に引き継いでいくためには、林業・漁業・農業関係者を中心に、町民・企業・行政が一体となって、22 世紀を見据えた長い時間の中で森林づくりを進めていきます。

令和3年3月に指定された厚岸霧多布昆布森国定公園とその周辺区域については、関係機関と連携しながら適正な保護及び利用の促進に努めます。

①国有林保全エリア

国有林保全エリアは別寒辺牛川及び尾幌川上流域の国有林に指定された森林地域を指します。国有林の保全に関しては町が管理する森林区域とは異なりますが、厚岸町の土地利用上重要な森であることから、民有林等と合わせ森林の機能を発揮させる森として、自然環境地域内において保全を図るエリアとします。

②湿原保全エリア

湿原保全エリアは主に別寒辺牛川水系の下流域に広がる湿原地域を指し、一部は「ラムサール条約」にも登録されていることからも、貴重な自然環境として保全を図るエリアとします。

③森林保全エリア

森林保全エリアは主に厚岸湖や湖北地区の周辺に広がる森のうち、保安林等に指定された森林地域を指し、今後も保安林区域の維持及び区域内の森づくりに努める保全を図るエリ

アとします。

④自然保護育成エリア

自然保護育成エリアは主に国有林・保安林以外の民有林を対象とし、町の「厚岸町森林整備計画」等とも連携を図りながら、保全と育成を図るエリアとします。

(2)産業環境地域

産業環境地域は町の基幹産業である農業及び漁業地域の2つのエリアを対象とします。エリア内では産業振興に資する基盤整備を進めるとともに、産業環境と住環境が調和した地域形成に努めます。

①農業保全育成エリア

農業保全育成エリアは主に農業振興地域等に指定された酪農地域を指し、自然環境との調和を図りながら、生産性向上のための計画的な農業基盤整備や農地の利用集積を進めるとともに、国土保全や牧歌的農村景観の形成などの多面的な機能の維持・増進のため、農地の保全・育成や交流の場としての利用促進を図るエリアとします。

②漁業保全育成エリア

漁業保全育成エリアは主に海岸地域に分布する床潭や末広、筑紫恋、門静、苫多等の漁業集落を指し、津波や高潮などの災害に対する安全性の向上に努めるとともに、安全で安心できる水産物供給のための基盤整備と漁業環境の保全と育成を図るエリアとします。

■自然的土地利用地域～保全と育成を図る地域～（都市計画区域外）

地域・エリアの設定		対象地域等	方針
自然環境地域	国有林保全エリア	別寒辺牛川及び尾幌川上流域の国有林地域	保全エリア
	湿原保全エリア	主に別寒辺牛川水系の下流域に広がる湿原地域	
	森林保全エリア	主に厚岸湖や湖北地区の周辺に広がる森のうち、保安林等に指定された森林地域	
	自然保護育成エリア	主に国有林や保安林以外の民有林地域	保全・育成エリア
産業環境地域	農業保全育成エリア	主に農業振興地域等に指定された酪農地域	
	漁業保全育成エリア	主に漁業の拠点となる海岸集落地域	

1－2－2. 都市計画区域内の白地地域の方針

◆基本方針

(1)自然環境地域

自然環境地域は身近な自然環境として重要な地域であることから、市街化を抑制し、自然環境の特性に応じて、以下の区分により保全を図ります。

①湿原保全エリア

白地地域における湿原保全エリアは旧尾幌1号川周辺の湿地帯を指し、都市計画区域外の同名エリアと同様に、市街地に隣接する貴重な自然環境として保全を図るエリアとします。

□『都市計画区域外』の方針図

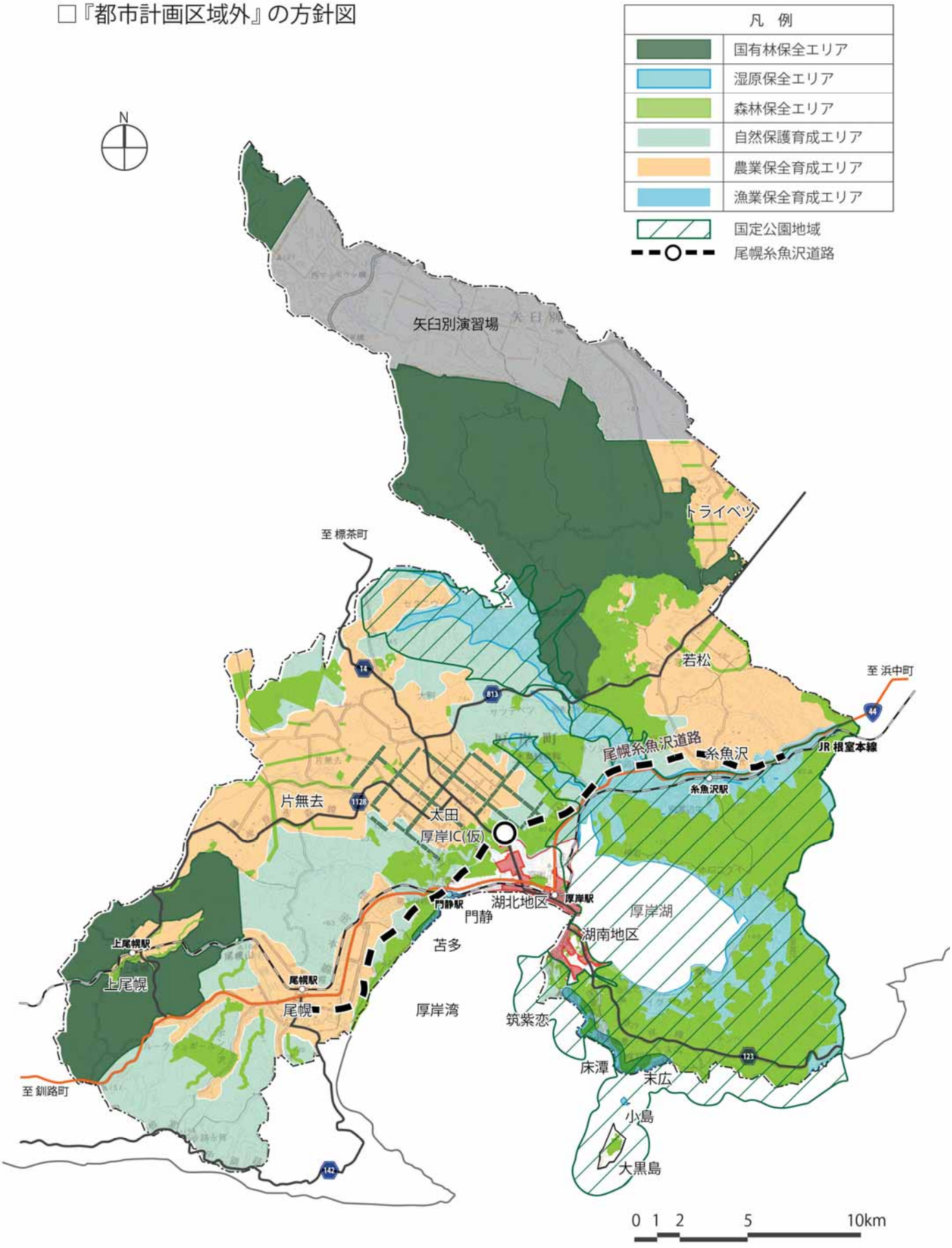

②森林保全エリア

白地地域における森林保全エリアは保安林等に指定された森林のほか、今後も特に保全に努める市街地周辺部の自然環境地域として、地域森林計画対象民有林も対象とし、保安林区域及び民有林の保全を図るエリアとします。

(2)その他の土地利用地域

自然環境地域以外の土地利用では、居住地区や産業地区、白地地域の公園緑地のほか、幹線道路沿道に事務所や店舗等が見られる地区があります。これらの地域では、現在は大規模な開発等は見られませんが、今後も無秩序な土地利用を抑制し、市街地周辺の良好な自然環境づくりに向け、保全と育成を図ります。

また、今後環境の維持が特に必要な場合は、周辺環境の保全や調和を図るため、特定用途制限地域の指定について検討するなど、土地利用の整序に努めます。

①自然保護育成エリア

自然保護育成エリアは主に幹線道路沿いや市街地周辺の緑地を対象とし、無秩序な土地利用を抑制し、民有林等の緑をはじめとする自然環境の保全と育成を図るエリアとします。

②自然調和型居住エリア

自然調和型居住エリアは門静等の既存居住地区を指し、自然に身近な居住エリアとして周辺環境と調和のとれた住環境づくりを目指すエリアとします。

③自然調和型産業エリア

自然調和型産業エリアは主に有明周辺の干場や幹線道路沿いの工業地域を対象とします。干場等の作業場においては大規模な施設は見られないことから周辺の自然環境と調和した産業エリアとして位置づけます。

④公園緑地エリア

公園緑地エリアは湖北地区の宮園公園や湖南地区の子野日公園等の公園・緑地地域を指し、町民のレクリエーションの拠点や観光の拠点として自然を含む環境の保全と公園機能の充実を図るエリアとします。

■自然的土地利用地域～保全と育成を図る地域～（都市計画区域内の白地地域）

地域・エリアの設定		対象地域等	方針
自然環境地域	湿原保全エリア	旧尾幌1号川周辺の湿地帯	保全エリア
	森林保全エリア	住の江・光栄周辺の緑地、御供山及び梅香周辺の緑地（保安林等の指定林）	
その他の土地利用地域	自然保護育成エリア	主に幹線道路沿いや市街地周辺の緑地	保全・育成エリア
	自然調和型居住エリア	門静等の居住地域	
	自然調和型産業エリア	有明周辺の干場や幹線道路沿いの工業地域	
	公園緑地エリア	宮園公園や子野日公園等	

□『都市計画区域内の白地地域』の方針図

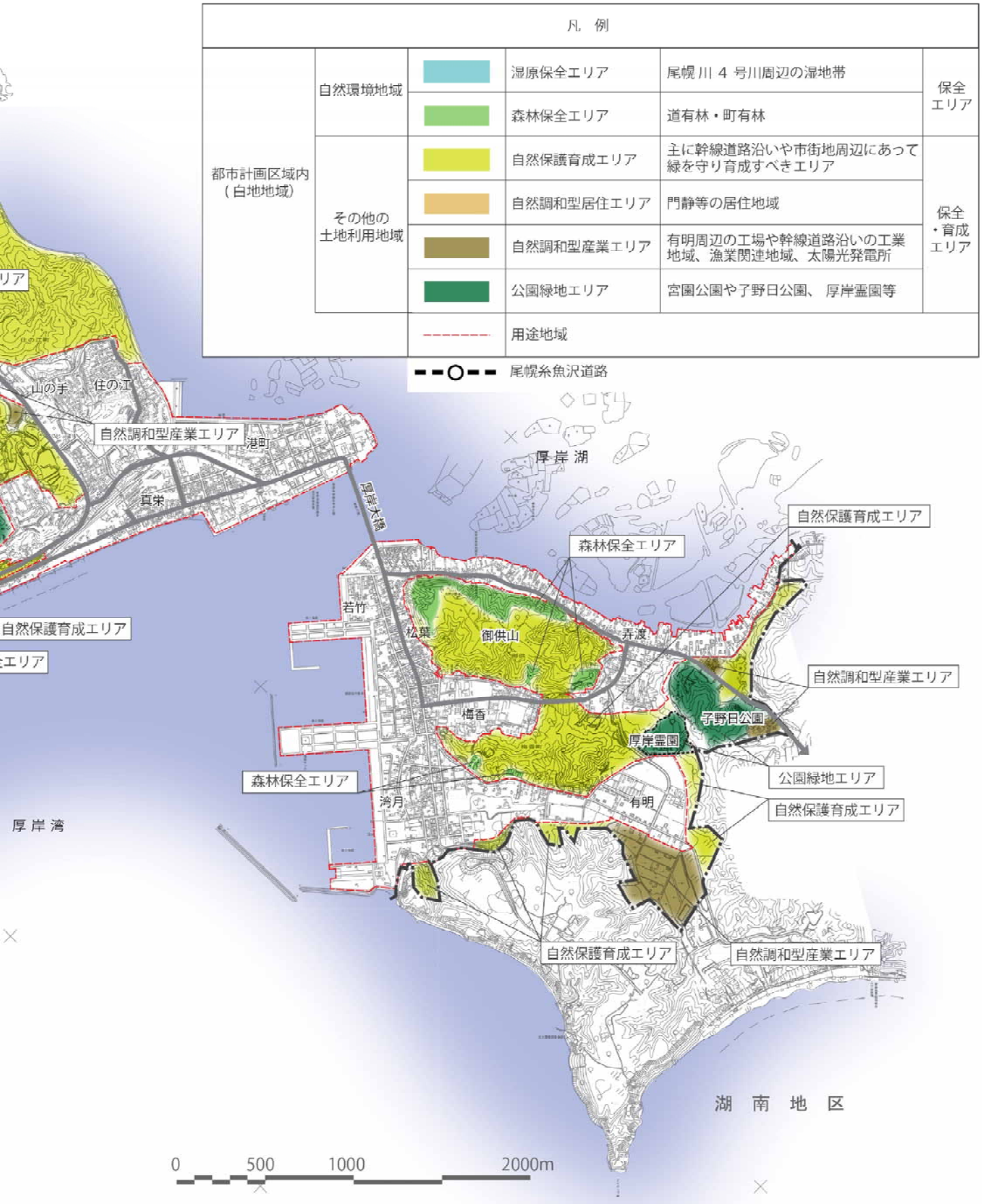
凡　例
都市計画区域内（白地地域）
自然環境地域
湿原保全エリア
尾幌川４号川周辺の湿地帯
森林保全エリア
道有林・町有林
保全エリア
その他の土地利用地域
自然保護育成エリア
主に幹線道路沿いや市街地周辺にあって緑を守り育成すべきエリア
自然調和型居住エリア
門静等の居住地域
自然調和型産業エリア
有明周辺の工場や幹線道路沿いの工業地域、漁業関連地域、太陽光発電所
公園緑地エリア
宮園公園や子野日公園、厚岸霊園等
保全・育成エリア
用途地域
尾幌糸魚沢道路
厚岸湖
厚岸大橋
山の手
住の江
自然調和型産業エリア
港町
真栄
若竹
松葉
御供山
弁天
梅香
子野日公園
厚岸霊園
森林保全エリア
湾月
有明
厚岸湾
湖南地区
0
500
1000
2000m

1－3. 都市的土地利用地域の方針

◆基本的な考え方

厚岸町の市街地は、市街地の拡大を抑制し、既存の都市基盤の有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した市街地づくり、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造[1]への転換をめざします。

各エリアの配置に関しては、厚岸湾や厚岸湖を中心とする地勢とこれまでの湖北・湖南の両市街地の形成過程を踏まえ、沿岸漁業等の産業地域を中心とする同心円状に産業エリア、居住エリアを配置し、両地区の中心部に商業エリアを配置します。そして各エリアはそれぞれの特性に応じた良好な環境形成をめざします。

厚岸大橋でつながれた2つの地区からなる市街地の特徴や町の資源を活かした個性あるまちづくりをめざし、湖北地区は商業や観光業を核とした地区、湖南地区は厚岸漁港や歴史観光地を核とした地区など、それぞれの地区の特性が表れる市街地形成をめざします。

◆エリアの設定

前記の基本的な考え方を受け、適正な都市環境の形成を目指す市街地の土地利用は、以下のエリアとゾーン区分により方針を設定します。

■都市的土地利用地域～調和と活用を図る地域～

都市計画の区域・区域外	エリア・ゾーンの設定			方針
都市計画区域内（用途地域）	居住エリア		中心部居住ゾーン	活用ゾーン
			その他居住ゾーン	
	商業エリア		湖南地区ゾーン	
			湖北地区ゾーン	
			沿道サービスゾーン	
	産業エリア	漁業エリア	漁港・加工場ゾーン	調和ゾーン
			沿岸漁場ゾーン	
			作業場ゾーン	
		工業エリア	沿道型工業ゾーン	
			環境調和ゾーン	
	産業・交流拠点エリア		コンキリエ周辺ゾーン	活用ゾーン
			JR厚岸駅周辺ゾーン	
			厚岸町役場周辺ゾーン	
			松葉憩いの広場周辺ゾーン	
			水産流通拠点周辺ゾーン	

[1] 低炭素型都市構造：町をコンパクト化するなど、CO_2 排出量削減などの環境負荷の小さい都市構造。

◆基本方針

(1)居住エリア

居住エリアは市街地中心部から自然地域に向け、段階的なエリア形成をめざします。各エリアは良好な生活環境づくりをめざし、住環境の悪化のおそれがある施設の混在を防ぎ、居住の専用性を高めます。

①中心部居住ゾーン

中心部居住ゾーンは漁業エリアに隣接して配置し、更なる高齢社会への対応も考慮し、生活圏として必要な商業施設や生活利便施設が整い、身近な範囲で基本的な日常生活を充足できる「歩いて暮らせるまち」をめざします。

湖北地区では真栄及び港町周辺部とし、現在、産業系と住居系が混在する港町周辺部を主に居住環境を優先するゾーンへ誘導を図り、新たな産業系大規模施設の立地等は湖南地区の漁港・加工場ゾーンへ誘導します。

湖南地区では幹線道路沿いの奔渡及び松葉、湾月周辺に配置します。

②その他居住ゾーン

その他居住ゾーンは良好な居住環境の維持・創出をめざし、一般住宅等の住居の専用性を高めるとともに、緑に近い落ち着きとゆとりのある居住環境づくりをめざします。湖北地区では住の江・宮園・白浜の一部と光栄を対象とします。湖南地区では梅香・奔渡・湾月の一部を対象とします。

居住ゾーンに立地する旧真龍中学校校舎の有効活用に向けて、周辺住宅地の環境悪化のおそれがない施設利用を前提としつつ、公的ストックの活用による地域振興が図られるよう用途地域の見直しを含めた検討を行います。

(2)商業エリア

厚岸町における商業エリアは、生活に密着した商業施設の利便性向上と住居の共存を図る地域として、湖北地区は厚岸大橋通の一部及び駅前通に配置します。湖南地区では松葉通沿道に配置します。

商業エリアについては購買力の低下に伴い空き店舗が生じていますが、それぞれの地区での活力ある商業環境づくりに向け、地域に根ざした商業サービスの展開や、商店組織による賑わい創出イベント・地元消費拡大の取組などの活動の支援により、まちなか居住等による購買力の向上を図り、商業等が集積するゾーン形成をめざします。

湖北地区では、今後とも厚岸大橋通沿道のうち、JR厚岸駅から港通交差点までのゾーンは、快適な買い廻り機能の創出と活性化を図る商店街ゾーンとします。

一方、今後、経営者の高齢化や後継者不足などによる空き店舗・空き地のさらなる増加など社会情勢の変化によっては、湖北地区・湖南地区の現在の商業系用途地域から住居系用途地域への変更も視野に入れた検討を行います。

湖北地区の広域幹線道路である山手通(国道44号)沿道は、現在小規模店舗等の立地が見られ、今後とも周辺の住宅地等との関係に配慮しながら、沿道のサービスゾーンとしての土地利用を図ります。

(3)産業エリア

産業エリアは主に漁業エリアと工業エリアを配置します。

①漁業エリア

漁業エリアは湖北・湖南両地区の厚岸湾沿いに「漁港・加工場ゾーン」を配置します。このゾーンでは倉庫、加工場等の集積と産業環境の利便性を図るゾーン形成をめざします。湖北地区では既存の環境の維持と効率的な環境の形成を図ります。湖南地区では今後の需要等にも対応し、未利用地の活用を含めた加工場等の集積を誘導します。

厚岸湖や厚岸湾沿岸は沿岸漁業者の漁場となっていることから、「沿岸漁場ゾーン」と位置づけ、職住近接型の産業操業環境と居住環境の良好な共存をめざす地域とします。湖北地区では港町の厚岸湖沿岸と白浜の一部を対象とします。また湖南地区では奔渡の厚岸湖沿岸を対象とします。

有明周辺は干場等の作業場としての土地利用が見られ、湖南地区において湾岸及び湖岸から近い立地特性を活かし「作業場ゾーン」と位置づけ、昆布作業の干場や加工場等が立地する作業場ゾーンの保全と作業環境の向上を図ります。

一方では、現在、有明地区及び湾月地区の一部については、公営住宅団地や一般住宅と干場等の漁業・水産業関連施設が混在していることから、湖南地区内での公営住宅の移転・集約等を進め、漁業・水産業関連施設を主体とした工業系土地利用の具体的検討や、特別工業地区等による土地利用制限の要否の検討を行った上で、土地利用の転換や純化を図ります。

厚岸漁業協同組合地方卸売市場が湖南地区へ移転し、湖南地区第2埠頭周辺への施設等の集積による未利用地活用が期待される一方、湖北地区の市場移転跡地については、「厚岸地域マリンビジョン計画」(令和6年度中策定予定)に基づき有効活用について検討を継続します。

②工業エリア

工業エリアは「沿道型工業ゾーン」と「環境調和ゾーン」を配置します。

「沿道型工業ゾーン」は郊外で利便性の高い広域幹線道路沿いに配置します。現在は白浜及び住の江の幹線道路沿いでの展開が見られ、工業地の集約化をめざし、白浜通沿いでの集積を誘導します。ゾーン内は工業の操業環境の利便性の向上をめざし、工業地の専用性を高めます。

「環境調和ゾーン」は白浜の沿道型工業ゾーンの隣接地に配置し、周辺の自然環境との調和や、隣接する沿道型工業ゾーンとの共存を図る地域として、環境に悪化をもたらさない工業施設と住宅が共存するゾーンの形成をめざします。

(4)産業・交流拠点エリア

拠点エリアとして、市街地のシンボル的なゾーンや、地域・産業の活性化の拠点となるゾーンを位置づけします。

・コンキリエ周辺ゾーン
・JR厚岸駅周辺ゾーン
・厚岸町役場周辺ゾーン
・松葉憩いの広場周辺ゾーン
・水産流通拠点周辺ゾーン

拠点エリアは、町のシンボルや地域・産業の活性化の拠点として、ゾーンのそれぞれの役割に応じた環境づくりを行います。

□『土地利用エリア』の方針図

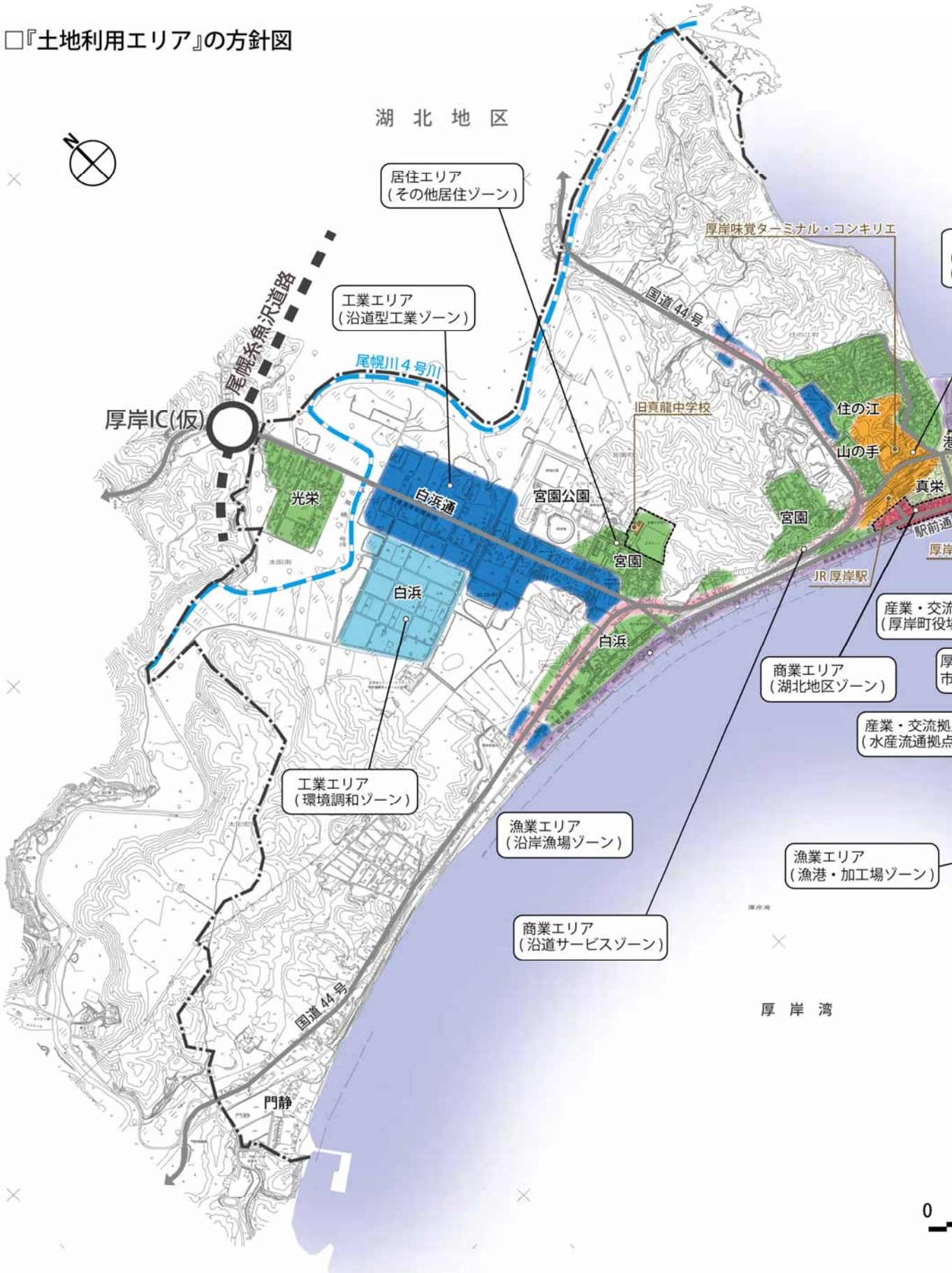

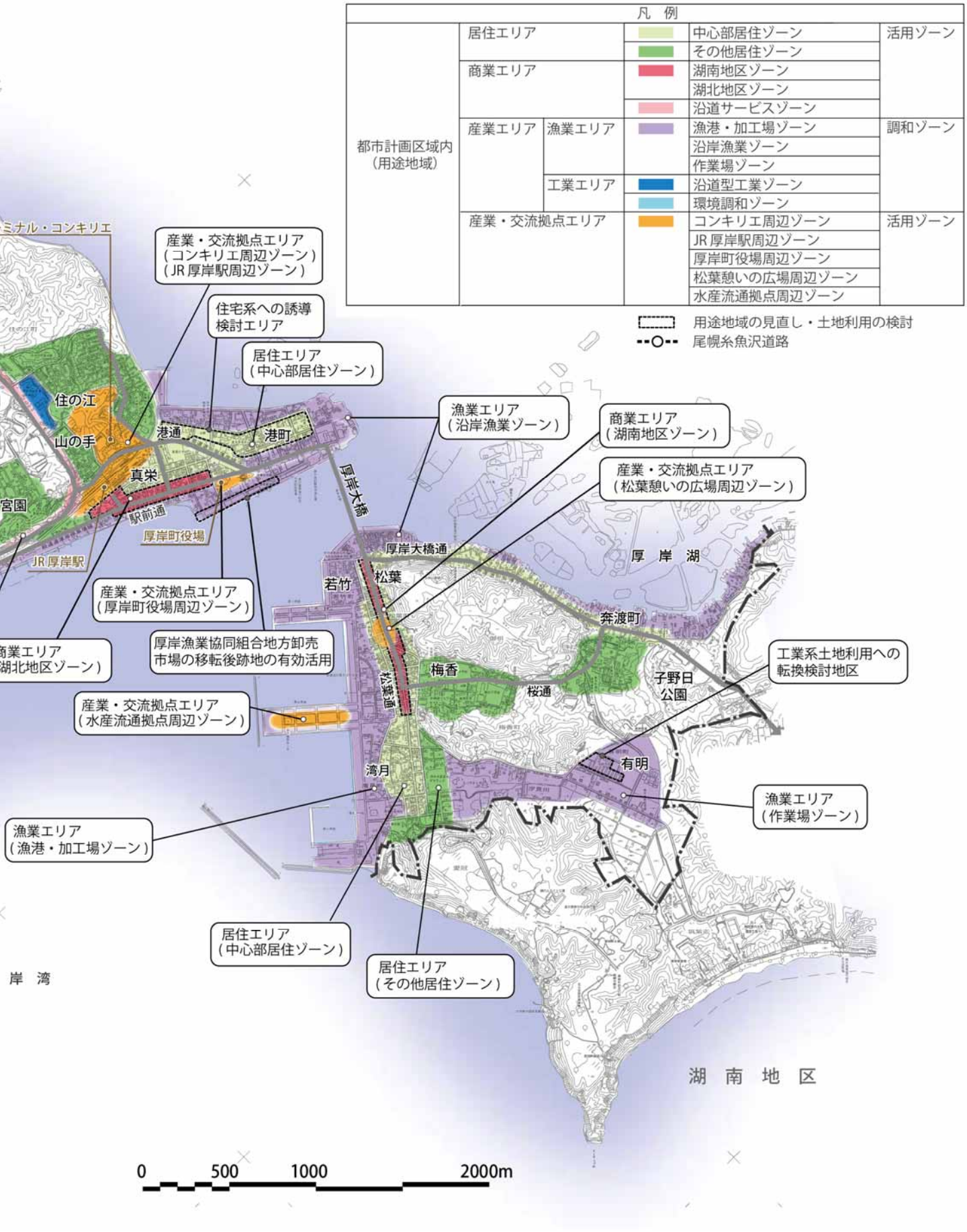
凡　例
都市計画区域内（用途地域）
居住エリア
中心部居住ゾーン
その他居住ゾーン
活用ゾーン
商業エリア
湖南地区ゾーン
湖北地区ゾーン
沿道サービスゾーン
産業エリア
漁業エリア
漁港・加工場ゾーン
沿岸漁業ゾーン
作業場ゾーン
調和ゾーン
工業エリア
沿道型工業ゾーン
環境調和ゾーン
産業・交流拠点エリア
コンキリエ周辺ゾーン
JR 厚岸駅周辺ゾーン
厚岸町役場周辺ゾーン
松葉憩いの広場周辺ゾーン
水産流通拠点周辺ゾーン
用途地域の見直し・土地利用の検討
尾幌糸魚沢道路
ミナル・コンキリエ
産業・交流拠点エリア（コンキリエ周辺ゾーン）（JR 厚岸駅周辺ゾーン）
住宅系への誘導検討エリア
居住エリア（中心部居住ゾーン）
住の江
山の手
港通
港町
真栄
駅前通
厚岸町役場
JR 厚岸駅
宮園
漁業エリア（沿岸漁業ゾーン）
商業エリア（湖南地区ゾーン）
産業・交流拠点エリア（松葉憩いの広場周辺ゾーン）
厚岸大橋
厚岸大橋通
若竹
松葉
厚　岸　湖
奔渡町
産業・交流拠点エリア（厚岸町役場周辺ゾーン）
商業エリア（湖北地区ゾーン）
厚岸漁業協同組合地方卸売市場の移転後跡地の有効活用
梅香
桜通
松葉通
子野日公園
工業系土地利用への転換検討地区
産業・交流拠点エリア（水産流通拠点周辺ゾーン）
湾月
有明
漁業エリア（作業場ゾーン）
漁業エリア（漁港・加工場ゾーン）
居住エリア（中心部居住ゾーン）
居住エリア（その他居住ゾーン）
岸　湾
湖　南　地　区
0
500
1000
2000m

2 交通の方針

2－1. 道路交通網の方針

◆基本的な考え方

産業、自然、生活等それぞれの環境がともに向上するまちづくりをめざし、幹線道路網や生活道路網の適正なネットワーク化と、既存道路の維持管理に努めます。

日常的な生活環境の充実や災害時の避難を考慮した生活道路網の整備、冬季の歩行空間の確保、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化等による、生活の場としての環境の充実を図ります。

一方、北海道横断自動車道根室線 厚岸IC（仮）の整備、人口減少、景気の変動、用途地域内の土地利用の低迷などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の検証を行います。

道路の区分

<table>
<tr><td rowspan="5">道路交通網</td><td rowspan="4">都市施設道路</td><td rowspan="3">幹線道路
（都市計画道路）</td><td>広域幹線道路</td><td>主に国道や主要道道等の広域的な道路ネットワーク軸</td></tr>
<tr><td>市街地幹線道路</td><td>主に市街地内や地域間を結ぶ道路ネットワーク軸</td></tr>
<tr><td>補助幹線道路</td><td>主に市街地内や地域間を結び市街地幹線道路を補助する道路ネットワーク軸</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活道路</td><td>主に地域内主要町道や街区道路等の地区の日常生活軸</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業道路</td><td>主に地域の農林水産業の発展に資する道路軸</td></tr>
</table>

◆基本方針

(1)幹線道路

①広域幹線道路

他圏域との連携を強化し近接性を高め、地域産業の振興、市場圏の拡大、高次医療機会等の確保、観光振興など、町の発展に資する道路として、国道及び主要道道等の広域幹線道路の機能強化に努めます。

また、北海道横断自動車道根室線の整備に合わせ、アクセス道路整備の検討を行います。

厚岸町の市街地は厚岸湾を挟み、南北に分かれていることから、両地区の連携が途絶えることがないように道路網を良好な状態に保つ維持管理に努めます。

特に両地区を結ぶ広域幹線道路に位置づけられる厚岸大橋通については、整備充実をめざします。

②市街地幹線道路

厚岸町の日常生活を支える主要な道路交通網として、主に広域的幹線道路を補完し、農業地区や漁業集落と広域幹線道路を繋ぐ道道や町道等を市街地幹線道路として位置づけ、市街地交通の効率化に努めます。

③補助幹線道路

主に市街地内の身近な生活環境の利便性の向上をめざし、地区の主要道路等を補助幹線道路に位置づけ、広域幹線道路や市街地幹線道路とのネットワーク化により、生活環境の向上と都市機能の充実に努めます。

(2)生活道路

地域間格差のない生活環境の維持のために、子どもや高齢者の視点で、通学路等における歩道の安全性確保、交通危険箇所や狭隘道路の改善などのほか、必要性・重要性に即した生活道路の維持・補修に努めます。

また、日常生活のみならず災害時等に円滑な避難に対応できる国道等への連結を強化し、地区内道路網の充実に努めます。

(3)産業道路

地域の産業発展を促す道路を産業道路として位置づけ、他の幹線道路と連携した道路交通網のネットワーク化を推進します。

湖南地区に移転した厚岸漁業協同組合地方卸売市場への、主要幹線道路からの安全で円滑なアクセス道路について位置づけ・整備を検討します。

（4）安全な道路環境の整備

①交通安全

交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるため、道路事情に適合した交通安全対策に努めます。

国道や道道の拡幅、線形改良のほか、横断歩道や信号機の設置などを関係機関に要請します。また、地域の利用状況に合わせた交差点改良や歩・車道の分離、交通安全灯、防護策、道路標識など安全施設の整備推進に努めます。

②道路環境の向上

既存道路の中には幅員が狭かったり、歩道が未設置だったりと安全性が懸念される路線があるほか、高齢者や障がい者などの移動に配慮した公共施設等周辺でのバリアフリー化など、「厚岸町歩道整備計画」や「通学路交通安全プログラム」などに基づいて安全で快適に利用できる道路環境づくりに努めます。

沿道の花、街路樹の植栽や雑草処理など、美観や安全性に配慮した快適な道路づくりを進めます。

落石や吹雪などの災害に強い交通施設の整備に努めます。また、冬期環境に対応した道路整備や歩道を含めた除排雪体制の充実を図ります。

③橋梁の維持管理

橋梁の良好な状態を保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などを実施するほか、台風時期における清掃を強化します。また、「厚岸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、計画的な修繕に努めます。

2－2. 公共交通の方針

◆基本的な考え方

公共交通機関は車社会の進展や沿線人口の減少により、鉄道・バスともに一部の便を除き全体の利用者数は少なく、その経営は厳しい状況にあります。しかし、高齢者や障がい者、通学者などの移動手段としての役割は大きく、町民生活の利便性の向上を図るうえから、事業者や関係機関と連携した安全で安心な公共交通の維持や機能の充実に努めます。

◆基本方針

広域で地区が分散する厚岸町では、公共交通は高齢者や障がい者、通学者などの移動手段・生活の足として大きな役割を担っています。

市街地に集積する公共施設や生活利便施設、福祉・医療・健康づくり施設などの利用環境の向上、各地区の住民が市街地に出る機会の拡大など、町民が安心・便利に生活できる環境づくりの上から、事業者・関係機関と連携して鉄道・バスの公共交通機関の維持や機能の充実に努めます。

また、より利便性の高いバス交通サービス確保のため、公有車両（通学バス等）の有効活用や、路線バス運行ダイヤの改善、デマンドバスの運行内容の見直しを図ります。

（空白ページ）

□『道路交通網』の方針図

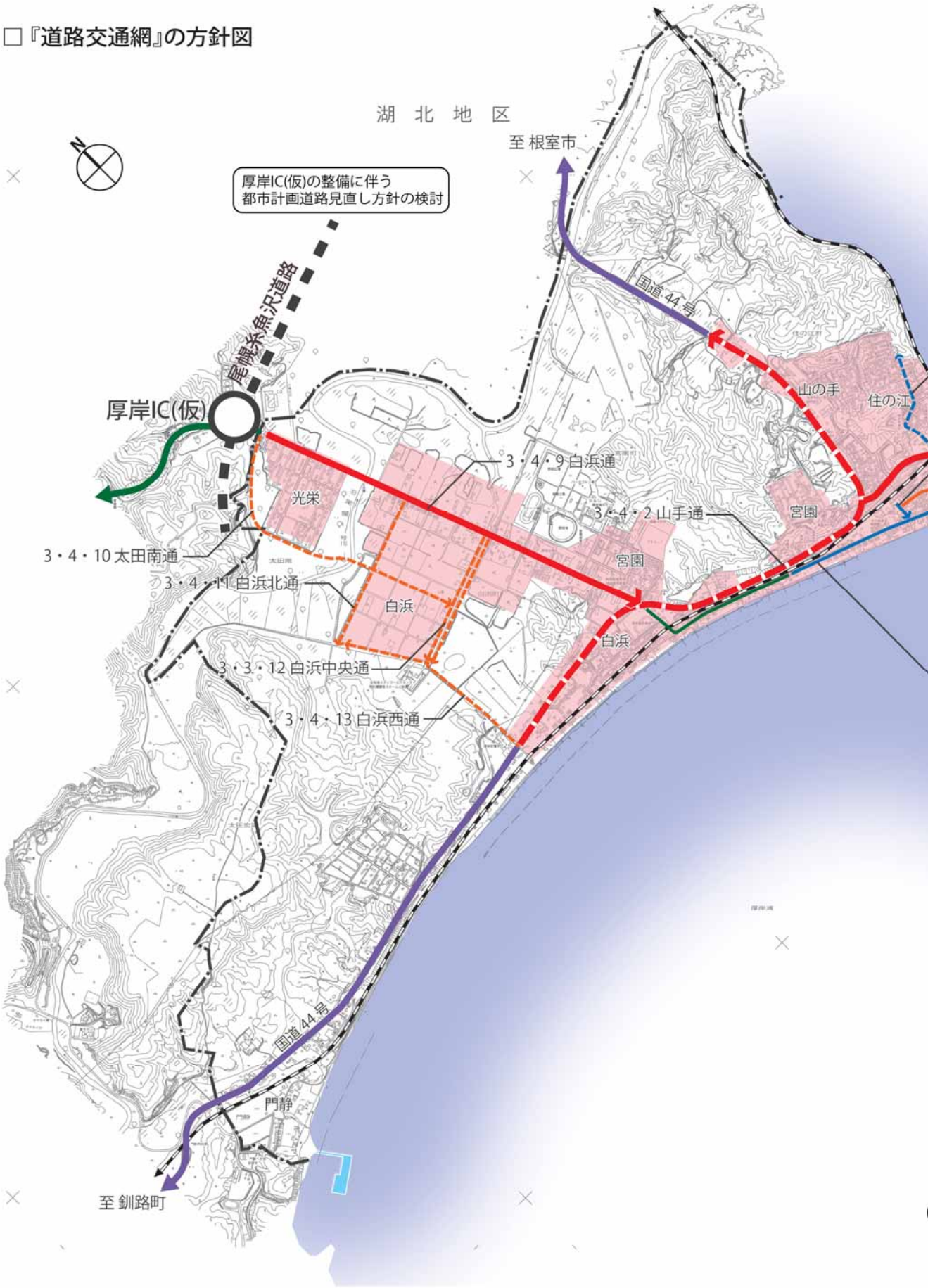
湖　北　地　区
至 根室市
厚岸IC(仮)の整備に伴う
都市計画道路見直し方針の検討
厚岸糸魚沢道路
厚岸IC(仮)
国道44号
山の手
住の江
3・4・9 白浜通
光栄
3・4・2 山手通
宮園
3・4・10 太田南通
3・4・11 白浜北通
白浜
3・3・12 白浜中央通
3・4・13 白浜西通
国道44号
門静
至 釧路町

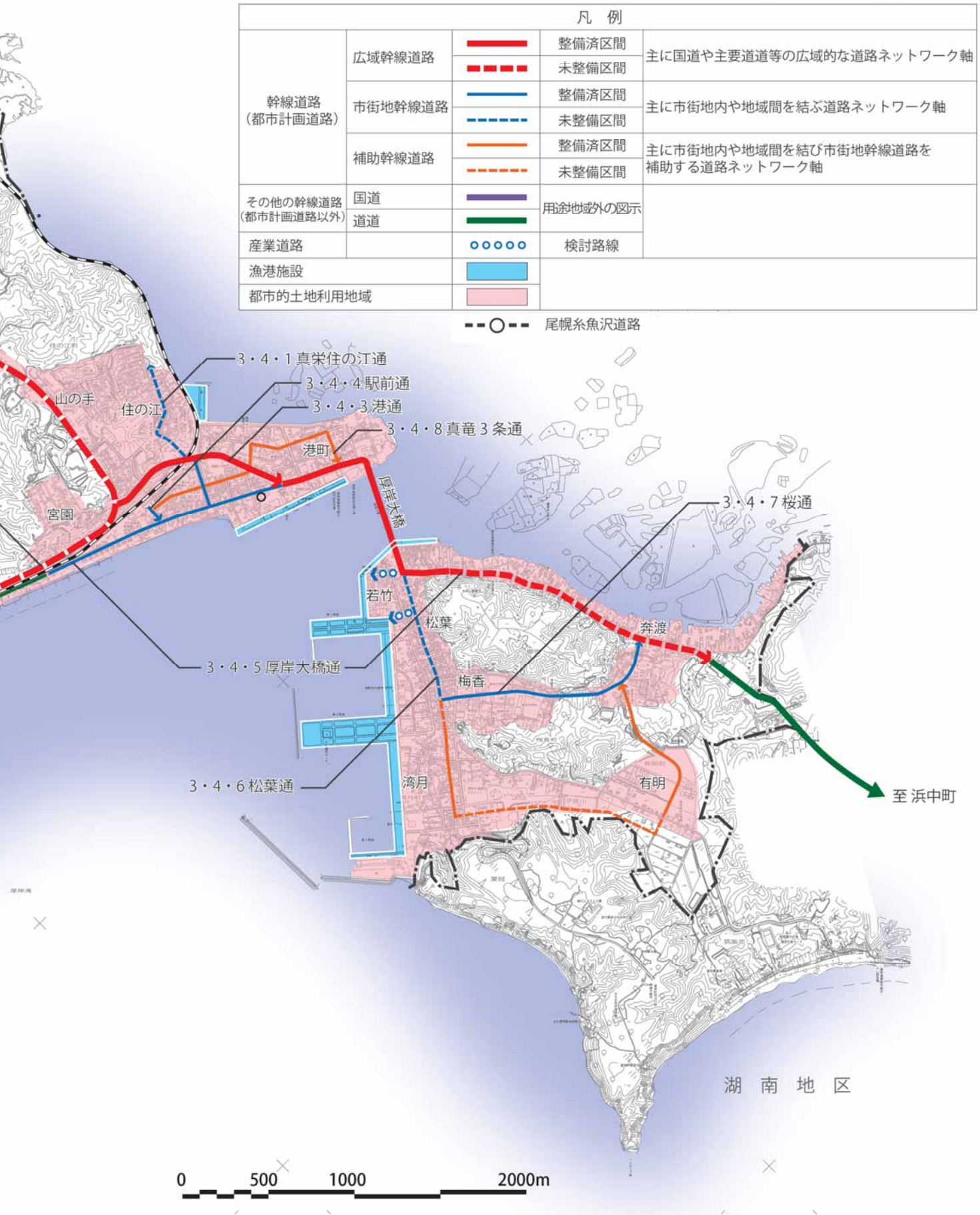
凡　例
幹線道路（都市計画道路）
広域幹線道路
整備済区間
未整備区間
主に国道や主要道道等の広域的な道路ネットワーク軸
市街地幹線道路
整備済区間
未整備区間
主に市街地内や地域間を結ぶ道路ネットワーク軸
補助幹線道路
整備済区間
未整備区間
主に市街地内や地域間を結び市街地幹線道路を補助する道路ネットワーク軸
その他の幹線道路（都市計画道路以外）
国道
道道
用途地域外の図示
産業道路
検討路線
漁港施設
都市的土地利用地域
尾幌糸魚沢道路
3・4・1 真栄住の江通
3・4・4 駅前通
3・4・3 港通
3・4・8 真竜3条通
3・4・7 桜通
3・4・5 厚岸大橋通
3・4・6 松葉通
山の手
住の江
港町
宮園
厚岸大橋
若竹
松葉
奔渡
梅香
湾月
有明
至 浜中町
湖　南　地　区
0
500
1000
2000m

3 水と河川の方針

3－1. 河川づくりの方針

◆基本的な考え方

水源となる河川や、森の栄養分を厚岸湖・厚岸湾に運び漁業の振興に大きく関連する河川など、上流域や下流域をつなぐ河川をその機能に応じて位置づけし、対応を図ります。

森林・湿原・河川・湖・湾とつながる陸域を含めた一体的な水循環域を「沿岸・流域」と位置づけ、その保全対策を上流の他町村を含めた地域や団体などと協働して取組を進めます。また、資源ごみを分別し、売却した収入の一部を財源として山や河川の植栽を行うことで厚岸湾・湖の保全を図り、漁業生産に貢献する「みどりの循環構想」を基本として、具体的な施策を町民に周知し行動します。

◆基本方針

厚岸町を流れる河川は大きく別寒辺牛川水系と尾幌川水系があります。特に別寒辺牛川は治水整備されていない原始河川日本一であり、下流域の湿地帯は「ラムサール条約」にも登録され、厚岸湖や厚岸湾沿岸の漁業にも大きく影響する河川となっています。

多くの河川の上流域は町の基幹産業の一つである酪農地域を流れ、酪農においては下流域の湖内の富栄養化や環境悪化を引き起こさない対策・取組が進められており、漁業との調和に配慮した環境づくりに努めています。

自然環境と産業との調和を図り、森林と農地・水辺などが有する公益的機能の維持増進と自然と共生した豊かな地域づくり及び酪農・漁業の振興をめざし、保全や対策等を図る河川づくりを、以下の区分で行います。

なお、水質汚濁の防止のため、下水道未整備地域に立地する事業場などからの排水のほか、家畜排せつ物の不適切な処理などについて監視・指導を継続します。

区分		主要河川名
漁業環境保全河川		別寒辺牛川（一部）
		フッポウシ川
		西フッポウシ川
		トライベツ川
		チライカリベツ川（下流域）
		トキタイ川他
水質保全河川	町内対応	大別川
		サッテベツ川
		チライカリベツ川（上流域）
		旧尾幌1号川
	広域連携対応	チャンベツ川
		別寒辺牛川（一部）
水道水源河川		ホマカイ川
		オッポロ川
水害対策河川		尾幌川（一部）
		旧尾幌1号川（一部）
		汐見川
		奔渡川

(1)漁業環境保全河川

漁業環境保全河川は、森林地域を流れ、森から栄養分を下流域(厚岸湖)に運ぶ河川として位置づけ、各流域圏の森林地域とともに保全を図る河川とします。

(2)水質保全河川

水質保全河川は上流域の酪農地域を流れる河川を指し、酪農と漁業が共存して発展する町をめざし、家畜排せつ物の不適切な処理を防止するとともに、水質浄化のため広葉樹を主体に多機能をもった河畔林の造成を推進する河川とします。

水質保全河川のうち、「チャンベツ川」及び「別寒辺牛川」の上流域は標茶町の酪農地帯が源流域となっているため、広域的な連携のもとで河川づくりを行う河川とします。

(3)水道水源河川

水道水源河川であるホマカイ川・オッポロ川の流域環境の保全と水質汚濁の防止に努めます。特にホマカイ川流域において河川沿いでの水源かん養林の育成とさらなる取得を進めるとともに、水質浄化のため広葉樹を主体に多機能をもった河畔林の造成を継続・推進します。

厚岸町では昭和56年度から「水源かん養林取得事業」を実施しており、令和4年度までに403.75haを取得しています。森林の有する公益的機能による水質の維持・向上を図るため、今後も取得事業を継続し、良質な原水を安定的に確保できる河川づくりを行います。

(4)水害対策河川

水害対策河川は、尾幌地区を流れる「尾幌川」及び湖北地区を流れる「旧尾幌1号川」、湖南地区を流れる「汐見川・奔渡川」を対象とし、水害等から酪農地域や市街地、干場等を守る河川とします。特に海抜が低く融雪や大雨等による水害を受けやすい地区において、河川の管理や一部治水対策を検討するなど、産業と生活環境の安全を守ります。

3－2. 上水道の整備

◆基本的な考え方

水道は、町民生活や社会経済活動に欠くことのできないライフライン[1]であり、将来にわたり安全な水を安定的に持続的に供給していくことが水道事業の使命です。

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給していくため、地震や大雨など自然災害に強い水道施設を構築するとともに、老朽施設を計画的に更新します。

◆基本方針

良質な原水を安定的に確保するため、水源かん養林の取得の推進及び関係機関と連携した水源河川の流域環境の保全と水質汚濁の防止に努めます。また、「北海道水資源の保全に関する条例」の活用により、土地利用の状況を把握し、水源の水質確保に努めます。

水道水源河川のホマカイ川・オッポロ川の定期的な水質調査を行い、良質な水源の確保に努めます。

水道施設（配水管、ポンプ場等）の適正な維持管理に努めるとともに、中長期的な財政見通しのもとに老朽施設を計画的に更新します。

水道施設の防災対策として、施設の更新に合わせ、費用対効果を踏まえた水道施設の耐震化を図ります。また、大雨などの自然災害の影響を最小限にとどめ、機能を維持し早期回復できる施設整備を図ります。

[1] ライフライン：電気・ガス・水道等の公共公益設備や、電話・インターネット等の通信設備など、日常生活を営む上で必要不可欠な基盤設備。

□沿岸流域づくりの方針図（全町）

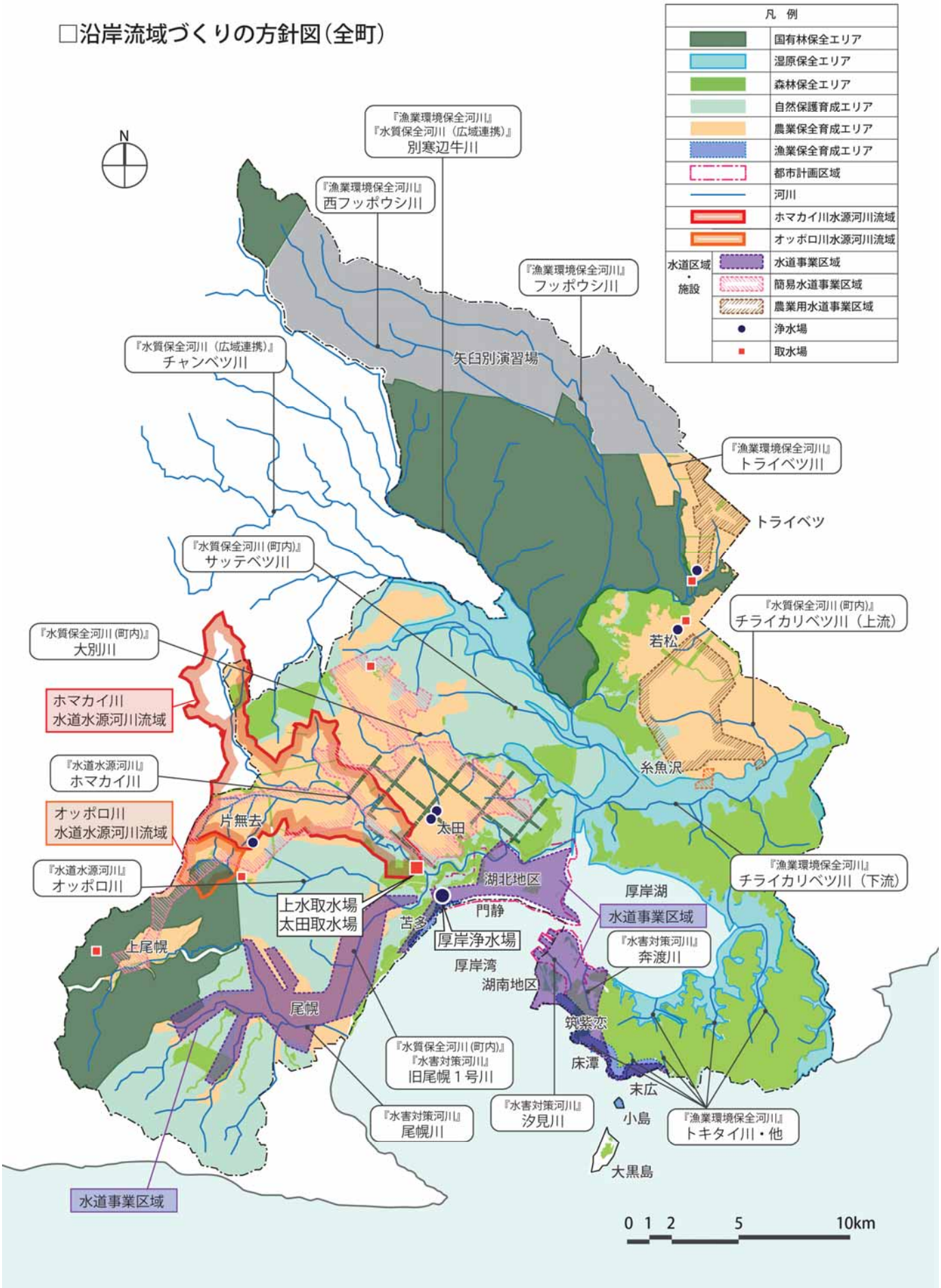

4 衛生処理施設の方針

4－1. ごみ処理等の方針

◆基本的な考え方

厚岸町では家庭や事業所、公共施設などから排出されるごみや、下水道の汚泥などを、資源として循環させる取組を進め、資源ごみの分別拡大などによりリサイクル率の向上に努めてきました。

自然や環境保護にも関係するごみ処理、また水産業等の産業振興にも関係する厚岸湖・厚岸湾等の保全に資する公共下水道の整備など、今後も、町民・企業・行政の協働により、衛生環境整備と廃棄物の抑制、資源の循環を促進し、環境への負荷が少ない持続可能なまちづくりをめざします。

◆基本方針

(1)一般廃棄物最終処分場

平成18年10月から使用開始した一般廃棄物最終処分場2期埋立地は、令和3年度末には92%が埋立されています。

令和6年4月から釧路市最終処分場へ移行するまでの間は、最終処分場の延命化のために、町民一人ひとりから排出されるごみ量の削減や、ごみの分別徹底と資源化によるリサイクル率のさらなる向上に努めます。

また、ごみ収集については、排出量の変化や分別の細分化、地域の実態に対応した収集体制の構築に努めます。

(2)ごみ焼却処理施設

燃やせるごみ処理の広域化により、令和3年4月から釧路広域連合清掃工場で処理を行っていることから、旧焼却処理場の解体と解体跡地への新たなリサイクルセンターの建設を計画し、より効率的な資源化の取組を進めます。

4－2. 汚水処理（し尿処理）の方針

◆基本的な考え方

下水道などの生活排水処理施設は、河川や湖・海などの公共用水域の水質を保全し、衛生的で快適な生活環境の実現のために重要な施設です。町の下水道は平成3年度に公共下水道事業に着手し、平成8年度から一部供用を開始して以来、計画的に整備を進め、令和3年度末の整備面積は330.4ha、普及率は77.0%、整備率は61.8%となっています。すべての町民が衛生的で快適な暮らしを享受できるよう、地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設整備を進めます。そして、市街地における浸水対策を進め、雨に強いまちづくりに貢献します。

◆基本方針

(1)下水道整備

持続的な下水道サービスを確保していくために施設の防災対策と適切な維持管理のほか、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応しつつ、これまでストックされた下水道資産の長寿命化と計画的・効率的な改築更新のための整備計画を再構築します。

公共下水道の汚水管整備がほぼ終わり、人口減少や地域産業の停滞などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った排水区域となっているかについて見直しを検討します。

公共下水道整備を予定していない地区については、個人・事業者による合併処理浄化槽[1]の設置費を支援し、生活排水処理対策を推進します。

終末処理場から出る下水道汚泥は有機資源堆肥センターにおいて堆肥化し、今後とも緑地や農地への利用を進めます。

(2)し尿処理

水洗化の普及により、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の収集量については年々減少し、衛生センター単体での処理が著しく困難となっていました。

そのため、し尿と浄化槽汚泥の費用対効果を考慮した効果的な処理方法と下水道資産の有効活用として、し尿を公共下水道終末処理場で公共下水道と一元処理する方式へ平成29年4月1日から転換し、効率的に処理を進めています。

[1] 合併処理浄化槽：し尿と生活排水（台所や風呂、洗濯などの排水）を併せて処理する設備で、微生物の働きによって汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄水を消毒して排水する。

5 生活環境づくりの方針

5－1. 福祉・子育て支援の環境づくり

◆基本的な考え方

ノーマライゼーション[1]の理念のもと、障がいのある人もない人も安全・安心で暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、生活環境の整備と地域で共に支え合う社会づくりに努めます。

また、安心して子どもを生み育てることができる子育て環境・地域づくりをめざします。

◆基本方針

(1)福祉のまちづくり

町民の多くは、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けたいと望んでおり、地域で自立した生活ができるよう、公共施設・建物や道路、公園などをすべての人が利用しやすいようにユニバーサルデザイン[2]の視点に立って整備を進め、福祉のまちづくりを推進します。

歩道未設置の道路、段差のある建物出入口・公園園路など、安全性が十分に確保されていない箇所がいくつもあります。道路での歩行スペースの確保や段差解消をはじめとして、公共施設・建物とその周辺、公園などでのバリアフリー化を進め、子どもから高齢者・障がい者までだれもが安全・安心で利用しやすい生活環境づくりをめざします。

建替の必要な特別養護老人ホームについて、津波対策を図り現位置で再築するか、文教厚生施設が集積している宮園地区や津波浸水被害のリスクの小さい太田地区などで適地を選定するなどの検討を進めます。

(2)子育て支援

地域住民が子育てへの関心や理解を深め、子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て活動の推進や交流機会の提供を図り、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズにあった子育て支援の充実に努めます。

湖南・湖北地区においてそれぞれ建替済みの保育所に続き、耐用年数を迎え老朽化の進んだ児童館(友遊、子夢希)の建替を進めるなど、多様な子育てニーズに対応し、安全で安心できる児童福祉施設の整備と維持管理に努めます。また、通学路を中心に自動車交通や歩行者の安全を確保するため、交通安全施設の充実に努めます。

今後の少子化に対応した学校教育の方向性を見据え、「厚岸町立学校適正配置計画」の必要に応じた見直しにより、適切な人的配置や施設設備の整備充実など、引き続き行政と地域が十分に理解し合いながら取組を進めていきます。

---

[1] ノーマライゼーション:障がいのある人もない人も、社会に生活する個人として一般の社会に参加し、ともに地域や家庭で暮らしていけるような社会をつくるという考え方。

[2] ユニバーサルデザイン:年齢や性別、障がいの有無などの区分なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮されたデザイン。

5－2. 地区環境づくり

◆基本的な考え方

少子高齢社会の中で、地域活動や自治会などの果たす役割はますます大きくなっています。町民参加と行政による「協働のまちづくり」を推進するとともに、町民活動等の拠点となる公共施設や各地区のコミュニティ施設、また道路などのインフラの適正な維持管理に併せ、計画的な更新や統廃合、長寿命化に努めます。

◆基本方針

町民の教育的・文化的学習要求に対応するため、情報館や海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館、各公民館の維持管理と、それぞれの機能を活かした多様な事業の展開に努めます。

自主的な地域活動が活発に行われるよう、地域の身近なコミュニティ施設として、集会所などの活動拠点となる施設の維持管理に努めます。

青少年活動の拠点施設として道立青少年体験活動支援施設（ネイパル厚岸）の積極的な利用が図られるよう連携に努めます。

老朽化が進むスポーツ・レクリエーション施設については、安全性を確保しながら、必要に応じて機能拡充による楽しめる環境を整備し、機能が類似している施設の更新の際には統合を検討します。

廃校舎の有効活用法について検討するとともに、利活用が見込めない校舎の解体を含めた適切な管理に努めます。

公共施設や道路など社会資本の老朽化が進む中、限られた財源で適正かつ効率的に社会資本を維持するための長寿命化の取組とあわせ、減少する人口規模に見合った施設数と規模とするため、施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的に検討した取組が求められています。公共施設等の長期的視点からの総合的な管理計画である「厚岸町町有施設等総合管理計画（令和4年5月）」に基づいて、計画的な更新や統廃合、長寿命化、遊休施設の有効活用、指定管理者制度の導入など、公共施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、個別施設計画の策定を進めます。

また、道路などのインフラも同様に、計画的な更新や統廃合、長寿命化を図ります。

5－3. 住宅・住環境づくり

◆基本的な考え方

だれもが笑顔でふれあい、安全に安心して健やかに暮らせる住環境づくりに努め、定住促進や少子高齢化に対応した良質な住まいづくりを進めます。

住生活の安定確保・向上を促進するために、将来に向けた目標や展開施策などを定めた「厚岸町住生活基本計画」及び「町営住宅等長寿命化計画」を推進します。

◆基本方針

定住促進に向けた環境の向上を図るため、一元化した空き家や住宅・空き地情報の提供などにより、良質な住宅地の確保や地域の特性に応じた良好な住環境の確保を進めます。

少子高齢化が進む中、子どもから高齢者・障がい者まで誰にとっても安全で安心できる住まい

づくりに向けて、ユニバーサルデザインの推奨や耐震性向上のための情報提供に努めます。

老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等は放火の誘発、積雪時の落雪・倒壊、地震時の倒壊などの恐れがあるとともに、景観の悪化の原因となっているため、「厚岸町空家等対策計画（令和3年2月）」に基づき権利者に対する適切な管理指導に努めるとともに、解体等の対策を進めます。

町営住宅の良質なストック確保のための建替と改修を進めるとともに、居住者の利便性と市街地内の店舗の購買力の向上に配慮し、まちなかの活性化に向けたまちなか居住の取組に努めます。

町営住宅団地内の老朽施設の維持補修に努めるとともに、防災施設や駐車・緑地施設の維持管理に努めます。

5－4. 公園緑地の緑づくり

◆基本的な考え方

厚岸町の都市計画区域内の都市公園は令和3年度現在で16箇所、約43.0haですが、少子高齢化の影響や施設の老朽化などにより、利用頻度が低下している公園も少なくありません。

公園については、“あった方が良いから整備する”のではなく、本当に必要な公園を地域住民の協力を得ながら協働による整備をめざします。

◆基本方針

やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりを町民とともに推進するとともに、自然と調和するまちづくりを進めるため、町民参加による公園の緑化や花いっぱい運動を推進します。

利用者ニーズに合わせた既存公園の施設・機能の適正化や維持管理のほか、施設の点検結果に基づいた計画的な改修整備を進めるとともに、官民協働による花と緑のあるまちづくりに努めます。

公園緑地を中心として、町民だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

緑のふるさと公園（森林センター）を活用し、森林とふれあう機会の充実を図ります。

宮園公園の特に緑多い丘陵地については、生物多様性[1]の確保の観点から動植物の生息地・生育地との連続性や分布域拡大に向けて、全町的なエコロジカルネットワーク[2]の一部としての機能の維持に努めます。一方で、丘陵地の区域は都市計画決定後も未供用のまま40年以上経過しており、特別養護老人ホームの移転先候補地（p.58 「5－1. 福祉・子育て支援の環境づくり」の基本方針（1）福祉のまちづくり 参照）であることも念頭に、公園区域の都市計画変更を併せて検討します。

厚岸霊園は、墓園として自然的環境を有する静寂な土地に設置されており、主として墓地の役割を担うとともに、環境保全につながる既存樹林等による風致の維持及び防災機能としての避難場所の役割を担うための適正な維持管理を図ります。

---

[1] 生物多様性：生物の長い進化の歴史の結果として、互いにつながりのある多様な生物が共存していること。遺伝子、生物種、生態系という3つのレベルでの多様性がある。

[2] エコロジカルネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、緑地、水辺、河川、湿原、海等）がつながる生態系のネットワークのこと。

■都市公園の将来整備目標

都市公園の種類				都市計画決定面積	現況（整備済）(令和４年)		将来目標値（令和25年）	
					箇所	面積	箇所	面積
都市計画公園等	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	1.99ha	8	1.99ha	8	1.99ha
			近隣公園	2.0 ha	1	2.0 ha	1	2.0 ha
		都市基幹公園	運動公園	51.8 ha	1	19.3 ha	1	19.3 ha
	墓園			6.0 ha	1	2.5 ha	1	2.5 ha
都市計画公園以外			街区公園	―	4	1.41ha	4	1.41ha
			総合公園	―	1	15.8 ha	1	15.8 ha
合計					16	43.0 ha	16	43.0 ha
					計43ha		計43ha	

都市公園のうち未整備区域が残っているのは運動公園（宮園公園）と墓園（厚岸霊園）の一部で、いずれも丘陵部の未供用部であり、それぞれの機能は現在充足しています。今後必要性に応じて区域の変更を行うものとし、将来目標としては現状を維持するものとします。

□公園緑地の配置方針図

湖 北 地 区
住の江
三号川
国道 44 号
宮園公園
尾幌糸魚沢道路
厚岸IC(仮)
長期未供用の区域について
都市計画変更を検討
山の手
住の江
光栄
白浜通
二号川の1
宮園
山手通
光栄地区コミュニティーセンター横 広場
白浜
宮園丘陵公園
宮園高台公園
宮園 1 号遊園地
白浜公園
白浜団地公園
厚 岸 湾
国道 44 号
借楽園団地公園
門静
門静ノ川

凡　例
公園緑地拠点エリア
道有林
町有林
国定公園地域
都市計画決定された公園・墓園
都市計画決定されていない都市公園
その他の公園・広場
都市計画決定された公園の誘致距離
その他の広場等の誘致距離
工業・漁業の緑
森林の緑
主要道路
河川
緑水軸
植栽道路
植栽計画道路
JR
主な公共施設
尾幌糸魚沢道路
住の江丘陵公園
住の江公園
港町１号公園
港町２号公園
港町海洋公園
若竹公園
松葉憩いの広場
梅香町児童公園
厚岸霊園
子野日公園
奔渡公園
厚岸大橋
厚岸大橋通
町民広場
くらしの交流広場
若竹
松葉
奔渡
梅香
桜通
湾月
有明
汐見川
湾月町児童公園
緑のふるさと公園
愛冠岬
厚岸霧多布昆布森国定公園
厚　岸　湖
湖　南　地　区
港通
港町
真栄
駅前通
0
500
1000
2000m

5－5. 景観づくり

◆基本的な考え方

コンキリエ周辺やあっけし望洋台、愛冠岬展望台、御供山からは、厚岸湖・湾・島・大橋・市街地が調和した厚岸らしい美しい眺望景観を望むことができます。この眺望景観を構成する市街地とその周辺の緑の保全・育成を進めます。

また、厚岸町は道内でも古くから開かれたまちであり、寺社仏閣等の歴史的資源が点在しています。これらの資源はその歴史的な価値のみならず、厚岸町の市街地を特徴づける重要な景観要素でもあるため、その保全と育成により厚岸らしいまちなみ景観づくりに努めます。

都市景観を形成し憩いの空間を確保するため、官民協働で花と緑のあるまちづくりに努めます。

◆基本方針

(1)厚岸らしい美しい景観づくり

海岸線に面し市街地に接する高台から望む厚岸らしい美しい眺望景観を保全するため、市街地周辺の緑の保全・育成を進めます。

町内に点在する歴史的資源である寺社仏閣等と調和した景観づくりを進めるため、建築物や工作物を保全し、厚岸らしい特徴ある景観づくりを進めます。

(2)緑の軸づくり

沿道の花や街路樹の植栽など、美観と安全性に配慮した緑化を進め、緑が連続する街並みの形成を図るとともに、周辺の自然や公園等の緑と繋ぎ、緑や水に囲まれたまちづくりを行います。

幹線道路の緑化においては、地域の気象条件を考慮した樹種の選定をはじめ、道路構造や土地利用等も踏まえ、町民・事業者の理解と協力を得ながら、緑の量感のある街並み景観づくりを行います。

町内を流れる河川は、その大半は手つかずのままの自然河川であるため、町の骨格的な自然景観軸として、今後も保全に努めます。

(3)地区拠点での景観づくり

役場周辺や福祉施設、JR駅前、学校及び各地区の集会所周辺において、地域住民・事業者の理解と協力を得ながら、花と緑による景観づくりを行うとともに、各拠点間をネットワークさせ、緑に彩られたまちなかの景観づくりを進めます。

町はこれまで街路樹、公共施設の緑化や都市公園の植樹などを計画的に進めてきましたが、今後も公有地の緑化推進をはじめ、町民や事業者との連携を図りながら官民一体となった緑豊かなまちづくりを進めます。

（空白ページ）

□景観づくり方針図

湖 北 地 区
尾瀬糸魚沢道路
厚岸IC(仮)
三号川
国道 44 号
住の江
山の手
宮園
駅前
二号川の1
白浜通
光栄
白浜
山手通
国道 44 号
門静
門静小川
厚 岸 湾

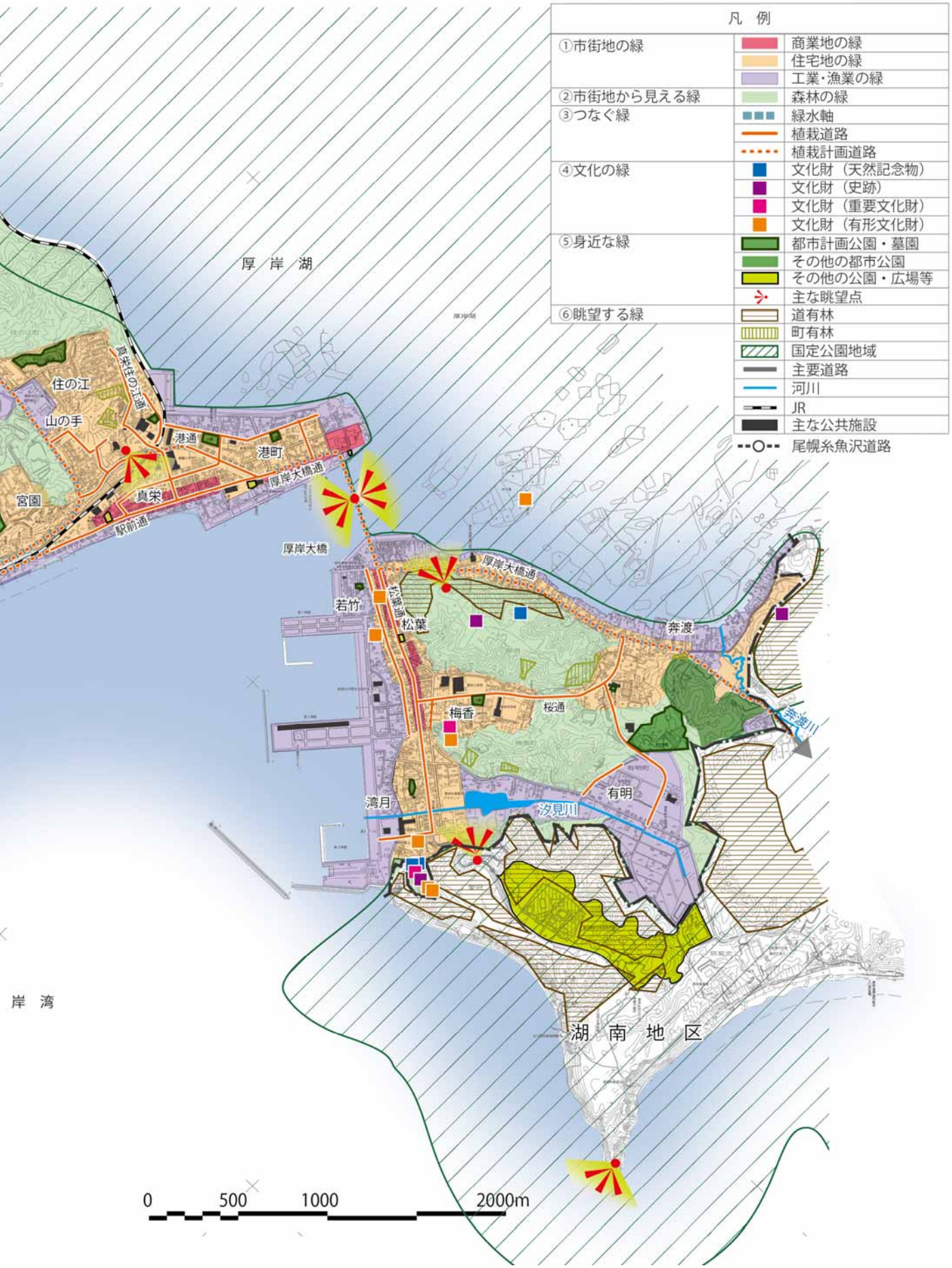
凡　例
①市街地の緑
商業地の緑
住宅地の緑
工業・漁業の緑
②市街地から見える緑
森林の緑
③つなぐ緑
緑水軸
植栽道路
植栽計画道路
④文化の緑
文化財（天然記念物）
文化財（史跡）
文化財（重要文化財）
文化財（有形文化財）
⑤身近な緑
都市計画公園・墓園
その他の都市公園
その他の公園・広場等
主な眺望点
⑥眺望する緑
道有林
町有林
国定公園地域
主要道路
河川
JR
主な公共施設
尾幌糸魚沢道路
厚　岸　湖
住の江
山の手
港通
港町
厚岸大橋通
真栄
宮園
駅前通
厚岸大橋
若竹
松葉
松緑通
奔渡
奔渡川
梅香
桜通
有明
湾月
汐見川
岸　湾
湖　南　地　区
0
500
1000
2000m

6 防災環境づくりの方針

◆基本的な考え方

人口減少と少子高齢化の進行、大規模化・複雑多様化する災害、いつでもどこでも起こりうる直下型地震など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験と教訓から、地域の総合的な防災力の強化が求められています。

自然災害の中でも、過去に厚岸町は、十勝沖地震やチリ沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による津波によって、町民の生命、身体、財産に多大な被害を受けています。東日本大震災の状況や令和3年7月に新たに北海道から示された津波浸水想定に基づき、将来発生すると予測される巨大地震や津波の襲来に対する備えと対応など、災害に強いまちづくりが重要な課題となっています。

「厚岸町地域防災計画」の定期的な点検と必要に応じた見直し、災害関連施設や避難場所・避難ルートの整備、災害備蓄品の点検・補充などによる防災体制の強化に努めます。

◆基本方針

(1)自然災害に強い環境づくり

①震災に強い都市基盤づくり

町及び防災関係機関は、主要な道路等において、耐震性の強化や代替性、災害時に周辺市町村とのネットワーク確保に向けた整備に努めます。北海道が北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき指定した緊急輸送道路及び町が厚岸町耐震改修促進計画において指定した緊急輸送道路の管理者は、その道路の整備と管理の徹底に努めます。

水道、下水道の防災対策として、施設の更新等に合わせ、費用対効果を踏まえた施設の耐震化を図ります。また、水道においては大雨などの自然災害の影響を最小限にとどめ、機能を維持し早期回復できる施設整備を図ります。

住宅・建築物における地震被害を軽減するため、「厚岸町耐震改修促進計画」に基づき耐震化の推進を図ります。公共施設は避難、救護、災害備蓄等の応急対策活動の拠点となる施設であり、耐震性・耐火性に配慮してその機能の維持を図ります。

②水害に強い環境づくり

厚岸大橋周辺や門静地区などでは満潮時の高潮、大雨・融雪による河川氾濫で冠水する地区があります。高潮、大雨・融雪による河川氾濫などを防ぎ、地域住民の安全を確保するため、低地帯における浸水被害防止対策や河川の適正な維持管理に努めます。

雨に強いまちづくりのため、雨水内水シミュレーションに基づき、下水道と道路や河川、海岸など他事業との連携による浸水対策を進めます。

③土砂災害に強い環境づくり

厚岸町は地形などの条件から融雪期や降雨時に土砂崩落の恐れのある箇所があり、住宅地や道路などに土砂が流出する被害が発生しています。治山対策として、異常気象による山崩れなど、決壊箇所の早期復旧や危険箇所の予防対策の推進と保安林の整備・拡充に努めます。

崖崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、地すべりや急傾斜などにおける防止対策事業を促進するとともに、土砂災害特別警戒区域等の指定区域に対しては開発の抑制を図り、人命や財産、資源の安全確保に努めます。

④災害に強い漁港づくり

第3種厚岸漁港において、災害発生後の緊急輸送に資する緊急輸送船の着岸を考慮した耐震岸壁などの整備による防災機能の向上を促進します。耐震岸壁と道指定の緊急輸送道路を結ぶことで、災害発生後の緊急輸送を確実・円滑に確保するための道路ネットワークを形成します。

また、自然災害防止のために、高潮対策などの施設整備を促進します。

(2)火災に強い環境づくり

①火災対策

老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等は放火の誘発などの恐れがあるため、「厚岸町空家等対策計画(令和3年2月)」に基づき権利者等に対する適切な管理指導に努めるとともに、解体等の対策を進めます。

また、空き店舗・空き地のさらなる増加などに対応し商業系用途地域から住居系用途地域への変更を行う際には、延焼の可能性を踏まえた準防火地域の見直しを検討します。

②消防水利の確保

火災に迅速に対応するため、消防の無水利地区解消に向けた計画的な整備に努めるほか、年数が経過している消火栓本体の計画的な更新に努めます。

③防災・災害体制の強化と維持

消防・救急体制の近代化及び高度化に向け消防署・分団庁舎が新設・統合されたことを受け、強化された防災・災害体制の維持に努めます。

(3)総合防災対策の強化

①防災体制の充実

町民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、「厚岸町地域防災計画」の点検と見直しを必要に応じて行います。

役場などの防災拠点施設の機能の維持強化に努めるとともに、北海道や警察署・消防署など関係機関との有機的連携を図り、災害発生時の体制強化及び行政機能の維持に努めます。

②危険地域の把握

災害危険区域の点検と情報収集による状況把握に努め、災害発生の危険箇所を示したハザードマップ[1]の定期的な更新と配布に努めるとともに、状態の悪化や新たな危険区域があった場合には町民への迅速な情報提供に努めます。

③避難の安全確保と災害物資の充実

災害発生時における安全の確保のため、避難場所と避難路の定期的な点検に努めるとともに、災害発生時に迅速に避難行動がとれるように、繰り返し各地区避難場所の周知徹底に努めます。

津波等の災害発生時における住民の安全確保のため、避難場所と避難路の機能・役割を担うことになる市街地後背地の緑地・緑道等の確保・整備、定期的な点検に努めます。

災害時に避難場所となる公園は、一時避難にとどまらず、災害対策活動拠点や長期避難場所として活用される可能性もあるため、「厚岸町地域防災計画」に基づき必要に応じて、公園の防災機能の充実に努めます。

避難場所には必要に応じて仮設トイレや備蓄庫を設置します。また、防災拠点施設や避難場所において、非常用食料や水、毛布などの備蓄と定期的な更新を図り、災害物資の充実に努めます。

厚岸湾を挟み南北に分かれている市街地は厚岸大橋で結ばれていますが、災害発生後の緊急輸送や救急搬送、災害対策要員の往来の確保のための厚岸大橋の代替機能の確保について検討を進めます。

津波到達予想時間までに、避難の必要がない安全な地域に避難することが困難な地域（避難困難地域）を解消するため、新たな避難場所等の整備について検討を進めます。

④町民による防災体制の確立と支援

災害発生時の初期活動として、独居老人や高齢者・障がい者だけの世帯など、災害時に自力避難が困難な人たち（避難行動要支援者）の安否確認や誘導避難など、平時からその体制の構築に努めます。

各自治会において、災害時にお互いが協力しあえる自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、避難行動要支援者などの要支援者への救護を含めた地域防災型の組織構築を推進し、災害に強いまちづくりを支援します。

また、子ども達が自らの力で災害の状況に応じた判断や行動ができるよう、「想定にとらわれない」「その状況下において最善を尽くす」「率先避難者たれ」の「避難三原則」を柱に、防災に関する授業を実施し、危機を回避する力の習得と防災意識の高揚に努めます。

[1] ハザードマップ：災害が発生した時に予想される被害の範囲や、避難施設・避難路などを図示した地図。

（空白ページ）

□『防災環境づくり』の方針図

津波災害警戒区域（基準水位）の目安	
基準水位	基準水位の目安
10.0m以上の区域	3階の全てが浸水する程度
5.0～10.0m未満の区域	2階の全てが浸水する程度
3.0～5.0m未満の区域	2階の軒下まで浸水する程度
0.5～3.0m未満の区域	1階の全てが浸水する程度
0.5m未満の区域	大人の膝まで浸水する程度

津波災害警戒区域(基準水位)は、北海道が令和３年１０月、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条に基づき指定し、公表されたものです。

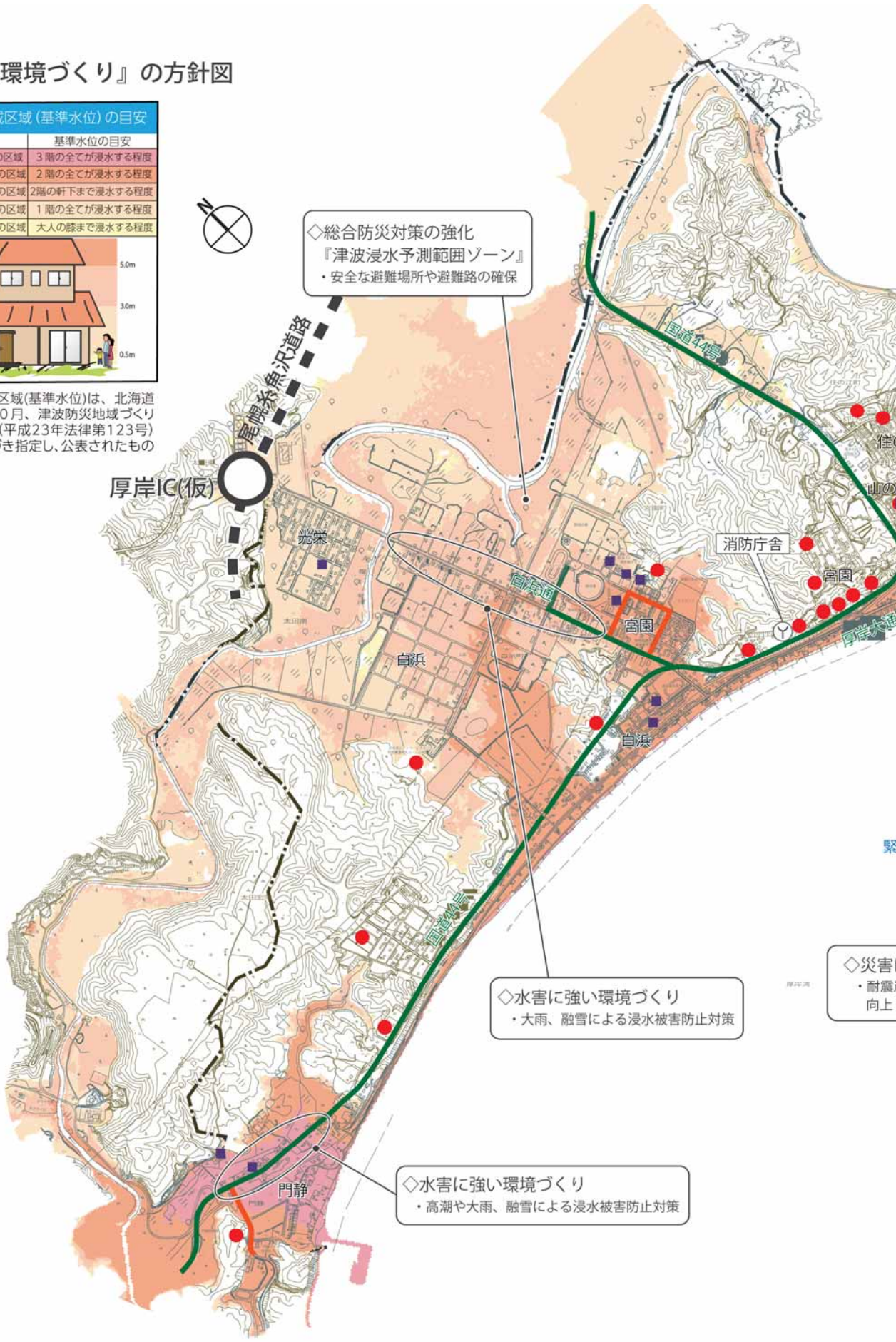

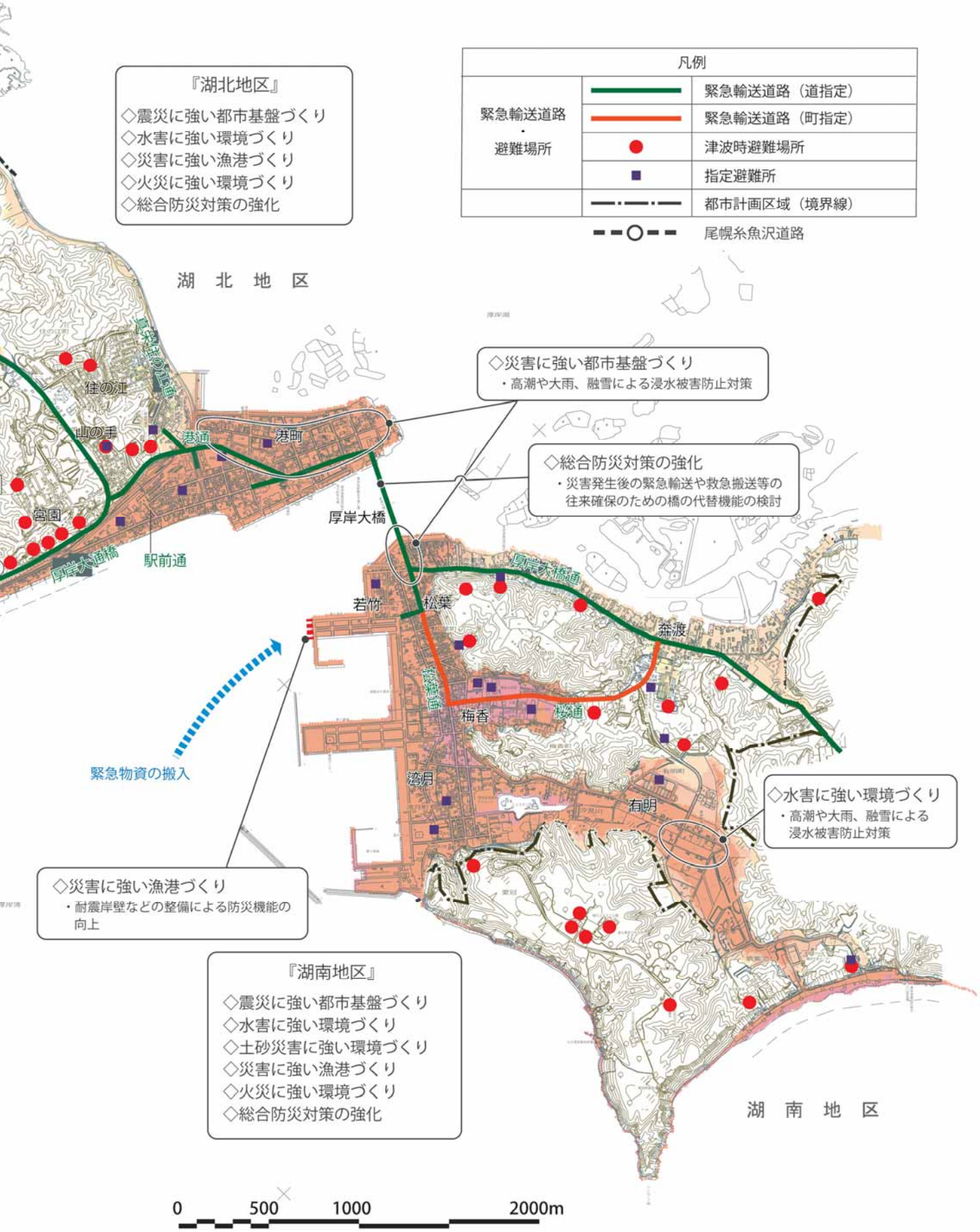
凡例
緊急輸送道路・避難場所
緊急輸送道路（道指定）
緊急輸送道路（町指定）
津波時避難場所
指定避難所
都市計画区域（境界線）
尾幌糸魚沢道路
『湖北地区』
◇震災に強い都市基盤づくり
◇水害に強い環境づくり
◇災害に強い漁港づくり
◇火災に強い環境づくり
◇総合防災対策の強化
湖　北　地　区
◇災害に強い都市基盤づくり
・高潮や大雨、融雪による浸水被害防止対策
◇総合防災対策の強化
・災害発生後の緊急輸送や救急搬送等の往来確保のための橋の代替機能の検討
住の江
町の手
港通
港町
宮園
駅前通
厚岸大橋通
厚岸大橋
若竹
松葉
奔渡
梅香
桜通
湾月
有明
緊急物資の搬入
◇水害に強い環境づくり
・高潮や大雨、融雪による浸水被害防止対策
◇災害に強い漁港づくり
・耐震岸壁などの整備による防災機能の向上
『湖南地区』
◇震災に強い都市基盤づくり
◇水害に強い環境づくり
◇土砂災害に強い環境づくり
◇災害に強い漁港づくり
◇火災に強い環境づくり
◇総合防災対策の強化
湖　南　地　区
0
500
1000
2000m

7 産業環境づくりの方針

7－1. 水産業

◆基本的な考え方

多様な機能を発揮する漁村としての発展をめざし、新鮮でおいしい厚岸ブランドとして誇れる水産物を永続的に生産するべく、環境や生態系の保全に努めながら、漁場回復や増養殖による水産資源の持続的な利用、品質向上や衛生管理の高度化に必要な基盤整備を進め、活力ある水産業の構築をめざします。

◆基本方針

(1)活力ある水産業の構築

水産物の安定供給と将来にわたる漁業生産の維持を図るため、漁業資源の管理や安定的な増養殖事業の推進と海域の環境保全や担い手の育成に努めるとともに、豊かで活力のある漁村の構築を図り、安定的な漁業経営をめざした経営改善に努めます。

安全で安心な水産物を消費者に供給するため、水揚げから加工に至る品質や衛生管理の高度化と漁港・流通加工施設の整備に努めるほか、地域特性を活かしたブランドづくりを進め、地域水産物の競争力の強化に努めます。

また、「厚岸地域マリンビジョン計画」(令和6年度中策定予定)に基づき推進を図ります。

(2)漁港施設の整備促進

①第3種厚岸漁港の整備

消費地においては、食の安全・安心に対する関心が一層高まっており、こうした消費者ニーズに応えるため、屋根付き岸壁や清浄海水導入施設を備えた衛生管理型漁港施設(厚岸漁業協同組合地方卸売市場)が令和2年7月から供用されました。

この施設には津波襲来時の緊急一時避難場所としての活用も期待される人工地盤[1]が整備されており、引き続き漁港利用者の利便性を考慮した施設整備に努め、施設の有効利用を図ります。

②第1種床潭漁港の整備

漁港利用者の利便性を考慮した施設管理に努め、施設の有効利用を図ります。

(3)漁業生産基盤の整備・継続・支援

漁場などを保全するため、海岸浸食対策の取組を促進します。

厚岸町カキ種苗センターの適正な管理を維持し、良質な種苗を供給します。

水産業・漁村の持つ多面的機能[2]発揮に向けた取組を支援します。

---

[1] 人工地盤:人工的に整備する立体的な用地。例えば、屋上は駐車場として利用され、津波来襲時の緊急一時避難場所としての活用できる。

[2] 水産業・漁村の持つ多面的機能:藻場や干潟の保全など環境保全活動による「豊かな自然環境の形成機能」、海難救助や海域の環境監視活動による「海の安全・安心の提供機能」、余暇を楽しみ、自然の大切さを学べる交流の場や、漁村の人々の営みを通じた日本独自の伝統文化の継承などの「やすらぎ空間の提供機能」のこと。(水産庁 HP「水産業・漁村の多面的機能」より)

7－2. 農業

◆基本的な考え方

厚岸町の基幹産業のひとつである農業において、恵まれた自然環境との調和を図り、環境負荷低減対策による保全・循環型農業の取組を進め、持続的・安定的な生産を継続できる環境づくりをめざします。

自然環境と土地資源を活かした生産性の高い酪農経営の安定性を図るため、継続した生産基盤整備を進めます。

◆基本方針

(1)農業生産基盤の整備促進

厚岸町の農地については、経営規模の拡大に伴い草地整備などの生産基盤の大規模化に積極的に取り組んできた結果、賃貸借などを含めて農地の集積と流動化が図られましたが、農家の個別経営で吸収できる限界に近づいており、今後、地域から新たな離農者が生じた際には借り手や引受先がいない耕作放棄地の発生が懸念されています。

この状況を踏まえ、今後は農地の拡大を伴わずに、これまで整備した農地を活用し、「厚岸町農業振興地域整備計画」に基づいた自給飼料を基本とした飼料生産基盤と農業用施設の計画的な整備に努めます。これにより、自然環境と土地資源を活かした生産性の高い酪農経営を育成するための生産基盤整備を計画的に進めます。

自給飼料の低コスト生産や乳量・乳質などの生産性の向上を図るため、計画的な草地改良を促進し、農地の高度利用と農用地の保全に努めます。

エゾシカによる牧草の食害も大きな課題となっており、食害による牧草被害を減少させるため、関係機関と連携し、侵入防止柵設置の促進及び駆除を実施します。

(2)魅力ある農村環境の実現

魅力ある農村環境と酪農経営のため、農村地域における快適性と安全性の確保に向けた多面的機能[1]発揮のための地域活動を支援するとともに、多面的機能に対する町民等の理解の普及に努めます。

各地区の既存農道の適正な維持管理・補修、吹雪による吹きだまり等の対策など、営農環境・生活環境の安全性の確保に努めます。

(3)環境と調和した農業の推進

食の安全・安心や環境問題に対する消費者の関心は高く、環境との調和に配慮した安全で良質な農畜産物の生産が重要であることから、今後もバイオガスプラント整備の検討も含め家畜ふん尿の適正処理と有益な有機肥料として農地還元し、持続的な「土づくり」と環境負荷低減対策による環境保全・自然循環型酪農に取り組みます。

[1] (農業・農村における)多面的機能：単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動などを通じた国土の保全、水資源のかん養、良好な景観の形成、保養休養の場を提供するなどの多くの機能を有している。

◎環境保全型農業の推進

「厚岸町家畜排せつ物利用促進計画」に基づいた家畜ふん尿の適正な管理・利用を促進し、有益な有機肥料として農地還元することにより安定的に地力を維持するとともに、良質な自給飼料を持続的に確保する「土づくり」を促進します。

また、生産活動から発生する農業用廃プラスチックの適正処理と資源化システム体制を推進し、快適な農村環境づくりを促進します。

有機資源堆肥センターの適正な運営・維持を図ります。

◎環境負荷低減対策の促進

恵まれた自然との調和、及び環境保全と生態系に配慮した農業農村整備事業を展開します。

環境保全に留意しつつ良質で安全な牧草などの粗飼料を安定的に生産するには、良質なたい肥などの有機物を適正に施用して地力を維持することが重要なことから、有機物資源の循環利用を推進します。

7－3. 林業

◆基本的な考え方

森林の有する公益的機能の維持、増進と持続的な林業資源の確保を図るため、町有林及び私有林の計画的な森林施業を推進するとともに、しいたけの産地形成による産業の発展に努めます。

◆基本方針

(1)林業

厚岸町の土地面積の約57％を占める森林面積のうち、約45％が一般民有林（町有林・私有林）です。その約66％が天然林であり、自然に恵まれた林分[1]構成となっています。人工林はカラマツとトドマツを主体とした林分が多く、適切な間伐などを計画的に実施する必要があるほか、90haの伐採跡地の解消が当面の課題であり、森林所有者の理解を得ながら植栽や間伐の推進に努めます。

町有林については、早くから森林を環境財として位置づけ、皆伐[2]施業は行わずに針葉樹・広葉樹の混交林化や複層林[3]施業を推進してきました。今後も水産業の資源増殖や農業環境の保全、水源のかん養など森林の多面的機能[4]を持続的に発揮させるため、これらの取組をさらに推進します。

間伐等の森林施業の際に発生する林地残材[5]については、堆肥センターの水分調整材や町営牧場の敷料として利活用し、資源の地域内循環を図ります。

---

[1] 林分：林相がほぼ一様であるひと続きの林地において、その樹木の集団と林地との総称。

[2] 皆伐：一定範囲の樹木を一時的に全部または大部分伐採すること。

[3] 複層林：樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林。

[4] 森林の多面的機能：公益的機能に木材等生産機能を加えた森林のもつ機能の総称。

[5] 林地残材：間伐材で発生する枝などの未利用木材。

(2)きのこ産業

菌床しいたけ生産の安定化と活性化を図るため、産地形成による産業の発展に努めます。そのために、上尾幌地区のきのこ菌床センターの効率的・効果的な運営を図ります。

良質な菌床供給に努めるとともに、生産者の製造希望に対応するため、菌床製造体制の強化を図り、生産者の経営安定を支援します。また、生産団地の環境整備や支援策の検討・実施などにより、新規業者の確保に向けた取組を進めます。

7－4. 商工業

◆基本的な考え方

購買力の低下に伴い空き店舗等が生じている中、地域に根ざした活力ある商業環境づくりをめざし、それぞれの地区での商業活性化に向けた環境整備やまちなか居住等による購買力の向上を図り、魅力ある中心市街地域づくりに努めます。

一方、今後、商店街における経営者の高齢化や後継者不足などによる空き店舗・空き地のさらなる増加など社会情勢の変化によっては、湖北地区・湖南地区の現在の商業系用途地域から住居系用途地域への変更も視野に入れた検討を行います。

◆基本方針

厚岸町の商業は、人口の減少により購買力が低下し、商品販売額が減少傾向にあるほか、町外への買い物客の流出、経営者の高齢化が進む一方で、事業の将来性などから事業継承を見送るなど、特に古くからの個人商店を中心とする小規模店舗の廃業が散見されます。

移動手段が限られる高齢者にとって身近な生活の場で買い物ができる環境の重要性が増している中、多様化するニーズに対応した魅力ある商品販売や高齢社会への対応など、地域に根ざした商業サービスの展開を支援します。

地域の環境に適した企業の誘致による工業団地の未利用地活用に向けて、企業情報や立地動向などの把握と企業ニーズに合わせた産業立地環境の充実に努め、効果的な誘致活動を推進します。

7－5. 観光

◆基本的な考え方

豊かな自然が育む「食」や「自然体験」を活かすとともに、環境と調和した観光施設の整備を進め、環境と産業が共生する個性と活力のある観光地づくりをめざします。さらに、広域連携による観光ルート形成により、道東地域への観光客の滞在を促し、ポストコロナを見据えた誰もが安心して快適に観光できる環境づくりをめざします。

◆基本方針

(1)地域資源を活かした観光の推進

厚岸町の優れた自然環境や景勝地の保全に努めるとともに、景観や環境に配慮しながら景観眺望地や観光施設などの整備に努めます。

令和3年3月に指定された厚岸霧多布昆布森国定公園とその周辺区域については、関係機関と連携しながら適正な保護及び利用の促進に努めるとともに、公園を活用した観光客誘致の取組を推進します。

地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを推進するため、「厚岸ウイスキー」の樽材として使用しているミズナラ群生林の見学を組み入れた厚岸蒸溜所ツアーの充実、冬のネイチャーツアー、歴史資産の活用など、関係機関と連携し特色ある観光メニューの開発や新観光スポットを組み入れた町内周遊ルートづくりに努めます。また、厚岸町の名産であるカキ等の海産物の購入施設や宿泊施設の整備などを行いながら、長時間の町内滞在を促します。

外国人観光客が安心して快適に観光できる環境づくりのため、案内表示などの多言語化に努めます。

(2)広域観光の推進

歴史、自然等の地域資源の保全と有効活用を図るため、観光案内施設の整備や町内の観光周遊ルートの充実に努めます。また、地域の自然や地場産業を活用した多彩な観光資源の発掘に努めます。

道東圏域の関係団体と連携し、圏域の観光施設などを結ぶ魅力ある観光ルートを構築し、道東圏域への誘客を図ります。

釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会など関係団体と連携し、「食」や「自然」を活用した周遊ルートの充実を図るとともに、厚岸霧多布昆布森国定公園を活かした旅行情報誌などでの情報発信のほか、旅行企画会社への宣伝など、広域での取組に努めます。

民間の食品卸業者(東京)が、厚岸町がスコッチ・ウイスキーの代表的産地であるアイラ島(スコットランド)に似た風土である特徴を活かし、平成27年に町内(宮園)に厚岸蒸溜所を建設。平成28年よりウイスキーの蒸留を開始し、平成 30 年に初商品となる熟成期間の短いニューボーンを発売。蒸溜所において土・日・祝日を中心に、株式会社厚岸味覚ターミナルが主催し見学ツアーを実施しています。

厚岸ウイスキーを活用した厚岸町の新たな食文化・体験観光について、関係事業者や団体などと連携し取り組みます。

(3)食文化の振興

厚岸味覚ターミナル・コンキリエの情報発信機能を十分に活かし、厚岸町の食文化の効果的なPR を展開します。

地産地消の運動展開により、特色ある豊かな食文化を醸成するとともに、「食」関連事業者や近隣市町村との連携により、観光などの産業に活かします。また、「食」をテーマとする地域のイベントの開催など、「食」によるまちおこしに向けた啓発と実践、参加の機会の創出に努めます。

特色ある食文化の創造と定着をめざし、これまでも「町民みな調理師チャレンジ事業」に基づいた町民参加の事業展開を進めてきており、今後も積極的な事業展開により、食文化活動の町民生活への浸透を図り、町民、生産者、食品加工事業者、商店・飲食店など、地域全体で「食の魅力」を通じたまちの活性化に結びつけていきます。

第2章 地域別構想

1 中心市街地域

中心市街地域は、湖北地域（港町・真栄・宮園・白浜・住の江・山の手・光栄）と湖南地区（湾月・有明・若竹・松葉・梅香・奔渡）からなり、どちらも都市計画区域をもつ地域です。

当地域は町民の約7割が居住し、行政や医療・福祉などの公共施設が集積するまちの中心的地域であるほか、漁業、商工業等が展開する産業地域という側面もあります。

さらに、各種の観光施設が立地する交流の拠点的な地域として町民や観光客など、多くの人に親しまれています。

1. 地域の発展経緯

◆地域の沿革

中心市街地域の発展の歴史は古く、史実が残るものでも、寛永年間（1624～1644年）にアッケシ場所が開設されたことに始まります。現在の中心市街地域の基盤が形作られたのは明治期となります。明治24（1891）年に厚岸郡役所が廃止され、新たに設置された厚岸戸長役場の行政となり、明治33（1900）年に施行された北海道一級町村制により、4町7村（湾月町・若竹町・梅香町・松葉町・奔渡村・真竜村・苫多村・床潭村・末広村・璃瑠瀾村・別寒辺牛村）が合併して厚岸町となり、当地域が町域拡大した町の中心的地域となりました。

その後、明治42（1909）年に役場が湾月町から梅香町に移転、これ以降道立厚岸水産高等学校や道立厚岸潮見高等学校が立地するなど教育施設の充実も進みました（町内の道立高校2校は平成21年に統合し、北海道立厚岸翔洋高等学校として開校）。

昭和33（1958）年に役場が湖北地区に移転し、以降、町立厚岸病院をはじめとする各種公共施設等が湖北地区に移転し集積しています。

厚岸大橋や厚岸漁港の整備の進展もあり湖南地区は漁業の中心地として、また湖北地区は行政の中心地として、現在の中心市街地域が形成されました。

2. 地域づくりに向けた住民の声

土地利用に関する意見

・情報館を利用するのですが、前の広い空き地にちょっとしたあずまや風の物があったり、小さい子供が遊べる小公園がほしい。

交通に関する意見

・奔渡地区の道路状態がとても悪いです。

・コンキリエや厚岸大橋付近の道路がどちらも分かりづらい、狭い、街路樹で見づらい。

・町道の歩道は草が伸び放題で、大変みっともないと思います。

・駅前通りをもう少し整備し、観光客の人達が潤える様に、駅前通りに花のプランターでも置いたら良いのでは。

水と河川に関する意見

・大雨による浸水被害防止。

衛生処理に関する意見

・春先、蛇口から牛の尿の臭いがする水が出てくる。

生活環境に関する意見

・公園が綺麗だと外で遊べるのにという声も聞きます。私も子供がいますが、公園も鹿のフンだらけでなかなか遊べません。

・子野日公園のアスレチックもとても楽しかったのに、無くなってしまってとても残念です。子供や家族連れが楽しめる場所が多くあると、とても住みやすいなと感じます。

・床潭に行く道にたくさんのゴミが投げられているので、環境づくりを見直してほしい。

・温水プール施設内の改良。中で軽食の提供、お風呂設置など。

防災環境に関する意見

・災害時の避難場所について。厚岸は平地のほとんどが海抜数メートルしかないのに、本町側の避難場所が少ない。山への避難階段も出来ているが、高齢者は階段を登ることができない。街なかのどこかに避難場所を作る必要があるのではないでしょうか。

・町役場を高台に移動する。(町役場は避難のための用具が揃っているし、役場は避難中の情報発信の面でも重要)

・電柱の地中化をする町は他にもあるのに、厚岸町は進まないのですか？

産業環境に関する意見

・子野日公園のフゲンゾウの木の枠が小さいので、桜がかわいそうです。寒冷地で育成が難しいなら、もう少し木の枠を大きくしてはどうでしょうか。また、これらの案内板がなかった様な気がします。経路の矢印案内図もあったら良いと思います。

・道の駅と直売店と休みの日が同じ時に観光客が寄る場所、牡蠣が買えないと困っていた。閉店時間も早いし、民間と町で連携して何とかならないのでしょうか。

3. 地域づくりの方針

◆中心市街地域の将来像

歴史や食を通じたふれあいと、
町民の多様な生活場面の舞台となる
魅力溢れる中心市街地域

◆地域方針

(1)安心な生活環境づくり

世帯数が多い中心市街地域において、誰もが安全・安心に生活ができる環境づくりとともに、地震や火災などの災害時に対応できる交通網・道路環境の向上や避難場所の整備、治山整備、空き家対策など災害に強い環境づくりをめざします。

①安全・安心で暮らしやすい生活環境づくり

1)居住エリアの生活環境の充実

ア)一元化した空き家や住宅・空き地情報の提供などによる、良質な住宅地の確保や地域特性に応じた良好な住環境の確保

イ)誰もが安全で安心できる住環境づくりに向けた、ユニバーサルデザインの推奨や耐震性向上のための情報提供

ウ)居住者の利便性とまちなかの活性化に向けたまちなか居住の推進

2)集会所などの地域のコミュニティ活動拠点となる施設の維持管理や、スポーツ・レクリエーション施設における必要に応じた機能拡充

3)必要性・重要性に即した生活道路の維持・補修に加え、通学路及び地域の利用状況に合わせた交差点改良や歩・車道の分離、交通安全灯、防護策、道路標識など交通安全施設の整備推進

4)利用者ニーズに合わせた既存公園の施設・機能の適正化や老朽化の状況に応じた計画的な改修整備

5)地域の高齢者や障がい者などが安心・安全、便利に生活できる環境づくりに向けた、事業者・関係機関と連携した鉄道・バスの公共交通機関の維持や機能の充実

6)より利便性の高いバス交通サービス確保のための公有車両(通学バス等)の有効活用や、路線バス運行ダイヤの改善、デマンドバスの運行内容の見直し

7)関連部局との連携による野生動物の獣害対策

②福祉・子育支援の環境づくり

1)公共施設等周辺でのバリアフリー化による安全で快適に利用できる道路環境づくり

2)多様な子育てニーズに対応し、安全で安心できる児童福祉施設の整備と維持管理

3)今後の少子化に対応した学校教育の方向性を見据えた、適切な人的配置や学校施設・設備の整備充実

③防災環境づくり

1)災害に強い都市基盤づくり

ア)強化された防災・災害体制の維持

イ）避難場所・避難路の定期的な点検と適正な維持管理、及び新たな避難場所の整備検討や避難場所への必要に応じた仮設トイレ・備蓄庫の設置

ウ）老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等で地震等による倒壊や放火誘発などの恐れのあるものについて、「厚岸町空家等対策計画（令和3年2月）」に基づき権利者等に対する適切な管理指導、解体等の対策

エ）北海道が指定した緊急輸送道路について、適切な整備・維持管理や無電柱化への要望

オ）厚岸漁港における、耐震岸壁などの整備による防災機能の向上、及び耐震岸壁と道指定の緊急輸送道路を結ぶことでの災害発生後の確実・円滑な緊急輸送のための道路ネットワークの整備

カ）災害発生後の湖南・湖北地区間の緊急輸送や救急搬送、災害対策要員の往来の確保のための厚岸大橋の代替機能の整備についての検討

キ）港町地区において、生活改善センターの老朽化による建て替えに伴う、集会施設と防災機能を兼ねた複合施設の整備

ク）役場の被災時における行政機能の維持

2）水害に強い環境づくり

ア）低地帯における住宅地などの浸水被害の防止対策や河川の適正な維持管理

イ）市街地で浸水被害の危険性の高い地域での雨水対策施設の整備

3）土砂災害に強い環境づくり

ア）異常気象による山崩れなど、決壊箇所の早期復旧や危険箇所の予防対策の推進と保安林の整備・拡充

イ）地すべりや急傾斜地などにおける防災対策事業の促進

（2）自然と調和した産業環境づくり

下水道未整備地域の事業場等の排水及び河川上流域での家畜排せつ物の適切な管理・処理の普及を促進し、農林漁業環境との健全な調和に配慮した良好な産業環境づくりをめざします。

①産業と自然環境・景観が調和する環境づくり

1）公共下水道の予定地区での整備促進と、整備予定のない地区における個人・事業者による合併処理浄化槽設置の推進

2）下水道未整備地域の事業場等の排水の不適切な処理の防止

3）市街地の無秩序な土地利用を抑制し、市街地周辺の自然環境の保全と育成

4）良好な漁業生産基盤の整備・継続と、活力ある水産業の構築

ア）海岸浸食対策による漁場などの保全

イ）漁港整備による湖南地区へ移転した厚岸漁業協同組合地方の施設の有効利用と維持並びに湖北地区の市場移転跡地の有効活用についての検討

ウ）漁港整備に伴う安全で円滑なアクセス道路の位置づけ・整備の検討

(3)交流のまちづくり

厚岸味覚ターミナル・コンキリエなどの交流拠点を中心に、町独自の自然・歴史・食を活用した交流・観光のネットワークづくりや、子野日公園・宮園公園などの自然環境を活かした憩いの場づくりなど、地域住民をはじめ来訪者が楽しめる地区づくりをめざします。

①町の中心的な商業拠点としての環境づくり

1)町の顔となる沿道の景観づくり

ア)沿道の積極的な緑化と植樹ますでの花壇づくり等による花と緑のネットワークづくり

イ)雑草処理や清掃等による沿道景観の向上の推進

2)賑わいのある中心市街地づくり

ア)それぞれの地区での商工住の共存に向けた環境整備、地域に根ざした商業サービスの展開、商店組織による賑わい創出イベント・地元消費拡大の取組などの活動の支援や、やまちなか居住等の促進

イ)高齢社会に対応した買い物環境の向上と地域に根ざした商業サービスなど魅力ある商業機能の整備

ウ)湖南地区中心部での賑わいの拠点づくり(松葉憩いの広場周辺ゾーン)

エ)市街地の空き店舗、空き地の有効活用の検討

オ)今後、商店街における経営者の高齢化や後継者不足などによる空き店舗・空き地のさらなる増加など社会情勢の変化の急激な進行によっては、湖北地区・湖南地区の現在の商業系用途地域から住居系用途地域への変更も視野に入れた検討を行います。

②地区の資源を活かしたまちづくり

1)町の資源を活かした新たな交流拠点・観光の機会づくり

ア)厚岸町の名産であるカキ等の海産物の購入施設整備をはじめとした、地域の食の魅力や歴史、自然等の地域資源を活かした個性ある観光の形成と、隣接町などとの広域連携による体験観光の展開

イ)地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進と、宿泊施設の整備などによる長時間の町内滞在の促進

ウ)外国人観光客が安心して快適に観光できる環境づくりに向けた、案内表示などの多言語化などの多言語化

2)厚岸味覚ターミナル・コンキリエやJR厚岸駅等を中心とした交流拠点のネットワーク化

ア)厚岸味覚ターミナル・コンキリエやJR厚岸駅等の情報発信機能を十分に活かした、厚岸町の食文化の効果的なPRの展開

3)既存交流拠点の魅力づくり

ア)自然環境を活かしながら、レクリエーションや観光の拠点として魅力ある公園づくり(子野日公園・森林センターなどの適正な維持管理や案内板設置など、見せ方の改善)

イ)スポーツや健康づくり等が楽しめる魅力ある公園づくり、及び生物多様性確保の観点からのエコロジカルネットワーク形成の検討(宮園公園の適正な維持管理)

ウ)宮園公園における長期未供用の区域について、都市計画変更を検討

4)旧真龍中学校校舎については、周辺環境への影響や民間による有効活用、売却の可能性、解体後の土地の利活用等を考慮して、優先順位を定めながら建物のあり方を検討します。

③まちを楽しむ環境づくり（協働の地区環境づくり）

1）自治会活動をはじめとする町民の自主的なコミュニティ活動や協働のまちづくりによる活動の支援推進

2）地域の高齢者の生きがいづくりの推進のため、身近な地域の中での積極的な社会参加を支援

3）地域住民と行政による協働の地区環境づくり

ア）まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の促進と、まちづくり活動を行う各種団体への支援制度等の情報提供

イ）各地区のコミュニティ施設・公園・沿道等における花と緑づくり、及び良好な環境づくり

□地域づくり方針図 中心市街地域(湖南地区)

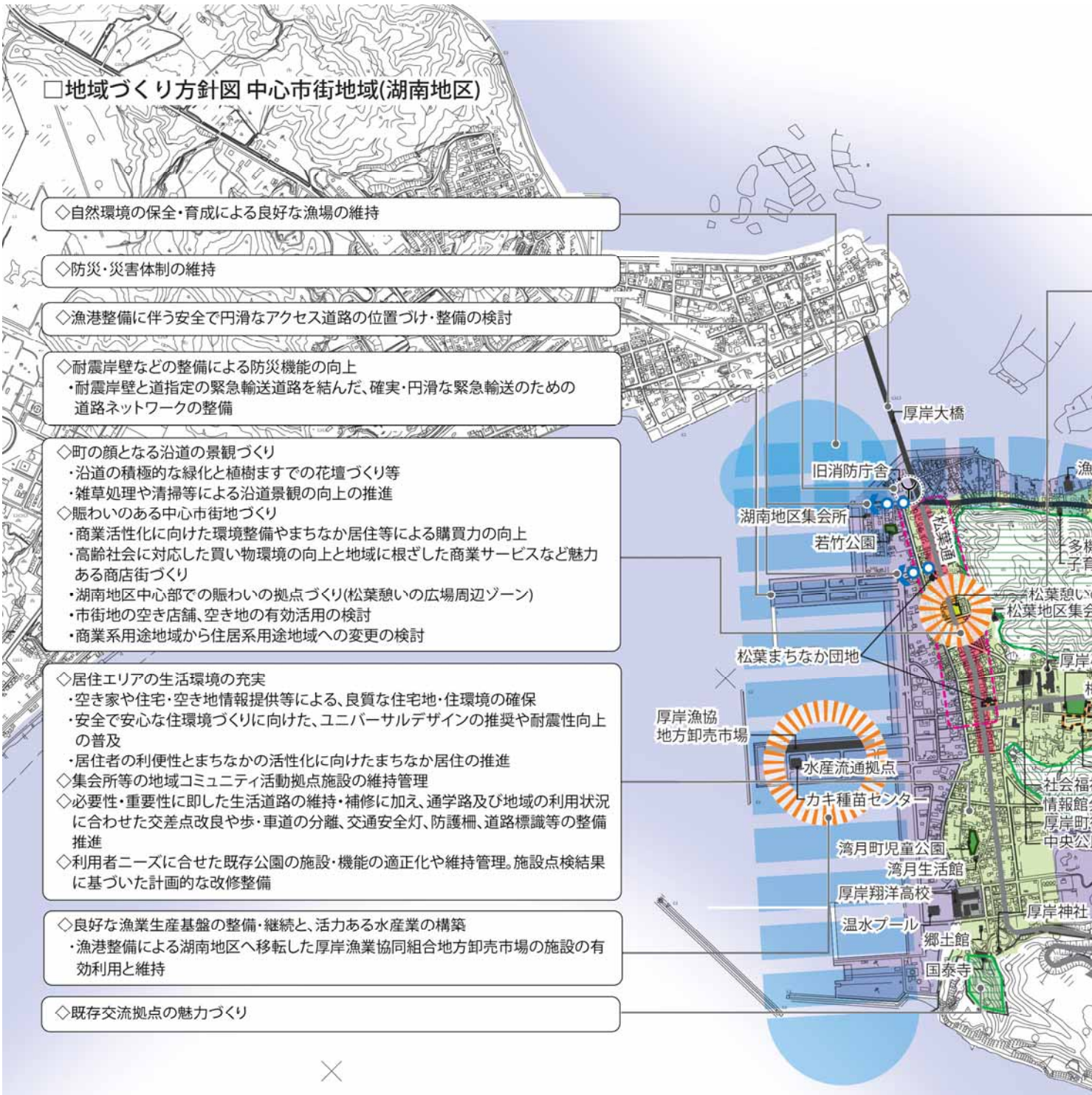

【全体】

◇関連部局との連携による、野生動物の獣害対策
◇公共施設等周辺でのバリアフリー化による安全で快適な道路環境づくり
◇多様な子育てニーズに対応し、安全で安のできる児童施設の整備と維持管理
◇今後の少子化に対応した学校としての適切な人的配置や学校施設・設備の整備充実
◇災害に強い都市基盤づくり
・避難場所・避難路の定期的な点検・維持管理。新たな避難場所の整備検討、避難場所への必要に応じた仮設トイレ・備蓄庫の設置
・「厚岸町空家等対策計画」に基づいた、老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等の権利者等との調整のもとでの解体等の対策
・北海道が指定した緊急輸送道路について、適切な整備維持管理や無電柱化への要望

◇町の
・名産
光の
◇コン
・町の
・地域
◇学習
◇高齢
◇地域
・まち
・コミ

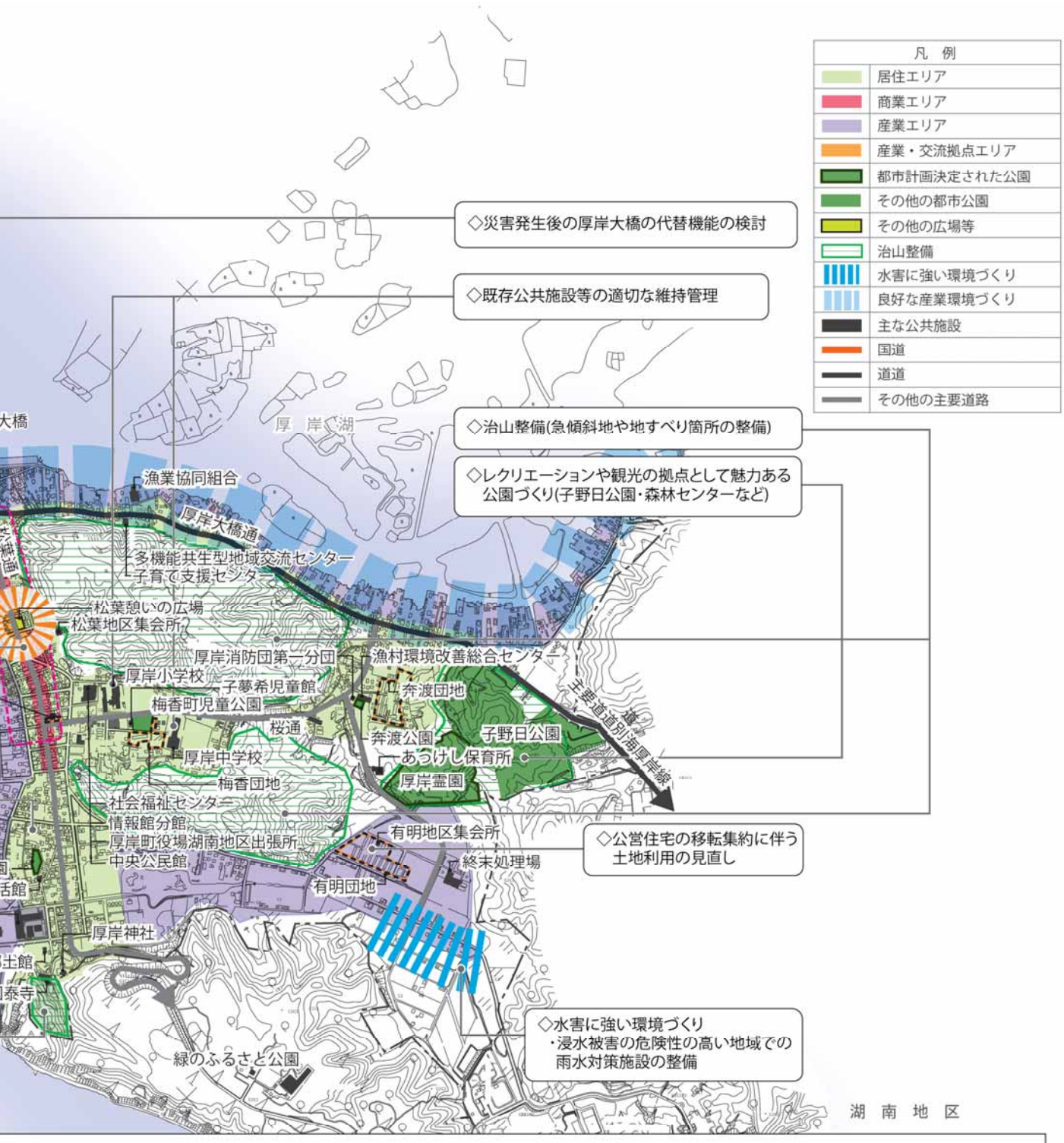

◇町の資源を活かした新たな交流拠点・観光の機会づくり
・名産であるカキ等の海産物の購入施設整備をはじめとした、地域の食の魅力を活かした個性ある観光の形成と、広域連携による体験観光の展開
◇コンキリエやＪＲ厚岸駅等を中心とした交流拠点のネットワーク化
・町の自然・歴史・食を活かした観光・交流の拡大に向けた、観光案内施設整備や町内観光周遊ルートの充実
・地域の自然や地場産業を活用した多彩な観光資源の発掘と観光情報等の提供

体等の対策

◇学習活動やボランティア活動等の継続支援による学習機会の充実。活動成果を活用した地域づくり
◇高齢者の生きがい活動、社会活動の推進と充実
◇地域住民と行政による協働の地区環境づくり
・まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の拡充と、各種団体への支援制度等の情報提供
・コミュニティ施設・公園・沿道等における花と緑づくり、良好な環境づくり

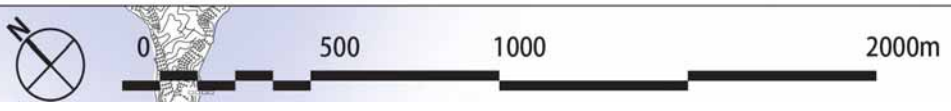

□地域づくり方針図 中心市街地域(湖北地区)

【全体】

◇居住エリアの生活環境の充実
- ・空き家や住居・空き地情報提供等による良質な住宅地・住環境の確保
- ・安全で安心な住環境づくりに向けた、ユニバーサルデザインの推奨や耐震性向上の普及
- ・居住者の利便性とまちなかの活性化に向けたまちなか居住の推進

◇集会所等の地域コミュニティ活動拠点施設の維持管理や、スポーツ・レクリエーション施設における必要に応じた機能拡充

◇必要性・重要性に即した生活道路の維持・補修に加え、通学路及び地域の利用状況に合わせた交差点改良や歩・車道の分離、交通安全灯、防護柵、道路標識等の整備推進

◇利用者ニーズに合わせた既存公園の施設・機能の適正化や維持管理。施設点検結果に基づいた計画的な改修整備

◇関連部局との連携による、野生動物の獣害対策

◇公共施設等周辺でのバリアフリー化による安全で快適な道路環境づくり

◇多様な子育てニーズに対応し、安全で安心できる児童施設の整備と維持管理

◇今後の少子化に対応した学校としての適切な人的配置や学校施設・整備の整備充実

◇学習活動やボランティア活動等の支援継続による学習機会の充実。活動成果を活用した地域づくり

◇高齢者の生きがい活動、社会活動の推進充実

◇地域住民と行政による協働の地区環境づくり
- ・まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の拡充と、各種団体への支援制度等の情報提供
- ・コミュニティ施設・公園・沿道等における花と緑づくり、良好な環境づくり

◇災害に強い都市基盤づくり
- ・避難場所・避難路の定期的な点検・維持管理。新たな避難場所の整備検討、避難場所への必要に応じた仮設トイレ・備蓄庫の設置
- ・「厚岸町空家等対策計画」に基づいた、老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等の権利者等との調整のもとでの解体等の対策
- ・北海道が指定した緊急輸送道路について適切な整備維持管理や無電柱化への要望

◇公共下水道の予定地区での整備促進と、整備予定のない地区における合併処理浄化槽設置の推進

◇下水道未整備地域の事業場等の排水の不適切な処理の防止

◇市街地の無秩序な土地利用を抑制し、市街地周辺の自然環境の保全と育成

凡 例
居住エリア
商業エリア
産業エリア
産業・交流拠点エリア
都市計画決定された公園
その他の都市公園
その他の広場等
治山整備
水害に強い環境づくり
良好な産業環境づくり
主な公共施設
国道
道道
その他の主要道路
尾幌糸魚沢道路
◇コンキリエやＪＲ厚岸駅等を中心とした交流拠点のネットワーク化
・町の自然・歴史・食を活かした観光・交流の拡大に向けた、観光案内施設整備や町内観光周遊ルートの充実
・地域の自然や地場産業を活用した多様な観光資源の発掘と観光情報等の提供
◇町の資源を活かした新たな交流拠点・観光機会づくり
・名産であるカキ等の海産物の購入施設整備をはじめとした、地域の食の魅力を活かした個性ある観光の形成と、広域連携による体験観光の展開
◇既存公共施設等の適正な維持管理
◇生活改善センターの老朽化による建て替えに伴う、集会施設と防災機能を兼ねた複合施設の設備
◇水害に強い環境づくり
・低地帯における浸水被害の防止対策や河川の適正な維持管理
・浸水被害の危険性の高い地域での雨水対策施設の整備
◇災害発生後の厚岸大橋の代替機能の検討
◇役場の被災時における行政機能の維持
◇厚岸漁業協同組合地方卸売市場の移転後跡地の有効活用法の検討
◇町の顔となる沿道の景観づくり
・沿道の積極的な緑化と植樹ますでの花壇づくり等
・雑草処理や清掃等による沿道景観の向上の推進
◇賑わいのある中心市街地づくり
・商工住の共存やまちなか居住等による購買力の向上
・高齢社会に対応した買い物環境の向上と地域に根ざした商業サービスなど魅力ある商業機能の整備
・市街地の空き店舗、空き地の有効活用の検討
・商業系用途地域から住居系用途地域への変更の検討
◇移転・改築後の消防庁舎を通した防災・災害体制の強化
校校舎の有効活用による
に向けた、用途地域の見
た検討
JR根室本線(花咲線)
国道44号
住の江町
住の江丘陵公園
住の江地区集会所
山の手会館やまびこ05
厚岸味覚ターミナル コンキリエ
宮園丘陵公園
旧真龍中学校
宮園丘陵地区集会所
宮園高台公園
宮園1号遊園地
団地
さくら幼稚園
団地
真龍中学校
白浜団地
白浜地区集会所
公園
山手通
一般道道厚岸停車場線
消防庁舎
宮園地区集会所
くらしの交流広場
町立厚岸病院
保健福祉総合センター
地域包括支援センター
住の江公園
カトリック幼稚園
港町1号公園
職業訓練センター
港町2号公園
港町海洋公園
生活改善センター
真龍小学校
友遊児童館
警察署
JR厚岸駅
本の森厚岸情報館
厚岸町役場
駅前通
真栄地区集会所
厚岸大橋通
厚岸漁協直売店
厚岸大橋
海事記念館
町民広場
N
0
500
1000
2000m

2 農村地域

農村地域は、糸魚沢・若松・トライベツにより構成される北東部地区と、太田・片無去により構成される北西部地区、尾幌・上尾幌により構成される西部地区からなる地域です。

地域の大半は緩やかな丘陵地上に広がる酪農地帯です。西部地区の上尾幌地区ではハウスによる菌床しいたけ生産も行われています。

農村地域は豊かな自然環境地域としての側面もあり、別寒辺牛川周辺の湿地の一部はラムサール条約に登録され、水鳥をはじめとする動植物の宝庫ともなっています。

1. 地域の発展経緯

◆地域の沿革

当地域は明治23(1890)年、現在の太田地区に山形県や石川県など8県の士族440戸が移住し、太田屯田兵村を創設、同時に道庁令による太田村が設置されたことに始まります。その時、村の中心として現在の太田郵便局の前に戸長役場が設置されました。

屯田兵は北太平洋の警備と農業開拓を目的として入植しましたが、当時は畑作や養蚕だけを考えており、根釧地帯の寒冷と濃霧、そして泥炭地と火山灰地の多い土地での農業開拓は過酷を極めたようです。

現在の酪農地域としての発展の始まりは、昭和の年代に入ってから畜産・酪農以外は不適な土地であることが認められた以降となりますが、畜産・酪農発展の布石となるのは明治23(1890)年に始めて牛が飼われたことに始まります。その後、大正2(1913)年に太田種付所が設置され釧路管内有数の馬産地となると共に牛の飼育も次第に拡大していきました(この頃飼われていたのは肉牛でした)。乳牛に対する関心は大正8(1919)年頃からようやく高まりはじめ、以降、酪農業の先進地としての基礎を築くとともに、昭和に入ってから現在の大酪農地帯へと発展を遂げています。

2. 地域づくりに向けた住民の声

交通に関する意見

・農免道路の傷みがひどいので補修してほしい。

・片無去～大別道の未舗装の部分を何とかしてほしい。

衛生処理に関する意見

・上尾幌のトイレが簡易水洗で臭いので困っています。毎日使うものなので、水洗化されるかトイレが綺麗になると嬉しいです。

生活環境に関する意見

・駅周辺の花壇整備、桜の木を植えたい。

・きれいな海を一望できる公園、または駐車場にベンチを置く（望洋台などに）。

・オートキャンプ場等、何度も訪れる町。

産業環境に関する意見

・酪農家さんが管理するこやしや工場などの化学品臭などもなくなると若い方も増えるのではないかと思います。

3. 地域づくりの方針

◆農村地域の将来像

自然と調和した心和む環境の中で
持続的・安定的な生産を継続できる農村地域

◆地域方針

(1)安心な生活環境づくり

農村地域においても誰もが安全・安心・快適に生活できる環境づくりとともに、火災や水害などの災害に備えた環境づくりをめざします。

①交通の便の強化

1)農村地域の住民が安心・便利に生活できる環境づくりに向けた、事業者・関係機関と連携した鉄道・バスの公共交通機関の維持や機能の充実

2)より利便性の高いバス交通サービス確保のため、既存の公共交通サービスの有効活用や、デマンドバスの運行内容の見直し

②災害に強い環境づくり

1)地区の状況に応じた消火栓や防火水槽の設置など、消防水利の計画的な整備と更新

2)低地帯における浸水被害の防止対策や河川の適正な維持管理

③生活環境づくり

1)各地区の必要性・重要性に応じた既存道路の適正な維持管理・補修、吹雪による吹きだまりなどの防止のための防雪柵の整備推進など、営農環境・生活環境の安全性の確保

2)地域の必要性・利用状況に応じた、街灯または交通安全灯(防犯灯)の整備推進

3)集会所などの地域のコミュニティ活動拠点となる施設の維持管理

(2)自然と調和した産業環境づくり

自然環境との調和に配慮した農業の推進に向け、家畜ふん尿の適正処理と有益な有機肥料としての農地還元など、持続的・安定的な生産を継続できる環境づくりをめざします。

①農業と自然が調和するまちづくり

1)酪農地域周辺の自然環境の保全

2)バイオガスプラント整備の検討も含めた家畜ふん尿の適正な処理・利用を促進し、有益な有機肥料としての農地還元と安定的な地力維持による、環境負荷低減対策及び保全・循環型酪農の推進

3)河畔林の造成の推進、及び水源かん養林の育成と取得の継続

ア)河川の水質浄化のため広葉樹を主体に多機能をもった河畔林造成の推進

イ)水道水源河川のホマカイ川・オッポロ川での流域環境の保全と水質汚濁の防止、及び水源かん養林の育成とさらなる取得の継続

ウ)水道水源河川のオッポロ川での流域環境の保全と水質汚濁の防止

②産業を育てる環境づくり

1)これまで整備した農地を活用し、自給飼料を基本とした飼料生産基盤と農業用施設の計画的な整備

2）自給飼料の低コスト生産や乳量・乳質などの生産性の向上を図るための、計画的な草地改良の促進による、農地の高度利用と農用地の保全
3）関係機関と連携した、エゾシカによる食害（牧草被害）防止対策としての侵入防止柵設置の促進や駆除の実施
4）農業・農村の持つ多面的機能発揮のための地域活動の支援
5）上尾幌地区の菌床しいたけ生産の安定化と活性化、新規着業者の確保
ア）きのこ菌床センターの適正な運営・維持、及び生産者の経営安定への支援
イ）地区の維持・活性化に向けた、新規着業者確保のための生産者と連携した受入体制の整備
6）地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設の整備
ア）公共下水道を予定していない地区における個人・事業者による合併処理浄化槽設置の推進
イ）下水道未整備地域の事業場等の排水の不適切な処理の防止

（3）交流のまちづくり

地区の玄関口としての沿道・JR駅周辺の景観づくりや、各地区の交流施設・歴史的資源・自然環境などを活用し、協働によって地区の魅力を高める交流のまちづくりをめざします。

①地区の玄関口としての景観づくり

地区の玄関口となる国道・道道沿道やJR駅周辺での景観づくり
ア）沿道・JR駅周辺の積極的な緑化と植樹ますでの花壇づくり等による花と緑のネットワークづくり

②自然や歴史を活かした交流環境づくり

1）地区の交流拠点・歴史的資源などの有効活用の検討（太田農村公園・太田屯田開拓記念館・らくとぴあなど）
2）廃校舎（上尾幌小中学校・尾幌小中学校・糸魚沢小学校・片無去小中学校）の有効活用法の検討と適切な管理
3）地域住民が農業を楽しめる拠点としての上尾幌ふれあい体験農園の適正な維持管理と利用の拡大
4）各地区の交流拠点となっている農村公園等の適正な維持管理や整備の充実（太田農村公園・尾幌酪農ふれあい広場・上尾幌学びやま公園）

③まちを楽しむ環境づくり（協働の地区環境づくり）

1）自治会活動をはじめとする町民の自主的なコミュニティ活動や協働のまちづくりによる活動の支援推進
2）地域の高齢者の生きがいづくりの推進のため、身近な地域の中での積極的な社会参加を支援、社会活動の推進と充実
3）地域住民と行政による協働の地区環境づくり
ア）まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の拡充と、まちづくり活動を行う各種団体への支援制度等の情報提供
イ）道路脇の雑草駆除、地区の花と緑づくりなど

□ 地域づくり方針図『農村地域』

【糸魚沢集落】
◇地域住民の安心・便利な環境づくりに向けた、事業者・関係機関と連携した鉄道・バスの公共交通機関の維持や機能の充実
◇利便性の高いバス交通サービスのための既存の公共交通サービスの有効活用
◇地区の玄関口となる国道やＪＲ駅周辺での景観づくり
◇廃校舎（糸魚沢小学校）の有効活用の検討

【全体】
◇地区の状況に応じた消火栓や防火水槽の設置など、消防水利の計画的な整備
◇必要性・重要性に応じた、既存道路の適正な維持管理・補修、吹雪による吹きだまり等の防止対策など、営農環境・生活環境の安全性の確保
◇地域の必要性・利用状況に応じた、街灯または交通安全灯（防犯灯）の整備推進
◇集会所等の地域コミュニティ活動拠点施設の維持管理
◇酪農地域周辺の自然環境の保護・育成
◇家畜ふん尿の適正な処理・利用を促進し、有益な有機肥料としての農地還元と安定的な地力維持による、環境負荷低減対策及び保全・循環型酪農の推進
◇河畔林の造成の推進、及び水源かん養林の育成と取得の継続
・河川の水質浄化のため広葉樹を主体に多機能をもった河畔林造成の推進
・農地に隣接する河川上流域でのカキ殻等による水質浄化施設の設置促進
◇自給飼料を基本とした飼料生産基盤と農業用施設の計画的な整備
◇自給飼料の低コスト生産や乳量・乳質などの生産性の向上を図るための、計画的な草地改良の促進による、農地の高度利用と農用地の保全
◇エゾシカによる食害（牧草被害）防止対策のための侵入防止柵設置の検討や駆除
◇農業・農村の持つ多面的機能発揮のための地域活動の支援
◇地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設の整備
・公共下水道を予定していない地区における合併処理浄化槽設置の推進
・下水道未整備地域の事業場等の排水の不適切な処理の防止
◇学習活動やボランティア活動等の支援継続による学習機会の充実。活動成果を活用した地域づくり
◇高齢者の生きがい活動、社会活動の推進と充実
◇地域住民と行政による協働の地区環境づくり
・まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の拡充と、各種団体への支援制度等の情報提供
・道路脇の雑草駆除、地区の花と緑づくりなど

【尾幌集落】
◇住民の安心・便利な環境づくりに向けた、事業者・関係機関と連携した鉄道・バスの公共交通機関の維持や機能の充実
◇利便性の高いバス交通サービスのための既存公共交通サービスの有効活用
◇地区の玄関口となる国道沿道やＪＲ駅周辺での景観づくり
◇廃校舎（尾幌小中学校）の有効活用法の検討
◇地区の交流拠点である農村公園等の適正な維持管理や整備の充実（尾幌酪農ふれあい広場）

3 漁村地域

漁村地域は、筑紫恋・床潭・末広により構成される東部沿岸地区と、門静・苫多から構成される西部沿岸地区からなる地域です。

当地域は厚岸湾沿岸に位置し、漁業が盛んで、昆布をはじめとする豊かな海産資源に恵まれています。

また、小島や大黒島をはじめとする、変化に富んだ海岸景観や、夏季の昆布漁風景など、地域を特徴づける景観や景勝地に富む地域です。

1. 地域の発展経緯

◆地域の沿革

北海道における漁業の発展は明治9(1876)年9月の漁場持の廃止がはじまりと言っても過言ではありません。それまで続いた場所請負制の封建的な特権と独占の排除、また漁業従事者への開放は、厚岸においても沿岸漁業発展に大きく影響をもたらしました。

その当時、漁業者の大半はその地区に定住していたわけでなく、湾月町を除いては各地区とも明治10年頃まで集落体制とはなっておらず、漁期のみに賑わいを見せる漁場でしたが、

前記の漁場持の廃止以降、明治10年代になってようやく昆布漁場や奔渡周辺に定住者が出始め、以降、沿岸地域に集落が形成され始めました。

当地域は明治27(1894)年に、末広簡易教育所が許可され、以後、地区に教育施設が充実され始めました。さらに、明治29(1896)年、現在の厚岸漁業協同組合の前身である厚岸牡蠣漁業協同組合の設立など産業の基盤が整備されるとともに、市街地の基盤整備も進められてきました。現在ではカキ、アサリ、昆布など、まちの主要産業を支える漁業地域として発展を遂げています。

2. 地域づくりに向けた住民の声

交通に関する意見

・高齢者が車を運転しなくてもすむ町づくりを考えていきたい。

・舗装道路の凹凸を何とかしてください。

生活環境に関する意見

・厚岸町は他地域に無い優れた自然環境の基盤の上に産業や暮らしが成り立っています。その割には、海岸には漁業系の廃棄物や、道路わきには生活ゴミが目立つ。

防災環境に関する意見

・津波時の避難場所に建物が無い所がありますが、作る事は出来ないでしょうか？

・災害時に使用・利用できる機能のついた公園が必要。

産業環境に関する意見

・カキで有名なおしゃれなレストランやBarが望洋台あたりにあったら素敵だなと思います！海の見える絶景スポットで、優雅なひとときを過ごせる厚岸の自慢になるお店がもう少し欲しいです。

3. 地域づくりの方針

◆漁村地域の将来像

安心に満ちた環境の中で、まちの活力を育む漁村地域

◆地域方針

(1)安心の地区環境づくり

既存道路の適正な維持管理・補修による交通の安全性の確保、及び公共交通機関の維持や機能の充実など、市街地への交通ネットワークの円滑化に努め、地域住民が買い物・通院・通学などの日常生活を安全・安心・便利に暮らせる地区をめざします。

①交通の便の強化

1)漁村地域の住民が安心・便利に生活できる環境づくりに向けた、事業者・関係機関と連携した鉄道・バスの公共交通機関の維持や機能の充実

2)より利便性の高いバス交通サービス確保のため、既存の公共交通サービスの有効活用や、デマンドバスの運行内容の見直し

②生活環境づくり

1)各地区の必要性・重要性に応じた既存道路の適正な維持管理・補修など、漁村地域の生活環境の安全性の確保

2)地域の必要性・利用状況に応じた、街灯または交通安全灯(防犯灯)の整備推進

3)集会所などの地域のコミュニティ活動拠点となる施設の維持管理

4)地域住民と行政による協働の地区環境づくり

ア)まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の促進と、まちづくり活動を行う各種団体への支援制度等の情報提供

イ)道路脇の雑草駆除、地区の花と緑づくりなど

5)自治会活動をはじめとする町民の自主的なコミュニティ活動や協働のまちづくりによる活動の支援推進

6)地域の高齢者の生きがいづくりの推進のため、身近な地域の中での積極的な社会参加を支援活動、社会活動の推進と充実

7)厚静小学校、床潭小学校の有効活用法の検討と適切な管理

(2)産業を育てる環境づくり

沿岸地域の基幹産業である漁業のさらなる発展に向けた、漁港利用者の利便性を考慮した環境づくりや施設整備、及び漁村周辺の自然環境の保全・育成に努めます。

また、漁村地域の特徴を活かし自然・食の資源等を活用した地域振興をめざします。

①産業を育てる環境づくり

1)漁港利用者の利便性を考慮した施設整備による、施設の有効利用

2)地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設の整備

ア)公共下水道を予定していない地区における個人・事業者による合併処理浄化槽設置の推進

イ)下水道未整備地域の事業場等の排水の不適切な処理の防止

3)漁場などを保全するための、海岸浸食対策の取組の促進

4)漁村地域周辺の自然環境の保全

②産業資源を活かした交流環境づくり

漁村地域の特徴を活かし、自然・食の資源等を活用した個性ある地区づくり

(3)災害に強い環境づくり

津波や地すべりなど自然災害の危険性が高い沿岸地域での、避難場所や避難路の確保、老朽空き家・廃屋等への対応、火災に備えた消火栓や防火水槽の確保など防災環境の整備に努め、災害に強い環境づくりをめざします。

◆防災環境づくり

1)水害等に強い環境づくり

ア)避難場所・避難路の定期的な点検と適正な維持管理、及び新たな避難場所の整備検討や避難場所への必要に応じた仮設トイレ・備蓄庫の設置

イ)消波堤の嵩上げや離岸堤・護岸等の設置(漁業環境に配慮した整備)

2)火災等に強い環境づくり

ア)地区の状況に応じた消火栓や防火水槽の設置など、消防水利の計画的な整備

イ)老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等で地震等による倒壊や放火誘発などの恐れのあるものについて、「厚岸町空家等対策計画(令和3年2月)」に基づき権利者等に対する適切な管理指導、解体等の対策

□ 地域づくり方針図『漁村地域』

【全体】
◇必要性・重要性に応じた、既存道路の適正な維持管理・補修など、漁村地域の生活環境の安全性の確保
◇地域の必要性・利用状況に応じた、街灯または交通安全灯（防犯灯）の整備推進
◇地域住民と行政による協働の地区環境づくり
・まちおこし補助金制度の活用による自主・主体的活動の拡充と、各種団体への支援制度等の情報提供
・道路脇の雑草駆除、地区の花と緑づくりなど
◇学習活動やボランティア活動等の支援継続による学習機会の充実。活動成果を活用した地域づくり
◇高齢者の生きがい活動、社会活動の推進と充実
◇地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設の整備
・公共下水道を予定していない地区における合併処理浄化槽設置の推進
・下水道未整備地域の事業場等の排水の不適切な処理の防止
◇水害等に強い環境づくり
・避難場所・避難路の定期的な点検・維持管理。新たな避難場所の整備検討、避難場所への必要に応じた仮設トイレ・備蓄庫の設置
◇火災等に強い環境づくり
・地区の状況に応じた消火栓や防火水槽の設置など、消防水利の計画的な整備
・「厚岸町空家等対策計画」に基づき、老朽空き家や長期間使われずに放置されている廃屋等の権利者等との調整のもとでの解体等の対策

凡例
方針
良好な産業環境の維持、快適な生活環境づくり
漁業拠点（漁業集落）
国道
道道
その他の主要道路
河川
尾幌糸魚沢道路
至 浜中町
813
JR 根室本線
糸魚沢
太田
厚岸IC(仮)
尾幌糸魚沢道路
◇地域住民の安心・便利な環境づくりに向けた、事業者・関係機関と連携したバスの公共交通機関の維持や機能の充実
◇利便性の高いバス交通サービスのための、既存の公共交通サービスの有効活用
◇集会所等の地域コミュニティ活動拠点施設の維持管理
門静駅
厚岸駅
湖北地区
門静
湖南地区
厚岸湾
厚岸湖
苫多
筑紫恋
123
至 浜中町
床潭
末広
小島
大黒島
◇漁港利用者の利便性を考慮した施設整備による、施設の有効利用
◇海岸浸食対策の取組の促進
◇漁村地域周辺の自然環境の保護・育成
◇水害等に強い環境づくり
・消波堤の嵩上げや離岸堤・護岸等の設置
0
500
1000m

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の進行管理

(1)各種事業の実施に関する進行管理

まちづくりに関する各種事業の実施に向けて、本計画における当該事業の位置づけ・評価をもとに、既存制度や関連計画との連携を図るとともに、町民に対する情報提供や意見収集、事業内容に応じた説明・検討の機会の開催など、適切に意向反映・周知を行います。

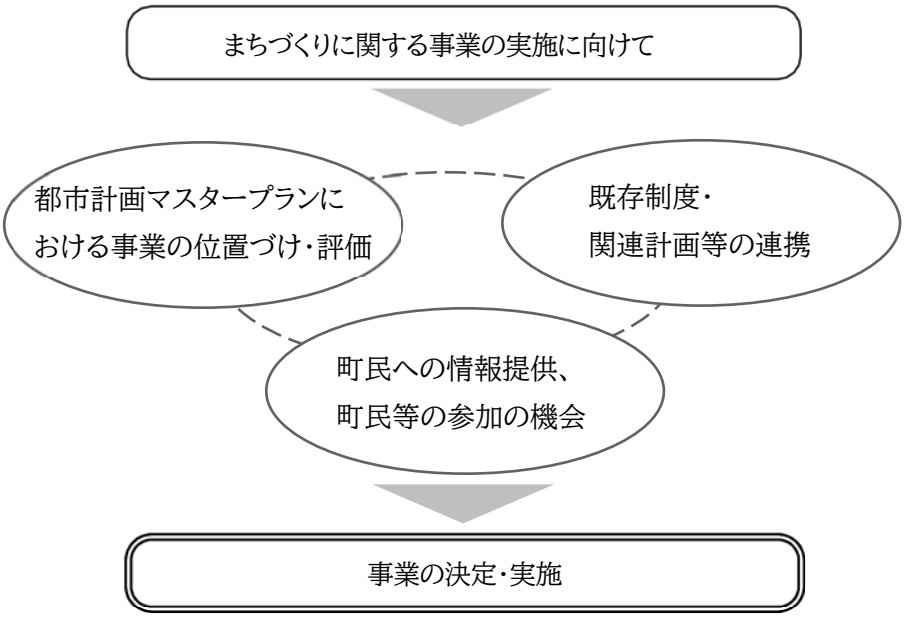

(2)コンパクトなまちづくりに向けた検討

社会動向として環境負荷の低減、都市の防災力の向上、都市のバリアフリーへの都市計画としての対応が必要となっています。今後は特に、人口減少が進み、高齢者のさらなる増加が見込まれる中では、コンパクトなまちづくりを進めることが重要となっています。

このような観点から、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の策定や当計画に係る制度が設けられたところであり、厚岸町においても立地適正化計画の必要性について検討を進めます。

一方、立地適正化計画を策定せず、制度に基づく届出・勧告や各種支援措置等を活用しない場合においても、コンパクトなまちづくりを進めることが重要なことには変わりはなく、医療・福祉・商業等の都市機能、居住の集約やこれと連携した公共交通のネットワークの充実などによるコンパクトシティに向けた対応の検討を進めます。

2 町民へのまちづくり情報の提供

町民へのまちづくり情報の提供の方法として、町広報誌や町ホームページなどを活用し、積極的な広報に努めます。

公開した情報やまちづくりに対する意見・意向等を広く求め、これを積み上げて各種の事業に反映させるとともに、より多くの意見を反映させることができる環境づくりに努めます。また、都市計画（用途地域、都市施設等）の見直し・変更の検討に当たっても、同様に町民に広く説明しつつ意見を求め、これを積み上げて変更案等を作成し、町広報誌・町ホームページの活用、アンケート調査の実施、説明会の開催等を通した周知・理解に努めます。

3 協働のしくみづくり

(1)町民による植林活動、環境保護、花づくり等への支援

町民の「主体的」なまちづくりへの参加の実践として、これまでも実施されてきた町民の森での植林活動や各種環境保護の取組、道路沿道や地区での花づくり・草刈りなどの継続・充実を図るための支援等に努めます。

(2)協働による地区づくり予算

厚岸町のまちづくりに関わる基本姿勢である「協働」による取組の実践として、「協働による地区づくり予算」による事業の実施を推進します。

予算は各地区での小規模な公園づくりや地区の環境保全活動など、比較的軽微なまちづくり事業を対象に、町民と行政が協働で実践するための仕組みです。ただし、毎年の予算計上ではなく、地区の要望が高く、また実施の必要性が認められる事業について弾力的に実施するものとします。以下に予算の目的、執行条件の考え方を示します。

「協働による地区づくり予算」の目的

- ・協働のまちづくりの実現
- ・地区住民との合意と意思疎通による地区づくり
- ・地区コミュニティづくり（学校行事以外で地区住民が集まり、考え、共に汗を流す機会づくり）
- ・日頃、行政の仕事が見えない町民に対する理解と信頼関係の構築（町民に対して目に見える予算執行）
- ・協働のまちづくりの考え方の波及と、自分たちで出来ることは自分たちで行う気運づくり
- ・まちづくりの更なる発展可能性など

予算執行の条件

- ・現況の自治会対象予算のうち、「協働による地区づくり予算」の対象となるものを精査し、既存の予算から極力捻出する（臨時的な事業で、「協働の地区づくり」を執行する場合は除く）。
- ・地区の主体的な発想と合意のもとで要望され、事業実施に対する地区住民の参加協力が見込まれる事業に対して実施する。
- ・公園づくりなど、地区住民も参加することで、整備費用の軽減や有効利用など大きな効果が見込まれる事業に対して実施する。

厚岸町 都市計画マスタープラン

発　行　日：令和６年３月

編集・発行：厚岸町 建設課 土木都市計画係

厚岸郡厚岸町真栄３丁目１番地

TEL　0153-52-3131

HP　https://www.akkeshi-town.jp/